

# 紀の川市文化財保存活用地域計画

(案)

令和 8 年(2026 年)〇月

和歌山県紀の川市



## 目次

<b>序章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 計画作成の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間及び計画の評価、見直し.....	7
3-1. 計画期間.....	7
3-2. 計画の評価、見直し.....	7
4. 計画作成の体制及び経緯.....	8
4-1. 作成体制.....	8
4-2. 作成の経緯.....	9
5. 用語の定義.....	11
<b>1章 紀の川市の概要</b> .....	<b>13</b>
1. 自然的・地理的環境.....	13
1-1. 位置.....	13
1-2. 地形、地質、水系.....	14
1-3. 気候.....	18
1-4. 自然環境.....	19
2. 社会的状況.....	21
2-1. 沿革.....	21
2-2. 人口.....	22
2-3. 交通.....	23
2-4. 土地利用、景観.....	24
2-5. 農業、観光.....	26
2-6. 文化財関連施設.....	28
3. 歴史的背景.....	30
3-1. 原始.....	30
3-2. 古代.....	31
3-3. 中世.....	32
3-4. 近世.....	33
3-5. 近代、現代.....	34
<b>2章 紀の川市の文化財の概要</b> .....	<b>36</b>
1. 指定等文化財.....	36
2. 未指定文化財.....	44
3. 関連する制度.....	50

<b>3章 紀の川市の歴史文化の特性</b> .....	<b>54</b>
1. 紀州の飛鳥.....	55
2. 国の華「紀伊国分寺」と古代寺院.....	55
3. 修験道と観音巡礼の霊地.....	56
4. 街道と門前町が語る紀州徳川家ゆかりの地.....	56
5. 医の偉人たちを育んだ紀の川.....	56
6. 近代化による鉱山開発と織物産業の発展.....	57
7. “農業王国”を支える農業基盤と生産の歴史.....	57
8. 母校に受け継がれる荘園の記憶.....	58
9. 文化財とともに伝わる紀の川市の伝承.....	58
<b>4章 文化財に関する既往の把握調査</b> .....	<b>59</b>
1. 文化財の把握調査の実施状況.....	59
2. 把握調査の課題（調査・研究に関わる課題）.....	60
<b>5章 文化財の保存・活用の基本理念及び基本目標</b> .....	<b>62</b>
1. 保存・活用の基本理念.....	62
2. 保存・活用の基本目標.....	63
<b>6章 文化財の保存・活用に関する課題及び方針</b> .....	<b>66</b>
1. これまでの保存・活用の取組.....	66
2. 市民意向等.....	72
3. 文化財の保存・活用に関する課題及び方針.....	74
<b>7章 文化財の保存・活用に関する事業</b> .....	<b>80</b>
1. 知る（調査・記録）に関する事業.....	81
2. 守る（保存管理）に関する事業.....	82
3. 活かす（魅力創出）に関する事業.....	84
4. 伝える（発信・周知）に関する事業.....	86
5. 支える（担い手）に関する事業.....	88
<b>8章 文化財の防災・防犯</b> .....	<b>90</b>
1. 文化財の防災・防犯の現状及び課題.....	90
2. 文化財の防災・防犯に関する方針及び事業.....	94
3. 文化財の防災・防犯の推進体制.....	96
<b>9章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>98</b>
1. 計画の推進体制.....	98
2. 各主体の役割及び連携体制.....	99

## 序章 はじめに

### 1. 計画作成の背景と目的

紀<sup>き</sup>の川<sup>かわ</sup>市（以下、「本市」という。）は、平成17年（2005年）に紀の川流域に位置する那賀郡の打田町<sup>うちた</sup>、粉河町<sup>こなが</sup>、那賀町<sup>な が</sup>、桃山町<sup>ももやま</sup>及び貴志川町<sup>きしがわ</sup>の5町が合併して誕生しました。本市は、北は大阪府、西は和歌山市に隣接する至便な立地のもと、清流・紀の川がもたらす美しい自然環境に恵まれたまちです。紀の川中流域の肥沃で豊かな大地には古くから人々が集い、長い年月の間営まれた暮らしの中で歴史文化が生まれ、市内各所に遺跡や寺院、神社、祭りが所在するなど、多種多様な文化財が継承されています。

本市はこれまで、国や和歌山県の指定等による文化財保護に加えて、紀の川市文化財保護条例を制定（平成17年（2005年））し、市指定等文化財の保存や活用を推進してきました。合併時には、旧5町が指定していた文化財について、統一した評価基準のもと市指定文化財として見直しを行いました。近年では、市内に所在する粉河寺を構成文化財とする「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」（令和元年（2019年）認定）及び経塚や行場を構成文化財とする「葛城修験一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地」（令和2年（2020年）認定）のストーリーが日本遺産に認定され、地域活性化や観光振興を図るなど、文化財の多様な活用も進みつつあります。

一方、生活様式の変化や人口減少・少子高齢化等を背景に、文化財を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。維持管理のための担い手の不足に加えて、コミュニティの希薄化や歴史文化への関心の低下等が進むことで、これまで地域で受け継がれてきた文化財や歴史文化そのものの継承が困難となりつつあります。また、激甚化、頻発化する自然災害による文化財の被災や新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた祭礼や伝統行事の中止等を起因として、文化財の滅失や散逸といった危険性が高まってきています。加えて、本市の抱える課題として、旧町時代に実施された文化財調査が更新されず、市全体の文化財の現状把握や価値の共有が進んでいないこと、また、文化財を大切に守っていくとの意識が十分浸透していないことが挙げられます。さらに、合併から20年を迎える中で、市としての一体感を高め、市民と協力しながら文化財を盛り上げていく体制づくりも求められています。

本市は、第2次長期総合計画において「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を将来像に掲げ、「住みたい・住み続けたい」まちづくりに取り組んでいます。変化する社会情勢の中にあっても、文化財を確実に継承することは、郷土に対する市民の誇りと愛着を育み、次世代に誇れるまちづくりの基盤として極めて重要と考えます。

紀の川市文化財保存活用地域計画（以下「本計画」という。）は、市民と行政が価値を共有し、歴史文化や文化財を活かしたまちづくりに地域社会全体で取り組むための指針となるものであり、本市に広がる多種多様な文化財を適切に把握し、その保存及び活用を長期的かつ計画的に推進するための文化財行政に関する総合的な計画として作成するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 文化財保存活用地域計画について

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法（以下、「法」という。）第 183 条の 3 に基づく「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。各市町村において取り組む目標や取組の具体的な内容を記載し、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）となります。

文化財保存活用地域計画では、法第 183 条の 3 第 2 項各号及び以下に示す省令、指針等に示す事項等について定めます。

#### 【文化財保護法 第 183 条の 3 第 2 項】

（文化財保存活用地域計画の認定）

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1. 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
2. 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
3. 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
4. 計画期間
5. その他文部科学省令で定める事項

#### 【重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令 第 60 条】

（文化財保存活用地域計画の記載事項）

法第 183 条の 3 第 2 項第 5 号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1. 文化財保存活用地域計画の名称
2. 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
3. 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第 184 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
4. その他参考となるべき事項

#### 【文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針】

地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる事項を記載することができる。

- ・ 関連文化財群
- ・ 文化財保存活用区域
- ・ 地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容

図 1 文化財保存活用地域計画の記載事項

(2) 紀の川市文化財保存活用地域計画の位置づけ

本計画は、和歌山県文化財保存活用大綱を勘案しつつ、紀の川市長期総合計画及び紀の川市教育大綱を上位計画として、本市の文化財行政に関わる総合計画として作成するものです。合わせて、本市のまちづくりや環境、観光、防災等の分野別個別計画等について、本計画と整合、連携、調整を図ります。

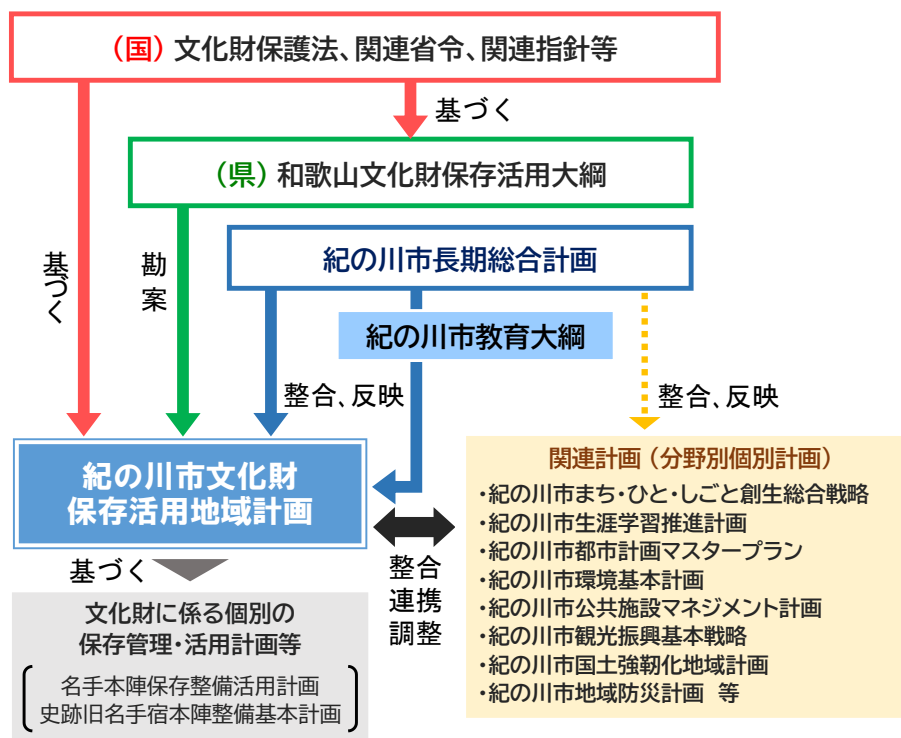


図2 紀の川市文化財保存活用地域計画の位置づけ

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

8章

9章

(3) 上位、関連計画等の概要

1) 上位計画

① 第2次紀の川市長期総合計画・後期基本計画

策定年月	長期総合計画（平成30年(2018年)3月）・後期基本計画（令和5年(2023年)3月）
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）

紀の川市のまちづくりの指針となる最上位計画であり、計画における基本構想に掲げる将来像やまちづくりの目標の実現に向け、市政を進展させるために取り組むべき施策や事業の見通しを明らかにするものです。

将来像として「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を掲げ、歴史資産の保存・活用に関して「市民が地域の歴史と文化を正しく理解し、文化財が適切に保存・活用されているまち」を目指すとしています。

② 第2次紀の川市教育大綱

策定年月	令和5年（2023年）3月改訂
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）

教育基本法第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」として、紀の川市の教育行政を推進するための基本的な指針となるものです。

「生涯共育」子供も大人も元気に育ち学び続ける」を基本理念に掲げ、紀の川市の魅力のひとつでもある伝統ある歴史・文化に触れながら子供も大人も元気に育ち共に学び続ける「生涯共育」を進めます。

2) 大綱

① 和歌山県文化財保存活用大綱

策定年月	令和3年（2021年）3月
計画期間	計画期間定めず

文化財保護法第183条の2第1項に基づく、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱として、和歌山県の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、将来のあるべき姿を実現するために、今後の取組に対する基本的な方針を定めること並びに市町村が地域計画を作成する場合の統一的な指針となるものです。

「後世にわたり、自然・景観・歴史・伝統文化などが織りなす文化遺産を守り引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現し、魅力的な和歌山を創造していく。」を基本理念として、実現に向けた7つの基本方針のもと、文化遺産の「保存・保全と活用との好循環」を図りながら文化遺産を未来に引き継ぐ仕組みをつくり、和歌山の魅力向上を目指します。

3) 関連計画

① 第2期紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月	令和7年（2025年）3月改訂
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、本市長期総合計画に合致する施策を重点的・補完的に推進し、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指します。

基本目標のひとつである「紀の川市へのひとの流れをつくる」の具体的施策として、歴史的遺産等の地域資源を活かした戦略的シティプロモーションの展開や、歴史や文化を活かした観光振興による交流促進を位置づけます。

## ② 第3次紀の川市生涯学習推進計画

策定年月 令和6年(2024年)3月

計画期間 令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

紀の川市教育大綱を基本として、生涯学習を推進するための基本指針となるものです。「みんなが学ぶ」「みんなで学ぶ」「学びを活かす」「学びをすすめる」を基本方針として、主要事業の1つに「歴史資産の保護・活用」を位置づけ、市民が地域の歴史と文化を正しく理解し、文化財が適切に保存・活用されているまちをめざします。

## ③ 紀の川市都市計画マスタープラン

策定年月 令和3年(2021年)9月改訂

計画期間 令和3年度(2021年度)～令和13年度(2031年度)

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の長期総合計画を実現するための、都市計画行政の行動指針となるものです。

歴史的資源の保全等の方針として、「歴史的資源の保全と活用」及び「歴史的資源等のネットワーク化」を位置づけ、歴史的資源を活かした交流とにぎわいのある市街地の形成等に努めます。

## ④ 紀の川市環境基本計画

策定年月 令和2年(2020年)3月

計画期間 令和2年度(2020年度)～令和9年度(2027年度)

紀の川市環境基本条例第10条に基づく本市の環境行政の基本計画であり、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

目指すべき環境像に「快適で環境と調和するまち～ともに自然と生きよう～」を掲げ、環境負荷の少ない、快適で美しいまちづくりを実現すべく、市内に点在する歴史的建造物や伝統・民俗を守り受け継いでいくことで、まちの誇りや愛着を深め、ずっと住み続けたいと感じる快適な環境を形成します。

## ⑤ 紀の川市公共施設マネジメント計画

策定年月 令和4年(2022年)3月改訂

計画期間 平成28年度(2016年度)～令和37年度(2055年度)

国のインフラ長寿命化基本計画における行動計画となる公共施設等総合管理計画として、本市の保有する公共施設等に関する横断的な指針として提示するものです。

文化財に関する施設等について、文化財の確実な保存を基本として、維持管理コストの縮減及び地域と連携した企画展示やイベント実施等の施設を有効活用した利用者サービスの向上に努め、入場者増加のもと効果的、効率的な施設運営を図ることとします。

## ⑥ 紀の川市観光振興基本戦略

策定年月 令和5年(2023年)3月

計画期間 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)

地域の観光資源を有効活用し、誰もが訪れたいと思えるまちを目指し、観光分野における本市の具体的な方向性となるものです。

「来て観てぐるっと!“きのかわウェルビーイング”で心地よい瞬間を」を戦略のテーマ(主題)に掲げ、地域の強みで取り組める事業機会の創出のための積極的戦略として、歴史や自然の各所来訪者が道中に立寄りやすい市内周遊のコンテンツ作り、PRや祭り開催に伴う宿泊・周遊への誘導等に取り組みます。

序章  
1章  
2章  
3章  
4章  
5章  
6章  
7章  
8章  
9章

⑦ 紀の川市国土強靱化地域計画

策定年月	令和4年(2022年)3月改訂
計画期間	令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関し、地域防災計画をはじめとする様々な分野の市計画等の指針となるものです。

史跡、名勝、天然記念物、建造物等の文化財及び文化財関係施設について、大規模倒壊や火災による人的被害を軽減するため、定期的なパトロールや避難誘導マニュアル作成、計画的な復旧工事と整備、防災減災設備の設置を進めます。

⑧ 紀の川市地域防災計画

策定年月	令和7年(2025年)3月
計画期間	(計画期間定めず)

災害対策基本法第42条の規定に基づく本市の防災行政における総合的な計画として、市域における土地の保全並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として策定します。

文化財の災害予防として、予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、所有者に対して必要な指導等を行うとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進します。また発災時の応急対策として、市教育委員会が文化財の被害状況を調査・報告し、県教育委員会の指導のもと、所有者・管理者が応急措置や現状保存を図ります。美術工芸品等は、保管環境の整った施設での一時保管を検討します。

(4) SDGs (持続可能な開発目標) との関連

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年(2015年)9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すものであり、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標と行動計画です。17の目標から169のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓い、国においても積極的に取り組まれています。

SDGsの基本理念は、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指すものであり、本市の理念とも合致することから、長期総合計画及び教育大綱において、SDGsとの一体的な推進を図ることとしています。このような方針を踏まえ、本計画においても、文化財の保存・活用を通じてSDGsの目標達成に貢献することを目指し、以下に掲げる3つの目標と関連付けながら、取組を推進していきます。



### 3. 計画期間及び計画の評価、見直し

#### 3-1. 計画期間

本計画は、次期総合計画（第3次紀の川市長期総合計画）と連動した運用とするべく、計画期間を令和9年度（2027年度）から令和16年度（2034年度）までの8年間とします。

計画期間のうち、本計画に定める事業（第7章を参照）の実施に際して令和9年度（2027年度）から令和12年度（2030年度）までを前期事業期間、令和13年度（2031年度）から令和16年度（2034年度）までを後期事業期間と位置づけます。

表1 計画期間

年度	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和13年 (2031年)	令和14年 (2032年)	令和15年 (2033年)	令和16年 (2034年)	令和17年 (2035年)	令和18年 (2036年)
地域計画	← 検計期間 →				紀の川市文化財保存活用地域計画：8年間								次期計画	
					前期事業期間				後期事業期間					
					中間評価		中間見直し		最終評価		全体見直し			
					整合、反映		整合、反映		整合、反映		整合、反映			
総合計画	第2次紀の川市長期総合計画 基本構想				第3次紀の川市長期総合計画(予定) 基本構想								次期計画	
	後期基本計画				前期基本計画				後期基本計画					

#### 3-2. 計画の評価、見直し

本計画の進捗管理として、本市教育委員会生涯学習課において、本計画に定める事業について、当該年度に実施した内容の自己点検・評価を行うとともに、前期事業期間の終了時に、これまでの事業の実施状況等を確認し、中間評価を行います。評価結果をふまえ、総合計画その他上位、関連計画とも調整を図り、必要に応じて更新、修正等を加え計画の中間見直しを行います。

後期事業期間の終了時には、これまでの事業の実施状況等に基づく総合的な評価を行うとともに、総合計画その他上位、関連計画との整合、反映を図りつつ、計画の更新を行います。

なお、中間見直しに限らず、計画期間内において社会情勢や本市の文化財を取り巻く状況の変化、また上位、関連計画との関連性等により内容の見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。

計画の見直しにより、以下の変更が生じる場合において、文化庁と協議のうえ、法第183条の4及び文部科学省令により文化庁長官による変更の認定を受けるものとします。

【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更が生じた場合には、和歌山県教育委員会及び文化庁へ情報提供を行います。

4. 計画作成の体制及び経緯

4-1. 作成体制

本計画の作成にあたり、本市教育委員会生涯学習課が事務局となり、紀の川市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という。）を令和5年（2023年）7月より設置しました。協議会は、法第183条の9に基づき、本市の歴史文化並びに文化財に精通し、文化財の保存と活用に対する知見等を有する学識経験者をはじめ、市内文化財所有者、文化財研究団体及び観光、まちづくり団体等の関係者、行政職員等で構成し、本市の文化財の現状及び課題に関することや文化財の保存・活用のあり方、方針及び事業に関すること等について協議及び意見聴取を行い、計画案をまとめました。

紀の川市文化財保護審議会（以下、「審議会」という。）は、市内の文化財の保存及び活用に関する専門的技術事項を調査審議し、必要と認める事項を教育委員会に建議するために設置された組織であり、文化財に関する有識者により構成されます。本計画の作成に際して、法第183条の3第3項において、地方文化財保護審議会の意見を反映させるよう定められており、本計画の検討に係る状況並びに計画案等について審議会へ報告、協議し、意見聴取しました。

表2 紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 構成員

区分	氏名	所属、役職等	備考
会長	村田 弘	紀の川市文化財保護審議会 副会長	
副会長	児玉 敏昭	一般社団法人紀の川 フルーツ・ツーリズム 代表理事	
委員	今田 明	紀の川市文化財サポーターの会 会長	
	田中 照巳	鞆淵八幡神社 代表役員	
	田村 保雄	紀の川市文化財保護審議会委員	
	野中 康寛	社会福祉法人一麦会（麦の郷） 法人事務局次長	
	長谷 正紀	和歌山県文化財研究会なが 代表	
	前山 拓哉	紀の川市観光振興課	令和6年度(2024年度)まで
	井畑 雅至		令和7年度(2025年度)から
	中 豊晴	紀の川市地域創生課	令和5年度(2023年度)
	児玉 哲兵		令和6年度(2024年度)
	畑中 佑允		令和7年度(2025年度)
中岡 佑弥	令和8年度(2026年度)		
オブザーバー	川戸 章寛	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課 主幹	
	仲辻 慧大	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課	令和7年度(2025年度)
	峯垣内 美菜	世界遺産班 主査	令和8年度(2026年度)
事務局	紀の川市教育委員会 紀の川市教育委員会 生涯学習課 紀の川市教育委員会 生涯学習課 文化財班		

※所属、役職等は令和8年（2026年）4月現在

表 3 紀の川市文化財保護審議会 委員

区分	氏名	専門分野等	所属等
会長	橘 公彦	社会科教諭	元中学校校長
副会長	村田 弘	考古	元（公財）和歌山県文化財センター
委員	上村 雅洋	経営史	元和歌山大学教授
	梅田 律子	移民史	元高等学校教諭
	大河内 智之	美術工芸品	奈良大学教授
	阪中 進	郷土史	元高等学校校長
	田村 保雄	郷土史	
	鳥淵 弘子	郷土史	元行政経験者（桃山町）
	西岡 安廣	郷土史	元行政経験者（那賀町）
	西山 修司	建造物	元行政経験者（和歌山県）
	林 久晴	社会科教諭	元高等学校校長
	三谷 好生	郷土史	
	山元 晃	天然記念物	元和歌山県立自然史博物館副館長
	吉村 旭輝	民俗	和歌山大学准教授

※所属、役職等は令和8年（2026年）4月現在

#### 4-2. 作成の経緯

本計画は令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）に作成しました。

令和5年度（2023年度）は、協議会を2回開催し、地域計画の概要及び本市における基本方針について協議しました。

令和6年度（2024年度）は、アンケート調査や市民ワークショップを実施し、市内の学生や市民、団体等から得られた意見を踏まえ、文化財の保存・活用に関する課題や方針等について把握を行いました。また、協議会を3回開催し、地域計画作成のための本市の概要や歴史文化の特性、基本理念及び基本方針、事業等について協議しました。あわせて、文化財保護審議会へ意見を聴取し、計画へ反映しました。

令和7年度（2025年度）は、協議会を3回開催し、これまでの協議を踏まえてとりまとめた地域計画案について協議しました。また、文化庁との協議を行い、地域計画の認定までのスケジュールの確認や地域計画案等について指導・助言を得ました。

表 4 紀の川市文化財保存活用地域計画の作成の経緯

令和5年度（2023年度）	
8月2日	第1回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 地域計画の概要、紀の川市における基本方針の決定
2月14日	第2回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 第1回協議会後の修正点と方向性の確認、次年度協議会の予定
令和6年度（2024年度）	
7月30日	第3回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 これまでの概要、今年度計画作成スケジュールについて、 今年度計画作成作業について
8月27日～ 10月18日	アンケート調査（市民、学生、団体） 将来に継承したい「歴史文化のたからもの」の掘り起こし、 紀の川市の歴史文化や文化財に対する意向や課題等についての把握 アンケート回収数：市民48件、学生879件、団体12団体
11月20日	第4回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 アンケート調査結果の報告について、市民ワークショップの実施について、 地域計画の素案について、文化財データベースの作成について
1月25日	市民ワークショップの開催 ワークショップの目的、紀の川市の文化財について、 文化財保存活用地域計画の作成について、アンケート調査の結果概要、 紀の川市の文化財の掘り起こし、文化財を守り活かすアイデア発見 ワークショップ参加人数：地域住民等19名
2月19日	第5回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 市民ワークショップの開催報告、地域計画素案について、 文化財の把握について、今後の計画作成スケジュールについて
令和7年度（2025年度）	
5月23日	文化庁協議 文化財保存活用地域計画の認定までのスケジュールの確認 文化財保存活用地域計画作成に向けての指導・助言等
7月1日	第6回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 文化財保存活用地域計画について、地域計画作成スケジュールについて、 地域計画の内容について（目次、基本理念等、紀の川市の歴史文化の特性）
10月28日	第7回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 文化財保存活用地域計画（素案）について
11月5日	文化庁協議 文化財保存活用地域計画（素案）についての指導・助言等
3月10日	第8回紀の川市文化財保存活用地域計画協議会 文化財保存活用地域計画（素案）についての指導・助言等
令和8年度（2026年度）	
月 日	

## 5. 用語の定義

### (1) 計画の対象とする文化財

法第2条において、文化財は有形文化財（建造物、美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型に定義されます。

加えて、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（文化庁、令和7年（2025年）3月変更）では、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効としており、和歌山県文化財保存活用大綱では、現在は文化財として認識されていない伝統的な生活様式や大衆娯楽文化等も各地域の歴史・文化を物語る継承すべきものと位置づけています。

これらをふまえて、本計画の対象とする文化財を「指定等文化財」及び「未指定文化財」とします。**指定等文化財**は、国または県、市による指定等（指定、選定、選択、登録）の措置が施されている文化財です。**未指定文化財**は、指定等には至っていませんが、地域の歴史や自然を体現し、人々に大切に受け継がれてきたもの等であり、6つの類型に該当するものに加えて、埋蔵文化財（法第92条）及び文化財の保存技術（法第147条）、さらに伝統的な生活様式や大衆娯楽文化、地名、伝承や言い伝え、方言といったその他の文化財を含むものです。

指定等／未指定に関わらず、これら全てが、本市の特性を物語る大切な“たからもの”であり、次代に継承すべき文化財です。そして、それらを取り巻く周辺環境（文化財の周囲の環境や文化財を支える人々の活動、技術等）が一体となり、特有の**歴史文化**が生まれ、地域の豊かな個性や価値観を形作っています。

### 計画の対象とする文化財



図3 計画の対象とする文化財の概念図

(2) 地域区分

本市は、明治時代に行政区画として発足した那賀郡を経て、平成17年（2005年）11月7日に打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町が合併して誕生しました。

本市の誕生から20年余りが経過し、旧5町は、それぞれの歴史的背景を大切にしつつ、連携して一体的な市域を形成している経緯を鑑み、本計画における地域区分を、「打田地域」「粉河地域」「那賀地域」「桃山地域」「貴志川地域」の5地域と設定します。

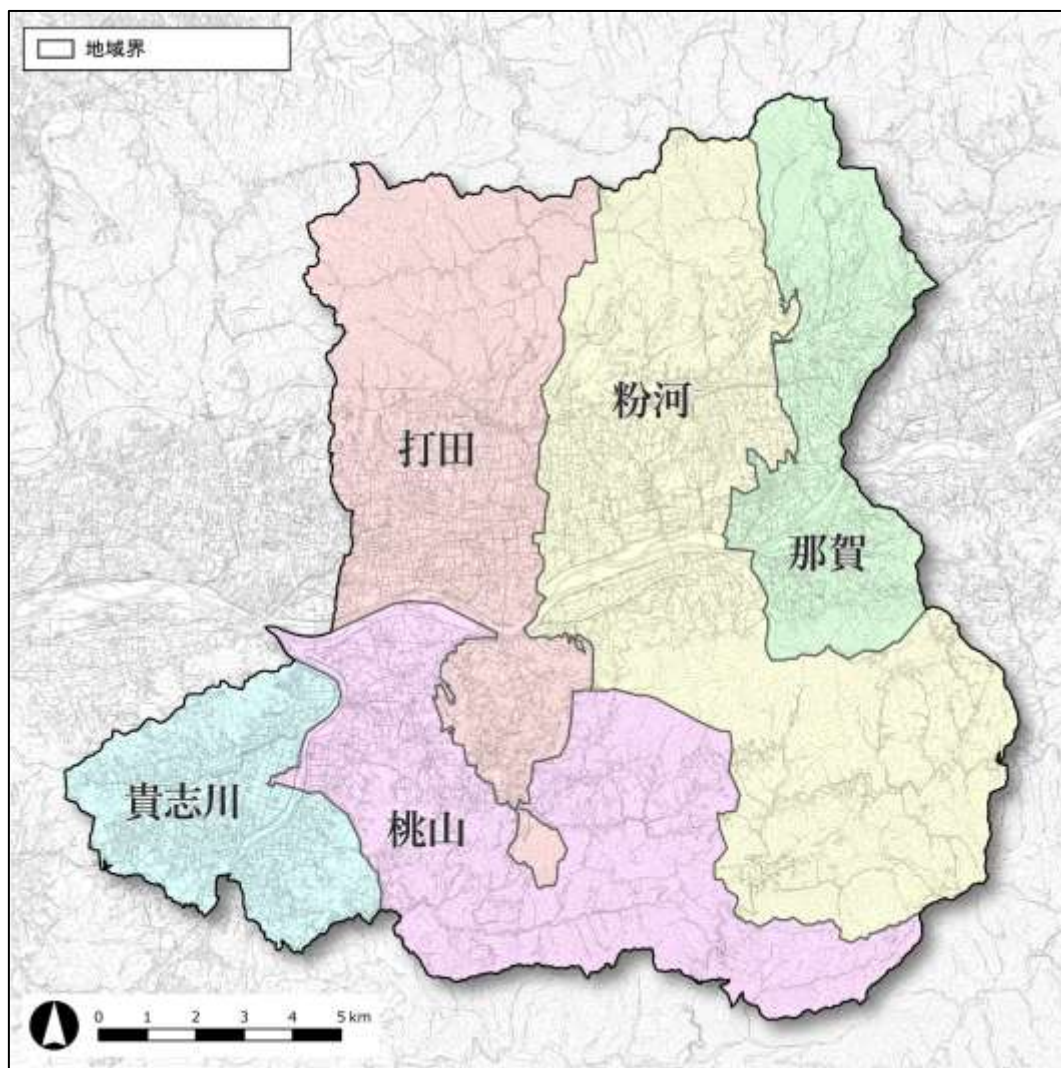


図4 地域区分

出典：国土交通省『国土数値情報[行政区画]』を元に作成  
 背景図は国土地理院『基盤地図情報[基本項目]』を元に作成  
 ※断りがない場合、以降の図面の背景図も同様としています。

## 1章 紀の川市の概要

## 1. 自然的・地理的環境

## 1-1. 位置

本市は、和歌山県内でも最大規模の河川延長、流域面積を持つ一級河川である紀の川の中流域にあり、和歌山県の北部、大阪府との境界に位置します。市域の西は岩出市及び和歌山市に、東は伊都郡かつらぎ町、南は海南市及び海草郡紀美野町にそれぞれ接しており、北は大阪府泉南市及び泉佐野市、貝塚市、岸和田市に接しています。

広ぼうは東西 19.1 km、南北 19.4 kmであり、総面積は 228.21 km<sup>2</sup>と和歌山県全土の約 5 % を占めています。

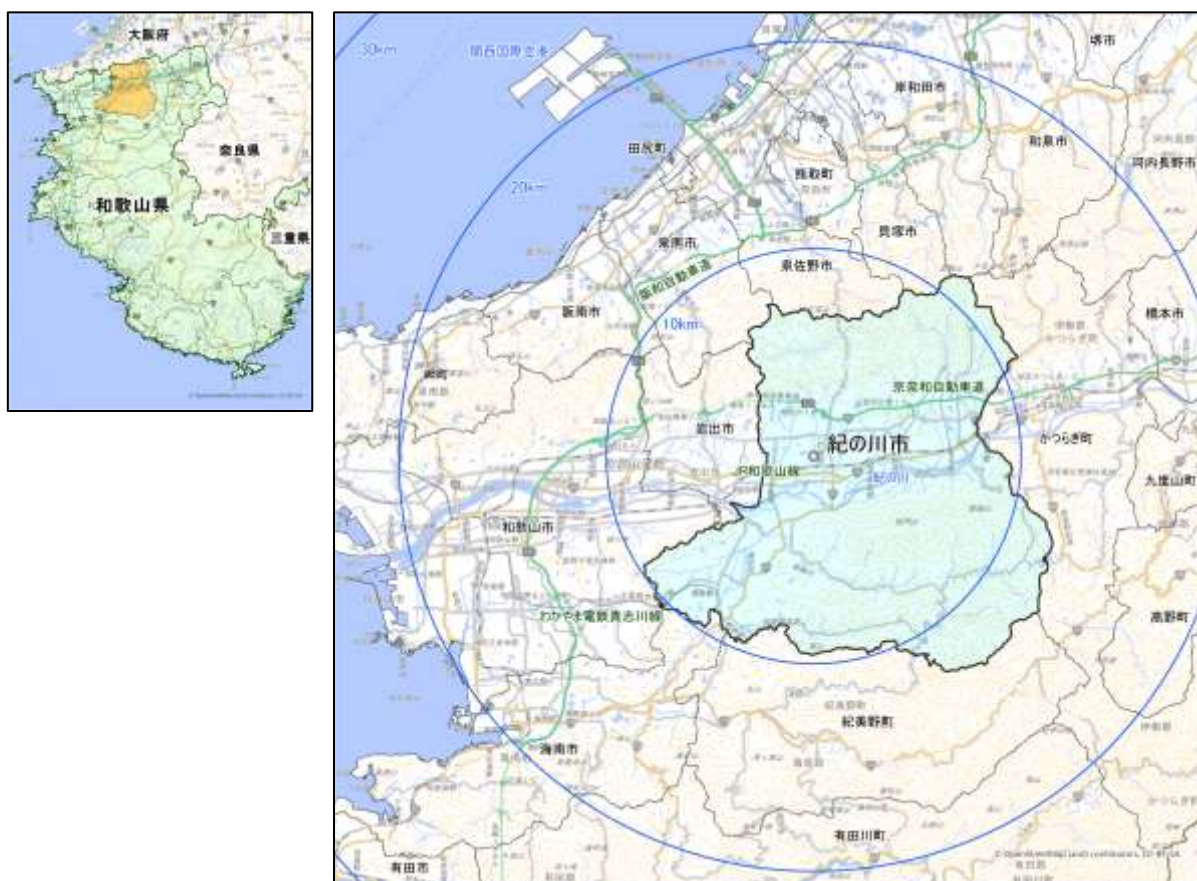


図5 紀の川市の位置

出典：国土交通省『国土数値情報[行政区域]』を元に作成  
背景図は国土地理院『地理院タイル』

## 1-2. 地形、地質、水系

### (1) 地形

紀の川流域は、北側に和泉山脈、南側に紀伊山地が迫り、東西に細長い地形となっており、市域には、和泉山脈に和泉葛城山（標高 858m）が、紀伊山地には「紀州富士」とも称される龍門山（標高 756m）がそびえます。

また、市南部からは貴志川が紀の川に合流しており、これらの河川に沿って、北側の発達した河岸段丘と南側のなだらかな山々との間に平野（和歌山平野）が広がり、所々に狭さく部がみられます。

市街地は、これらの山脈や河川に挟まれた河岸段丘及び平野部に帯状に形成されています。

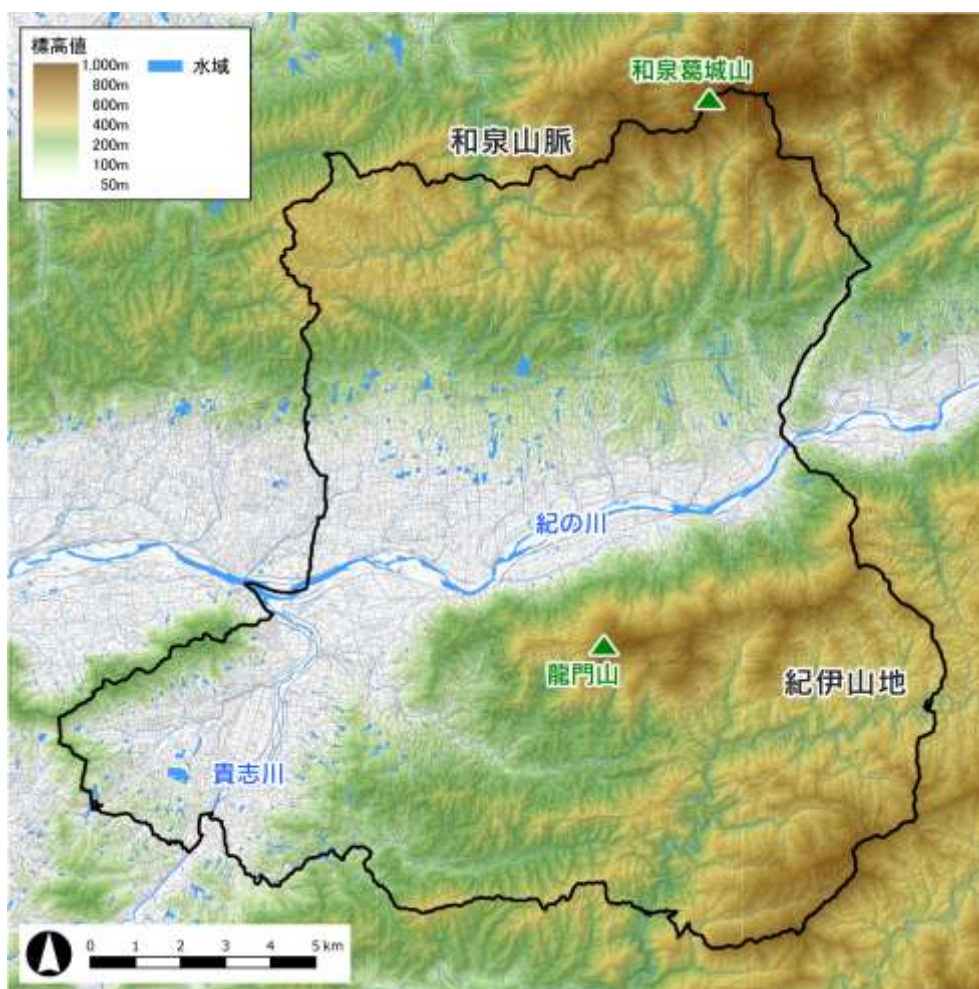


図6 標高及び地形

出典：国土地理院『色別標高図及び陰影起伏図』を元に作成

(2) 地質

紀の川市周辺の地質構造は中央構造線を境にして、北側の西南日本内帯と南側の外帯に大きく分けられます。市域では、紀の川右岸側において和泉山脈南麓の中央構造線より北側に白亜紀（約7千万年前）の和泉層群と呼ばれる堆積岩類（砂岩、頁岩及び礫岩）から成る地層が分布し、南側には半固結堆積物（礫、砂及び泥）から成る地層が分布しています。

一方、左岸側の龍門山一帯は、関東山地から九州の佐賀関半島まで連なる三波川帯と呼ばれる地帯が広がっています。三波川帯は、低温で高い圧力を受けて出来た岩石（三波川結晶片岩類及び弱変成の御荷銓緑色岩類）からなり、紀の川流域に堆積する沖積層の下にも分布し、その一部が河川の護岸等に露出しています。

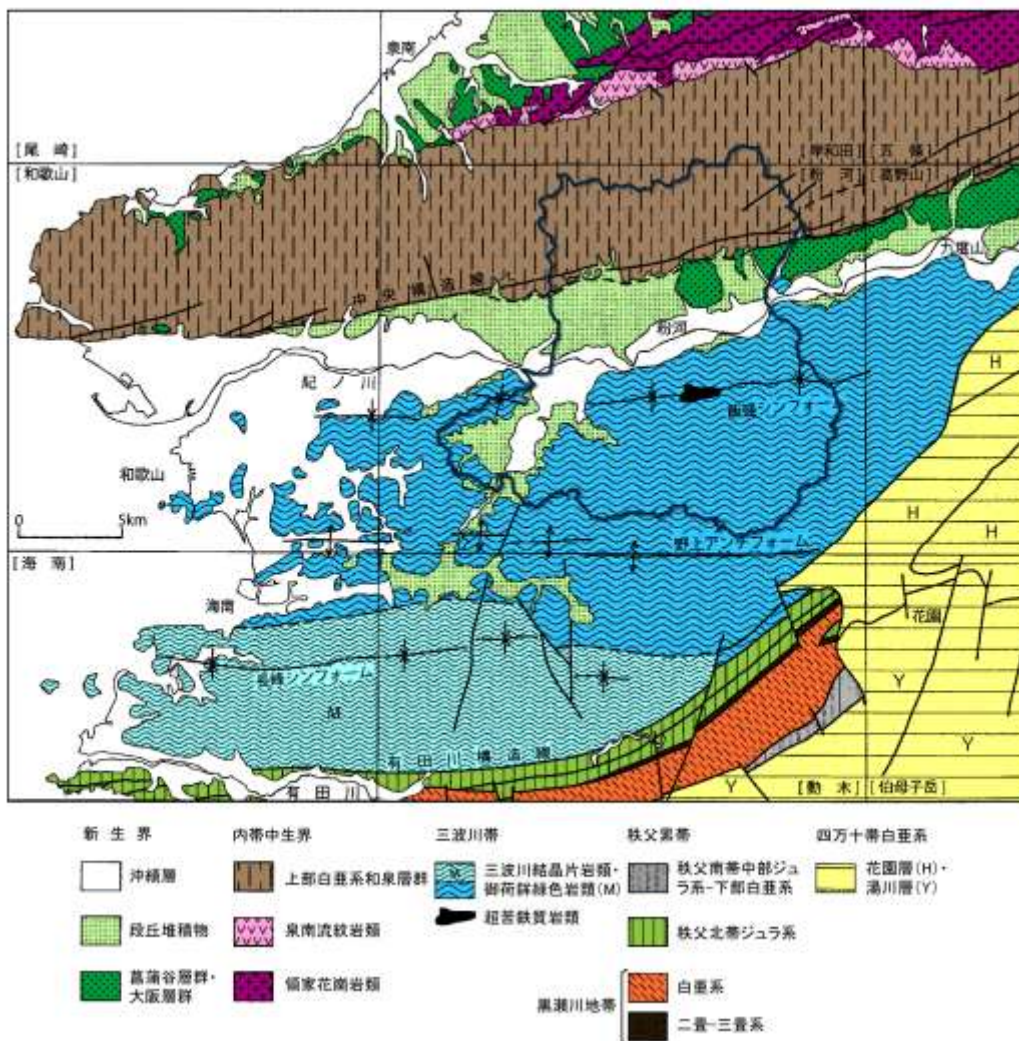


図7 紀の川市周辺の地質概略図

出典：独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター『地域地質研究報告（5万分の1図幅）粉河地域の地質』（平成16年5月）に加筆

(3) 水系

市名の由来でもある紀の川は、日本最多雨地帯の<sup>おおだいがはら</sup>大台ヶ原（奈良県上北山村・三重県大台町）を水源として、紀伊半島の中央部を貫流し、高見川（奈良県東吉野村）、大和丹生川（奈良県五條市）、紀伊丹生川（高野町・橋本市・九度山町）、貴志川（高野町・かつらぎ町・紀美野町・紀の川市他）等の支流が合流しながら和歌山平野を経たのち、紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長136 km、流域面積1,750 km<sup>2</sup>の一級河川です。

市域における紀の川の支川として、右岸側より和泉山脈を源流として春日川、<sup>うながみがわ</sup>海神川、中津川、<sup>なてがわ</sup>名手川、<sup>あなぶしがわ</sup>穴伏川等が南流し紀の川に注ぎます。左岸側には、紀の川水系最大の支流である貴志川が紀の川市と岩出市の境界から紀の川に注ぐほか、龍門山を源流とする前川、竜門川等が注ぎます。

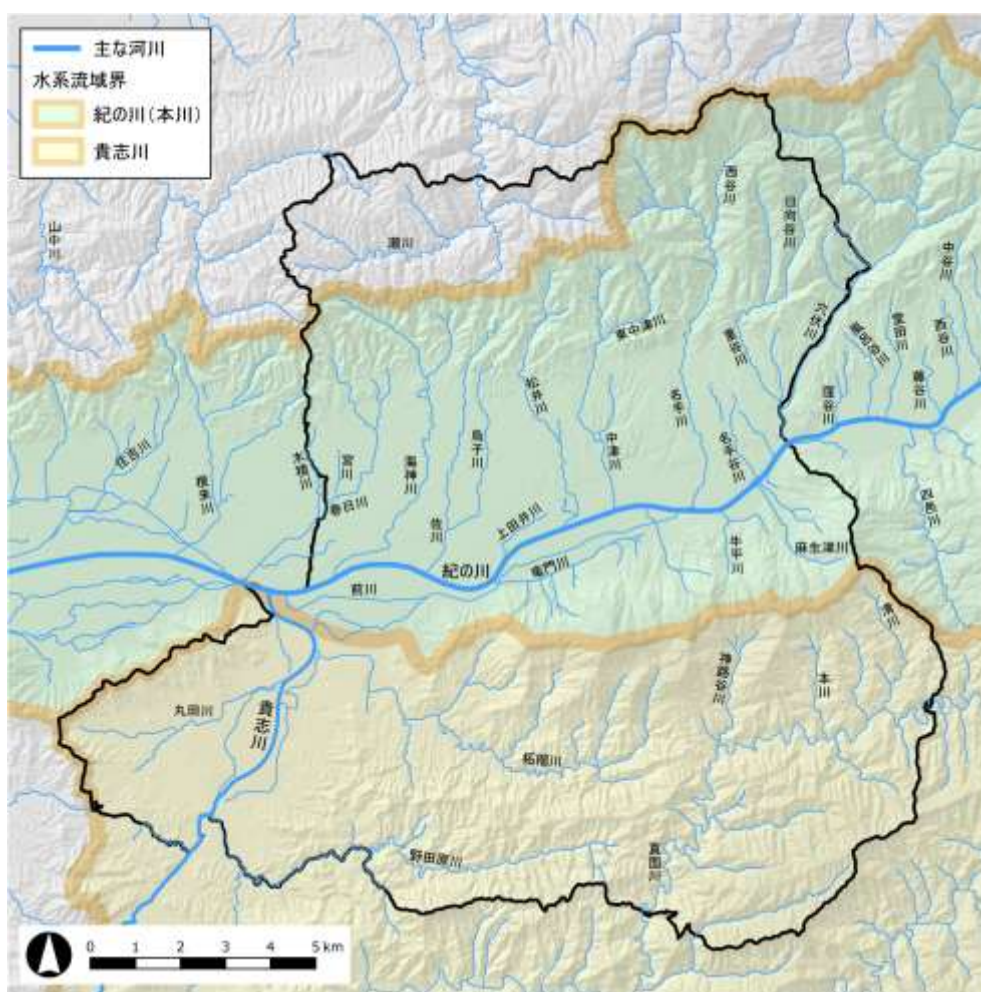


図8 水系

出典：国土交通省『国土数値情報[河川データ]』、国土交通省『主要水系調査[利水現況図（一級水系）]』を元に作成

本市を含む紀の川中流域の一带は、降水量が少なく、水源のほとんどをため池や紀の川からの用水に依存しており、古くから用水路の開削が流域一帯で行われてきました。

紀の川右岸では、江戸時代、紀州藩の村役人であった大畑才蔵が藩の命を受け藤崎井用水（全長約24km）や小田井用水（全長約33km）を開き、地域農業の発展に多大な貢献を果たしました。明治～大正時代に煉瓦造りに改修された小田井用水の施設（龍之渡井、木積川渡井、小庭谷川渡井（かつらぎ町）、中谷川水門（かつらぎ町））は国登録有形文化財（建造物）となるほか、平成29年（2017年）には小田井用水路が世界かんがい施設遺産に登録されました。

一方左岸では、鎌倉時代を起源とする安楽川井用水や江戸時代に整備された荒見井用水が竜門山系北側の裾野に広がる一帯へ用水を供給しました。こうした先人達が築いた用水路は現在にも引き継がれ、紀の川流域の地域を潤しています。

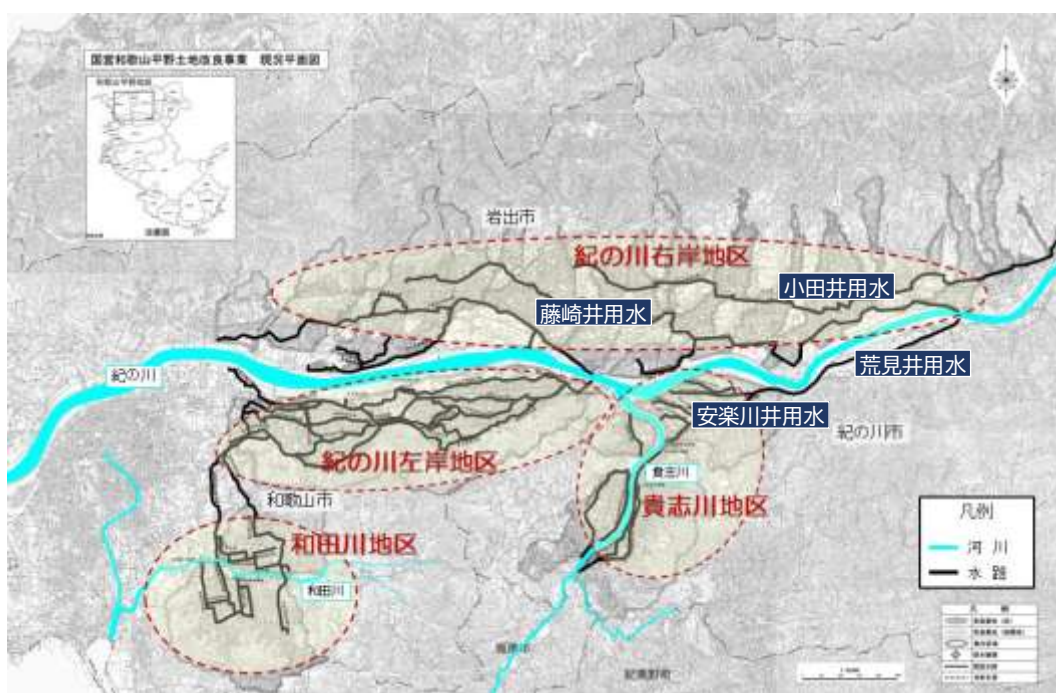


図9 紀の川市周辺の用水路分布

出典：農林水産省近畿農政局資料に加筆

1-3. 気候

市域は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて比較的温暖な気候となり、冬季は、北西からの季節風の影響により、降雨・降雪は多くありません。

梅雨前線や秋雨前線、台風による降雨が多いものの、盛夏時には晴天の日が続くことから、農業用にため池が多く造られています。

過去 10 年間平均の年間平均気温は 15.0℃、年間降水量は 1,570mm となります。

表 5 年間平均気温・年間降水量の推移（平成 26 年（2014 年）～令和 5 年（2023 年））

出典：気象庁『過去の気象データ検索（かつらぎ測定所データ）』

年	年間平均気温（℃）	年間降水量（mm）
平成26年(2014年)	14.3	1,434
平成27年(2015年)	14.9	1,682
平成28年(2016年)	15.4	1,569
平成29年(2017年)	14.4	1,423
平成30年(2018年)	15.0	2,044
令和元年(2019年)	15.1	1,553
令和2年(2020年)	15.1	1,854
令和3年(2021年)	15.0	1,523
令和4年(2022年)	14.9	1,074
令和5年(2023年)	15.6	1,545
平均	15.0	1,570

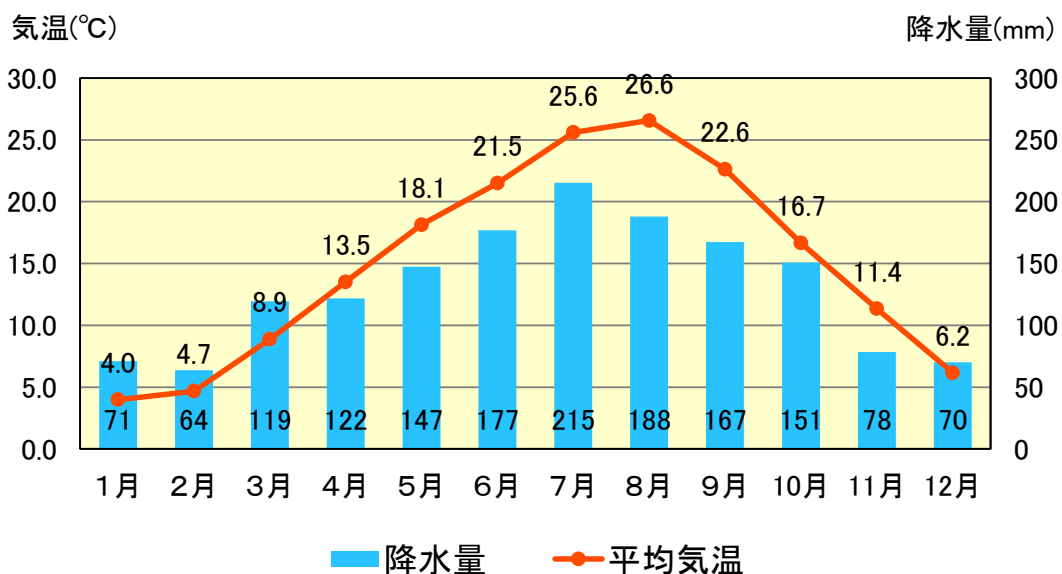


図 10 月別の平均気温及び降水量（平成 26 年（2014 年）～令和 5 年（2023 年）平均）

出典：気象庁『過去の気象データ検索（かつらぎ測定所データ）』を元に作成

## 1-4. 自然環境

紀の川中流域に位置し、和泉山脈と紀伊山地に囲まれた本市には、山地や森林、農地、河川、ため池等が広がり、動植物の多様な生息、生育環境が形成されています。

市域の主な植生をみると、中央を流れる紀の川及び貴志川の両岸の平地や河岸段丘に沿って耕作地や果樹園が広がり、南北の山地には植林地のほか、アカマツやコナラ等の二次林が分布しています。また、社寺林のコジイ群落やヤナギ河畔林等のヤブツバキクラス域自然植生が各地に分布しています。

南北の山地の一部が金剛生駒紀泉国定公園及び龍門山県立自然公園に指定されており、和泉葛城山山頂部のブナ原生林（大阪府側が国天然記念物に指定）や、龍門山山頂部にみられる和歌山県の固有植物であるキイシモツケ群落（県指定）、岩全体が磁石となっている蛇紋岩でできた磁石岩（県指定）や龍門山最大の蛇紋岩である明神岩等の貴重な植物群落や傑出した自然地形を有する、優れた自然環境が保全されています。

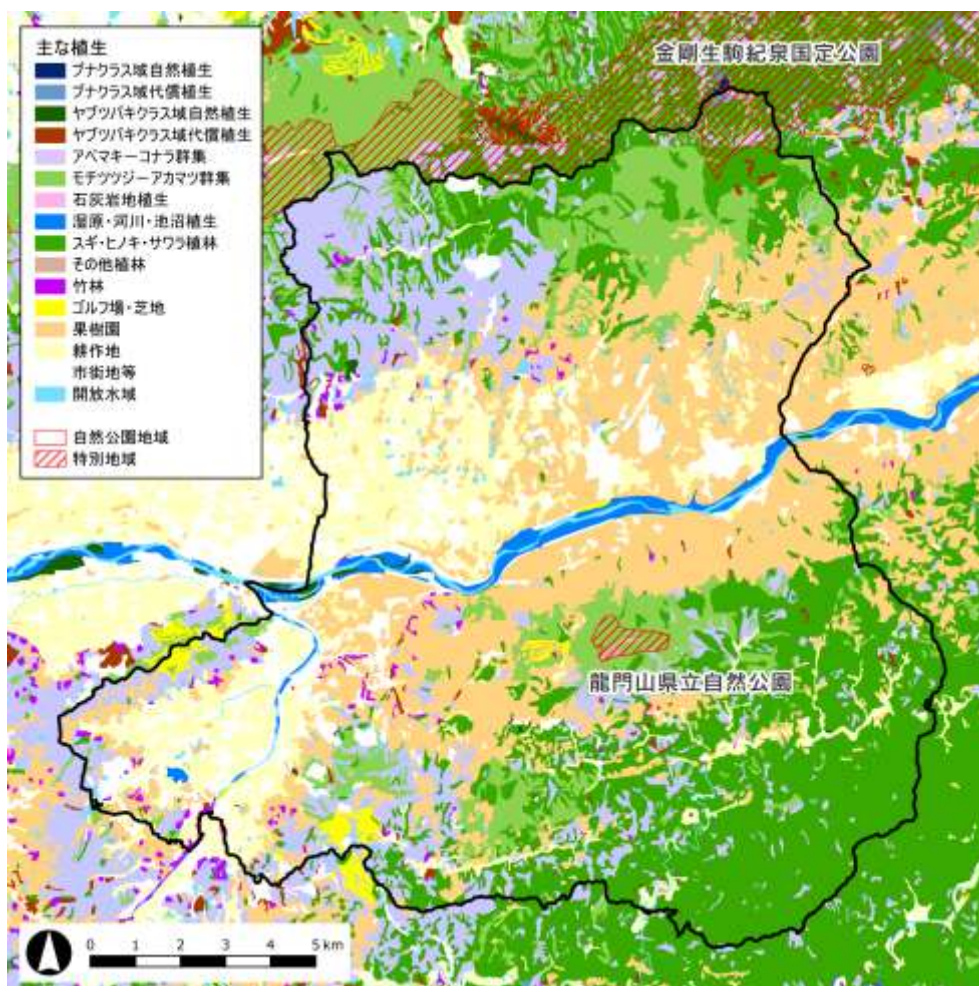


図 11 植生及び自然公園地域

出典：環境省『自然環境保全基礎調査（植生調査）』、国土交通省『国土数値情報[自然公園地域]』を元に作成

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

8章

9章

河川の自然環境として、紀の川中流域は、堰の湛水域<sup>たんすいいき</sup>がカモ類の越冬地となり、中洲の低木林がサギ類のねぐらとなるなど、多様な鳥類の生息地となっています。中洲にはカワヂシャやタコノアシ等の特定種も生育しており、ズナガニゴイやアユ等の魚類のほか、高水敷にはカヤネズミやキツネ、水路周辺にはウシガエル等の動物も確認され、多様な生態系が共存する地帯となっています。

また、貴志川の支流である真国川<sup>まくにがわ</sup>周辺にはホタルの生息地が多数分布しており、ホタルの鑑賞スポットとして人気を博しています。



和泉葛城山のブナ林

出典：和歌山県資料



明神岩（龍門山）

出典：和歌山県資料



カワセミ



ズナガニゴイ



タコノアシ



カワヂシャ

紀の川中流域の代表的な動植物

出典：国土交通省『紀の川水系河川整備方針資料』

2. 社会的状況

2-1. 沿革

明治22年(1889年)の町村制施行に際し、那賀郡において36村が誕生し、紀の川市域には過半となる20村が所在しました。

粉河町、名手町、安楽川町の町制施行による3町17村の時期を経て、昭和30年(1955年)から昭和32年(1957年)にかけての町村合併により、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町の5町が誕生しました。

5町はその後、約半世紀の期間、それぞれに発展の道を歩んだ後、平成17年(2005年)11月7日に合併し、紀の川市が誕生します。

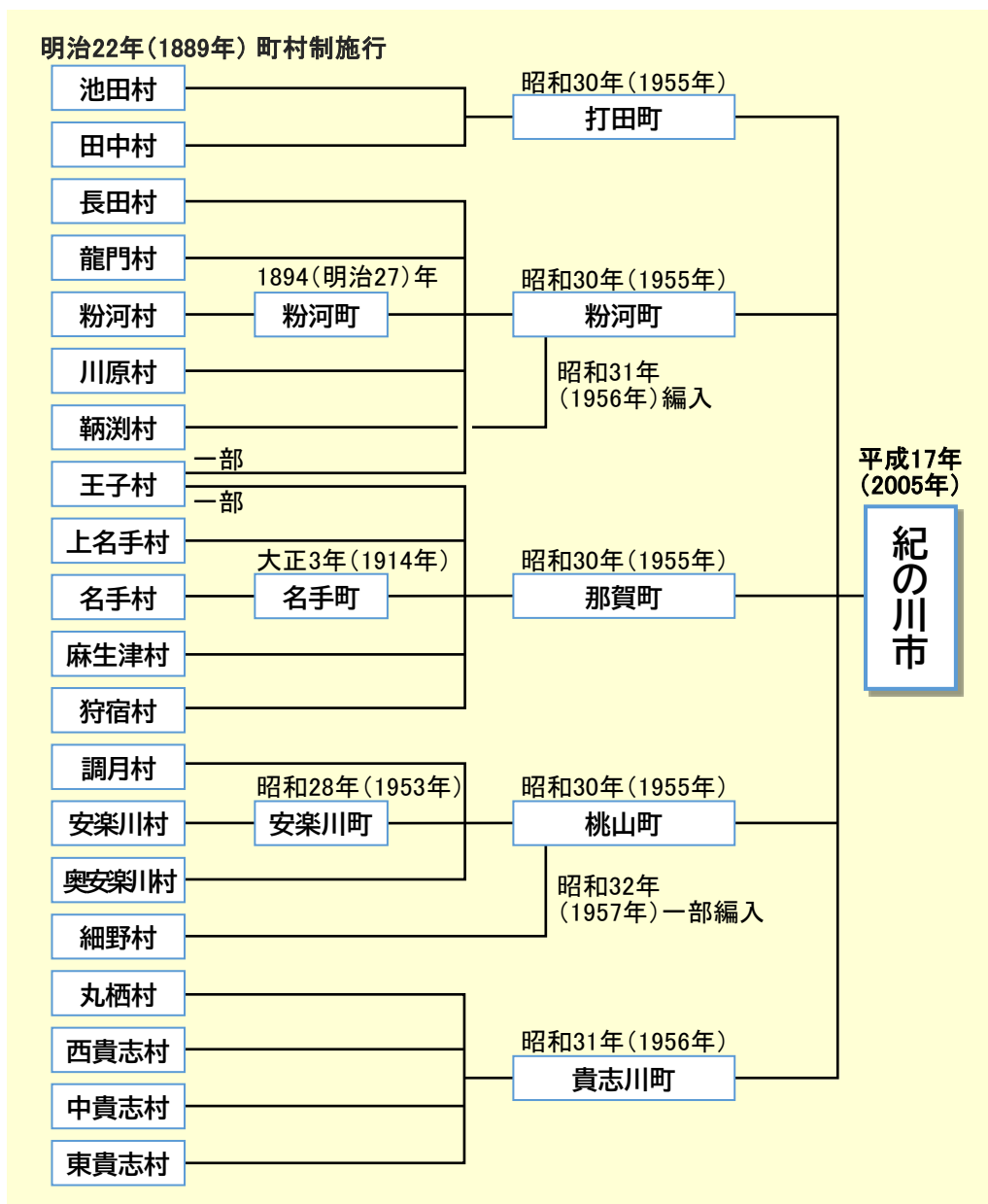


図12 紀の川市の沿革

出典：旧町史及び紀の川市生涯学習課資料等を元に作成

2-2. 人口

本市の人口は、令和8年（2026年）年3月末現在58,057人です。

国勢調査による人口の推移をみると、平成12年（2000年）の約7万人をピークに人口減少に転じ、令和2年（2020年）には6万を切りました。

現状のまま推移すると、約25年後の令和32年（2050年）には4万人を切り、高齢化も現在の約33%から約48%と人口減少・高齢化が一層進行することが予測されます。

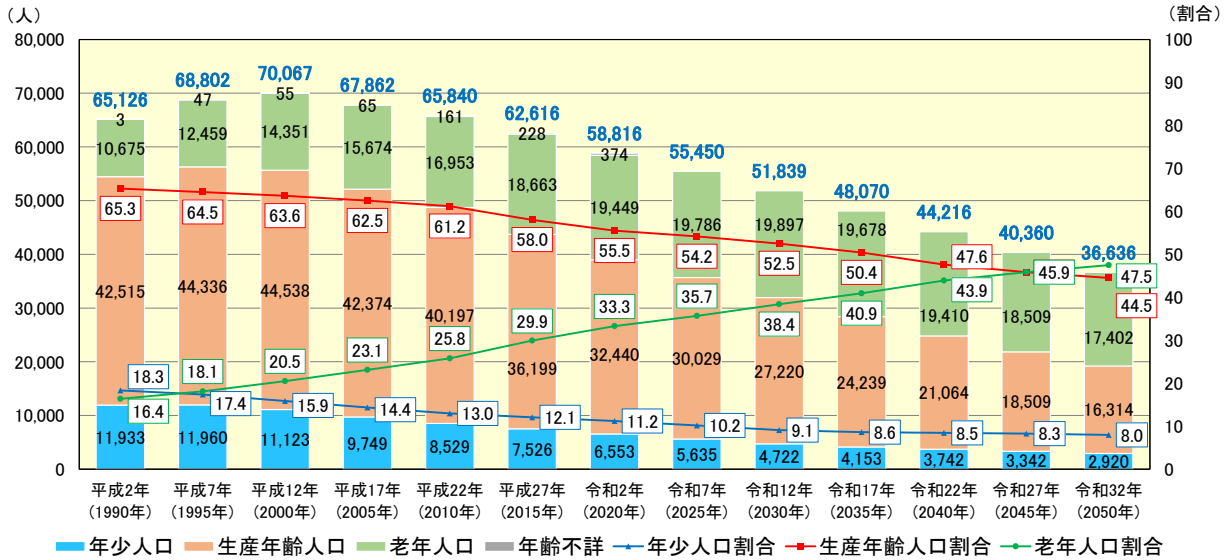


図13 人口の推移及び将来推計

出典：(1990～2020年) 総務省『国勢調査』、(2025～2050年) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計』

※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15歳～64歳、老年人口：65歳以上

※人口割合は年齢不詳を除いて算出しています。

※人口割合は小数点2位を四捨五入して表示しており、合計値が100%とならない場合があります。

地域別の年齢区分割合（令和2年（2020年）国勢調査）をみると、打田地域及び貴志川地域では老年人口割合は約30%に留まる一方、粉河地域及び那賀地域、桃山地域では老年人口割合は35%を超えており、地域により高齢化の状況に差がみられます。

粉河地域、那賀地域、桃山地域はまた、令和3年度（2021年度）に過疎地域に指定されており、市域でも人口減少の進行が先行する地域となっています。

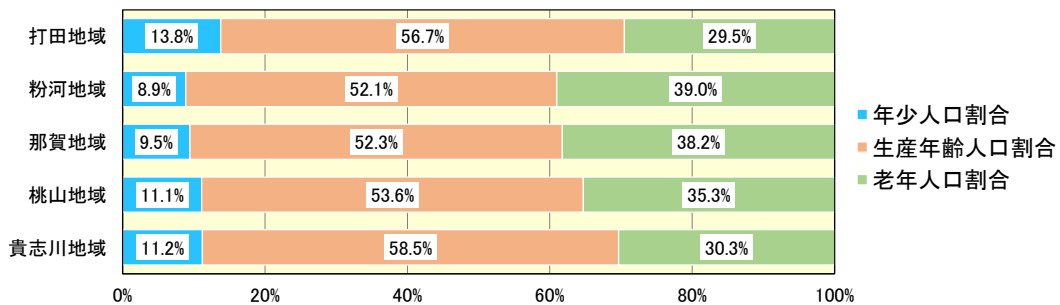


図14 地域別 年齢区分割合（令和2年(2020年)）

出典：総務省『国勢調査』

## 2-3. 交通

### (1) 道路交通

国道24号が本市の中央部を東西に貫き、西側の和歌山市から東側の橋本市・奈良県方面を結ぶほか、海南市方面と結ぶ国道424号が南西に通過し、これらの路線及び京都と和歌山を結ぶ京奈和自動車道が広域幹線道路の役割を担っています。

これら広域幹線道路と合わせて、国道480号、県道7号粉河加太線、県道10号岩出野上線、県道13号和歌山橋本線、府県道62号泉佐野打田線等が市域の主要道路網を形成しています。



図15 主要道路網

出典：紀の川市『統計きのかわ』（令和7年3月発行）に加筆

### (2) 公共交通

鉄道は、JR和歌山線が本市中央を東西に通り、東を橋本市・奈良方面、西を岩出市・和歌山市と結び、市内に5つの駅が所在します。また、JR和歌山駅と本市の貴志川地域を結ぶ和歌山電鐵貴志川線があり、貴志川地域に4つの駅が所在します。

バス交通は、一般路線バス（和歌山バス那賀：粉河熊取線）の他、紀の川市が運行する地域巡回バス及びデマンド型乗合タクシー、紀の川市と岩出市が共同で運行を支援する紀の川コミュニティバスがあります。

地域巡回バスは市内各地と公共施設や病院、鉄道駅等を巡回する12のコースで運行されて



## (2) 景観

本市は、北側に連なる和泉山脈や南側に広がる紀伊山地、その間を流れる紀の川や貴志川等の河川により形成された谷底平野及び河岸段丘が広がる変化に富んだ自然的景観を有し、それらを巧みに利用した水田や桃・柿畑等の田園景観が広がります。そうした生産基盤をもとに各地域には人々が集い、集落から町へと発展し、現在では住宅や工業団地の開発が進むなど日々変化を続けながら、様々な時代の文化財が混在した景観として形作られています。

中でも、土地の開削やため池・用水路の整備、新田開発といった古来より続く農業を中心とした人々の営み・生業が、現在に続く景観を育てました。応永13年(1406年)の高野山文書には、荒川荘(現在の桃山地域)の「タナ田」について記載があり、古くから自然と向き合った農業基盤の形成がみてとれます。

市域を東西に通る大和街道は、江戸時代の主要な街道として現在につながる景観を形作っています。街道に沿って発展した粉河寺の門前町である粉河や、中世の市場から発達した在郷町である名手市場等には、伝統的な町家の他、近代に建築された和洋折衷の建物が残されています。

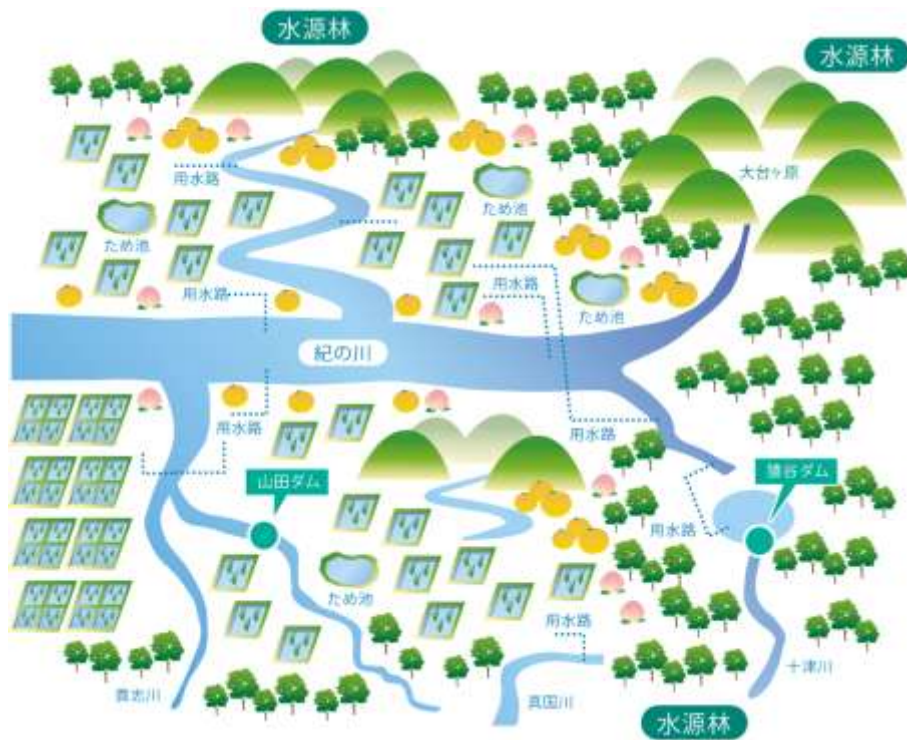


図18 紀の川流域の水資源と景観構成

出典：紀の川市『恵みの源 受け継がれてきた水資源』（平成21年3月）



紀の川と龍門山



農地景観(尼寺)



門前町の景観(粉河)

2-5. 農業、観光

(1) 農業

年間を通じた温暖な気候と、河川がもたらす肥沃な土壌という特性を活かし、農業が本市の基幹産業となっています。

産業別就業者数をみると、小売業や医療・福祉業等の第3次産業が最も多く約6割を占め、農・林・漁業の第1次産業及び製造・建設・鉱業の第2次産業の就業者数はともに2割程度となります。

令和5年(2023)の農業産出額(推計)をみると、本市の農業産出額(総額)は約196億円と県内1位となり、米や野菜等の多くの品目で県内トップクラスの産出額を占めています。中でも、果実の産出額は約138億円と全国9位に位置し、特に地理的表示(GI)保護制度に登録された「あら川の桃」に代表されるももは全国3位の産出額を誇ります。その他、生産量日本一の八朔、イチゴ、キウイフルーツ、柿、いちじくなど、多種多様な果物が一年を通して収穫されており、本市は生産量と品質の両面で全国有数のフルーツ生産地として高い評価を得ています。

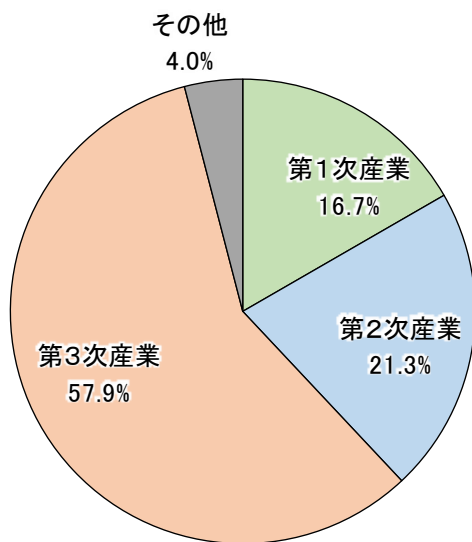


図19 産業別就業者数割合(令和2年(2020年))

出典：総務省『国勢調査』

表6 紀の川市の農業産出額(推計)  
(令和5年(2023))

出典：農林水産省『市町村別農業産出額(推計)』

主な品目	産出額 (千万)	順位	
		県内	全国
農業産出額 (総額)	1,962	1	94
米	85	2	529
野菜	201	2	293
果実	1,377	1	9
もも	439	1	3
花き	180	1	24
畜産	57	2	751



紀の川のフルーツ

出典：紀の川市観光協会資料

(2) 観光

本市は、歴史文化や文化財に限らず、豊かな自然や多彩なフルーツといった多様な魅力にあふれるまちです。和歌山電鐵貴志駅のねこ駅長や日本有数の規模を誇る農産物直売施設めっけもん広場等に毎年多くの観光客が訪れ、その他にも豊かな自然を生かしたキャンプやスカイスポーツの他、自然の恵みであるホテルの観賞や温泉を楽しむことができます。

本市の観光入込客数の推移をみると、年間170万人程度で推移していた客数は、令和2年(2020年)のコロナ禍において大きく落ち込むこととなります。その収束に伴い、令和4年(2022年)以降は増加傾向に転じますが、年間150万人程度にとどまり、以前の水準には達していません。

地域別では、打田地域の観光入込客数が突出して多く、次いで粉河地域、貴志川地域となります。粉河地域はコロナ禍以降の回復が遅れているのに対して、貴志川地域は近年安定して増加傾向にあります。

観光目的別(令和6年(2024年))をみると、貴志駅や農産物直売施設、道の駅等の「観光施設」が過半を占めています。次いで粉河寺等の「社寺参詣」及び粉河祭等の「祭」がそれぞれ1割となり、これら歴史文化や文化財に関する観光が2割を占めています。

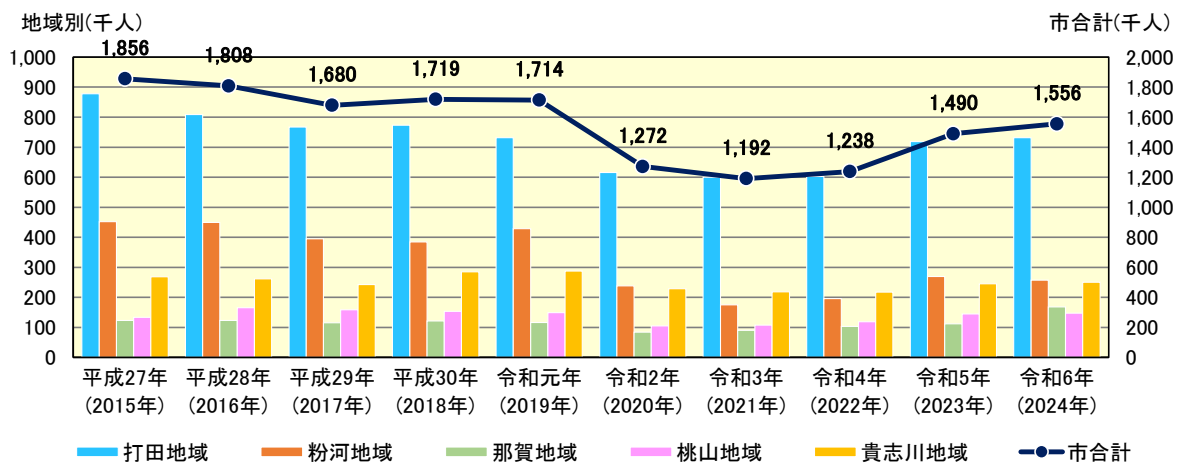


図20 観光入込客数の推移

出典：和歌山県『令和6年 和歌山県観光客動態調査報告書』を元に作成

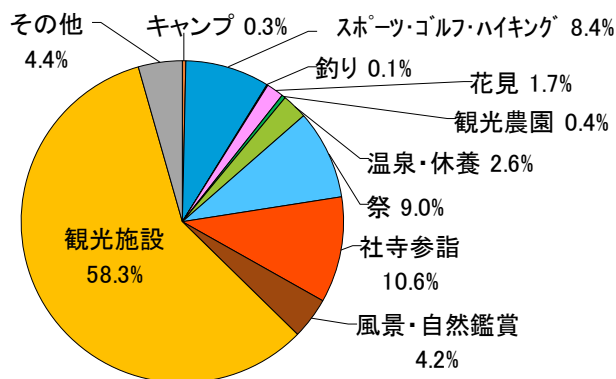


図21 目的別観光入込客数割合 (令和6年(2024年))

出典：和歌山県『令和6年 和歌山県観光客動態調査報告書』を元に作成

## 2-6. 文化財関連施設

本市には、紀の川市歴史民俗資料館をはじめ、歴史公園や歴史的建造物を活用した公開施設など、各地域に多様な文化財関連施設が所在します。また、道の駅や生涯学習センターといった観光施設、社会教育施設も活かしながら、地域の歴史文化や文化財に身近に触れることのできる場づくりに取り組んでいます。

### (1) 史跡紀伊国分寺跡歴史公園（打田地域）

紀伊国分寺跡は、遺跡の保存と市民が親しみ学ぶことのできる場の提供を目的に、歴史公園として整備され、平成14年（2002年）に開園されました。

復元された主要伽藍の基壇により、来訪者が古代の歴史空間を体感でき、保存修理を行った江戸時代の本堂が紀伊国分寺の歴史を現在に伝えています。



史跡紀伊国分寺跡歴史公園

### (2) 紀の川市歴史民俗資料館・歴史体験館（打田地域）

紀伊国分寺跡に隣接する紀の川市歴史民俗資料館は、打田町歴史民俗資料館として平成6年（1994年）に開設され、合併後は本市の古代から近代に至る歴史の移り変わりや人々の暮らしについて、考古資料や民俗資料等を通して紹介する施設として活用されています。

また、資料館の東側には歴史体験館を併設し、資料の保管とともにワークショップや講演会といったイベントの際に会場として活用しています。



紀の川市歴史民俗資料館

### (3) 旧南丘家住宅（粉河地域）

紀州藩鷹狩り役人である餌差えさしの住宅で、接客部分と日常生活部分が明確に分けられた整形四間取りが特徴的な武家住宅です。紀州藩の鷹狩りに関する資料を中心に展示し、鷹狩り文化を分かりやすく紹介しています。

※観覧には要申込



旧南丘家住宅

### (4) 旧名手宿本陣（那賀地域）

名手市場村にあり大和街道に面していたため、江戸時代、本陣として利用された妹背家いもせの住宅です。

現在の住宅は、江戸時代中期に再建された住宅を昭和62年度（1987年度）より解体修理されたもので、平成8年度（1996年度）から一般公開を行っています。



旧名手宿本陣

序章  
1章  
2章  
3章  
4章  
5章  
6章  
7章  
8章  
9章

(5) 道の駅「<sup>せいしゅう</sup>青洲の里」(那賀地域)

<sup>はなおかせいしゅう</sup>華岡青洲の偉業を顕彰し、楽しく学べる施設として平成9年度(1997年度)に開設されました。現在では道の駅として登録され、一般財団法人青洲の里による管理運営が行われています。

フラワーヒルミュージアムは、建築家・黒川紀章により設計され、健康をテーマに、食事や学習のできる施設として青洲使用の手術器具のほか医療に関する資料や標本、杉田玄白ら多くの名士との書簡等を展示しています。

旧華岡青洲<sup>しゅんりんけん</sup>春林軒は、かつて青洲の住居兼診療所で医学校でもあった建物群が整備されています。主屋と蔵は当時そのままの建物で、その他の建物は発掘調査資料等に基づいて復元され、主屋の各部屋では、手術風景や講義の様子などを人形と音声を用いてリアルに再現しています。

## (6) 貴志川生涯学習センター文化財展示室(貴志川地域)

生涯学習センター内に設けられた展示室では、貴志川地域の歴史を紹介しており、古墳や<sup>きたやま</sup>北山廃寺、<sup>きしみや</sup>岸宮祭祀遺跡等の遺跡から出土した旧石器時代以降の考古資料を展示しています。また、<sup>おおくにぬし</sup>大國主神社の祭礼である<sup>おおめしもりもの</sup>大飯盛物祭に関する祭礼図や熱気球型の山車である<sup>もりもの</sup>「盛物」の模型といった民俗資料の展示も行っています。

## (7) 平池緑地公園(貴志川地域)

貴志川町神戸に所在する面積 13.0ha の都市公園(緑地)で、和歌山県内最大級のため池である<sup>ひらいけ</sup>平池の周囲に約 1.5km の遊歩道や広場等を整備して、平成 19 年(2007 年)3 月開園しました。

平池は鎌倉時代の造成とされ、県内有数の野鳥の生息地、貴重な水生植物の生育地として市民の憩いの場となっています。池の中や護岸に位置する古墳(平池古墳群)を活かした整備が行われており、周辺では旧石器が数多く採集されるなど、貴志川流域の歴史的環境を今に伝えています。



フラワーヒルミュージアム



春林軒主屋内部

貴志川生涯学習センター  
文化財展示室

平池緑地公園

### 3. 歴史的背景

#### 3-1. 原始

##### (1) 旧石器時代

旧石器時代の遺跡は、市内西部の打田地域や貴志川地域に多く分布しています。打田地域では、和泉山脈南麓の登尾遺跡（登尾）から紀の川に面する下位河岸段丘に位置する堂坂遺跡（竹房）にかけての直線上に複数の遺跡が確認されています。これらの遺跡では弥生時代の遺物も出土していることから、長期間にわたる生活の拠点であったことが伺われます。貴志川地域では、平池や大池といった現在の灌漑用の溜池周辺で同時期の遺跡が確認されています。平池遺跡（貴志川町長原）では近畿の国府型ナイフ形石器や備讃瀬戸地域の技法による細石刃が多数採集されており、両地域との関係を考える上で重要な遺跡であるといえます。



平池遺跡出土 細石刃核と細石刃

##### (2) 縄文時代

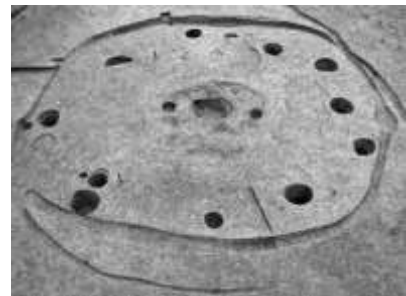
縄文時代は、狩猟や採集、漁労等を生業とする食料確保が高度化し、土器や石器を使用した定住化が進むことでムラが形成されていきました。紀の川市の全域でも同時代の遺跡が確認されており、生活拠点の広がりがみてとれます。旧石器時代から続く堂坂遺跡（竹房）では、住居跡の他、縄文土器や石鏃等の石器類が多数発見されており、安定した暮らしを想像できます。和泉山脈の南側山腹に位置する不動寺谷遺跡（中三谷）では、南九州を中心に多く見つかっている丸ノミ形石斧が採取されており、南方文化の伝搬等、縄文文化が花開いたことがわかります。



不動寺谷遺跡出土 丸ノミ形石斧

##### (3) 弥生時代

弥生時代には、水田耕作に適した水を得やすい河川流域が主要な生活の場となり、紀の川の北岸や貴志川流域の河岸段丘上で多くの遺跡が確認されています。重行遺跡（重行）や北山三嶋遺跡（貴志川町北山）といった段丘上の遺跡では、竪穴建物跡が見つかり、集落の拠点であったことがわかります。沖積地への進出は弥生時代の終わりごろから開始されたと考えられ、前田遺跡（貴志川町前田）や元遺跡（桃山町元）等があげられます。その他、東京国立博物館には祭祀に使われた青銅器である伝粉河出土の銅鐸が収蔵されています。



重行遺跡 竪穴建物跡

## 3-2. 古代

### (1) 古墳時代

ヤマト王権は、地方の有力者を従えながら勢力を拡大し、3世紀には奈良県を中心に有力者を埋葬する巨大な前方後円墳が造られました。紀の川市では、5世紀前半に朝鮮半島との関わりが想定される大型円墳の丸山古墳（貴志川町上野山）が造られ、以後、80基を超える古墳が造られました。その分布は市内の西側に集中し、東端となる那賀地域では僅か1基が確認されるのみです。



丸山古墳

6世紀には埋葬施設に横穴式石室が普及し、本市では3基の前方後円墳が造られました。6世紀中頃には、豪族紀氏の墓とされる岩橋千塚古墳群（特別史跡、和歌山市）を中心に分布がみられる「岩橋型」と呼ばれる横穴式石室が本市の古墳にも導入され、その勢力の広がりを確認することができます。

### (2) 飛鳥時代・奈良時代

大陸の制度や文化を取り入れ、天皇を中心とする国づくりが進められた飛鳥時代。大宝元年（701年）に大宝律令が制定され律令国家が確立すると、南海道の紀伊国には7郡が設置されます。本市は那賀郡に属し、行政官である郡司が所属する那賀郡衙跡として粟島遺跡（東大井）が推定されています。また、7世紀後半には那賀郡に4箇寺が建立され、本市には最上廃寺（桃山町最上）や北山廃寺（貴志川町北山）など、3箇寺が所在しました。



粟島遺跡 掘立柱建物跡

奈良時代の天平13年（741年）には、聖武天皇が発した「国分寺建立の詔」により紀伊国分寺（東国分）が建立されます。有力社寺や貴族、諸豪族による広大な開墾地の占有が拡大し、条里制による土地区画が進むなか、宝亀元年（770年）に大伴孔子古の創建とされる粉河寺（粉河）など有力者による私的な寺院が建立されました。



紀伊国分寺跡 残存塔礎石

### (3) 平安時代

政治の中心が天皇から貴族へ移り、武士が台頭した平安時代には、市域のほとんどが藤原氏や有力な社寺勢力が領地とした荘園となりました。

貴族等の信仰を集めた粉河寺は、西国三十三所観音霊場の札所として大きく栄え、石清水八幡宮（京都府八幡市）の荘園とされた鞆淵地区には、別宮として鞆淵八幡



鞆淵八幡神社

神社（中鞆淵）が創建されました。<sup>あらかわ</sup>荒川荘は鳥羽上皇から皇后の美福門院に伝領されたのち、高野山金剛峯寺へ寄進されます。荘園の実質的支配を行った荘官等が土着、武士化し、その勢力は領家を凌ぐまで発展していきます。藤原秀郷を祖とする佐藤氏は、11世紀初め頃より<sup>たなか</sup>田仲荘・池田荘を拠点とする在地領主となり、歌聖と言われた西行法師を輩出しています。

### 3-3. 中世

#### (1) 鎌倉時代

武家により政治が行われた鎌倉時代の紀伊国では、在地勢力の湯浅氏や隅田氏らが幕府との繋がりを強めていきました。本市では佐藤氏に代わり同族の尾藤（田中）氏が領地を承継し、湯浅氏と養子縁組するなど、湯浅党として勢力を拡大させます。また、湯浅党の本家の系統から貴志荘の貴志氏など多くの氏族が派生しました。



伝依藤太墓

湯浅氏の一族である<sup>みょうえ</sup>明恵上人は、貞応年間（1222～1224年）に金剛寺（中三谷）を創建しました。羽柴秀吉の紀州攻めの際に焼失し、江戸時代前期に再建されますが、その後廃絶します。推定地には、江戸時代の地誌『紀伊国名所図会』に記されている「依藤太墓」とされる五輪塔が残されています。また、「紀州池田庄金剛寺常住」の黒印が捺された平安時代後期書写の大般若波羅密多経が各地の寺院等に納められており、本市では526巻の1巻のみを所蔵しています。

鎌倉時代後期には、北条氏の得宗専制政治に対する守護や地頭の不満が高まり、近畿やその周辺地域で新興武士等の動きが活発化しました。荒川荘の源為時や名手荘の金毘羅義方は、焼き討ちや略奪行為を行い、荘園領主や幕府から悪党と呼ばれました。

#### (2) 室町時代

鎌倉幕府が滅び、天皇を中心とする政治が開始されましたが、各地では公家や武士等による争いが依然として頻発していました。建武元年（1334年）には、本市の<sup>いらいもり</sup>飯盛山城（麻生津中）を舞台に旧幕府勢力と建武政権が衝突します。南北朝時代には軍記物語『太平記』に記された「紀州龍門山軍事」等が伝えるように、紀の川南岸に連なる竜門山系の最初ヶ峰（竹房ほか）で、紀伊国における南北朝最大の合戦が起きました。その他、北朝の年号が刻まれた地藏寺の宝篋印塔（貴志川町岸小野）や南朝の年号が刻まれた熊野神社（中津川）の石灯籠など、市内に点在する石造物からも南北朝時代の混乱が見て取れます。



最初ヶ峰古戦場跡

鞆淵地区では、農民たちの自治組織である惣が発達し、用水の整備や荘園領主との交渉等を行いました。惣の団結心の中心となった鞆淵八幡神社（中鞆淵）の本堂や神宮寺である大日堂は、国の重要文化財に指定されています。

### 3-4. 近世

#### (1) 安土桃山時代

室町時代末期の紀北地域は、高野山や根来寺（岩出市）、粉河寺（粉河）といった社寺勢力のほか、雑賀一族や中紀の守護畠山氏等が力を持ち、一国を支配する戦国大名は出現しませんでした。

天正5年（1577年）、天下統一を目指す織田信長は紀伊国へ侵攻し、雑賀衆と和睦したのち、高野山攻めを行いました。高野山の学僧懷英が編纂した『高野春秋編年輯録』には、高野山方が飯盛山城（麻生津中）等に陣を張り、紀の川を挟んで争ったことが記されています。本能寺の変による信長の死亡により、紀州攻めはいったん中断されますが、その遺志を継いだ羽柴秀吉が天正13年（1585年）に紀州へ侵攻し、根来寺や粉河寺を攻め、高野山にも迫りました。その際、高野山の応其上人が和議のため奔走し、高野山復興の援助を取り付けました。応其上人は、興山寺（桃山町最上）の建立や三船神社（桃山町神田）の再興をはじめ、安楽川井用水（桃山町元ほか）の再興など、各地の池溝開発等に尽力しました。



三船神社

#### (2) 江戸時代

徳川家康は十男頼宣を和歌山に入府させ、紀州徳川家の治世が始まりました。

歴代藩主は、主産業である米の増産を図るべく、紀の川堤の整備による新田開発や県内最大の貯水池である桜池（北志野）、藤崎井用水や小田井用水等の灌漑整備を進めました。また、地土制度を設けて土着の有力者を登用し、村々の安定した統治を図りました。名手組の大庄屋で地土頭を務めた妹背家の居宅は、紀州藩の本陣として利用され、同一敷地内の名手役所で大庄屋の職務が執り行われました。西野山村（現・西野山）の医師であった華岡青洲は、文化元年（1804年）に自らが創生した麻酔薬「麻沸散（通仙散）」を使用し、世界で初めて全身麻酔下での手術に成功し、藩からも重用されました。



桜池



十禅律院

宗教文化の面では、藩の庇護のもと、寺請制度等の確立による寺院活動が活発化し、粉河寺の復興など社寺建築が隆盛となります。粉河寺境内の北東に隣接する十禅律院（粉河）では、19世紀初頭より諸堂宇が整備され、文政元年（1818年）に護摩堂、文政8年（1825年）に竜宮造りの塗上門が建立されました。現在の本堂は、文政12年（1829年）に8代藩主重倫と10代藩主治宝の父子により建て替えられたものです。天保年間（1830年～1844年）に造営された庫裡は、御成玄関や書院を備えるとともに、主室に面して借景庭園が造られるなど、紀州徳川家の威光を今に伝えています。

## 3-5. 近代、現代

## (1) 明治、大正

大政奉還により江戸幕府が終焉すると、明治政府は欧米列強に対抗するため近代化を推進しました。

本市では、財政基盤強化のために進められた地租改正に反対した政治家の児玉仲兎（中山）を中心に、「粉河騒動」と呼ばれる数千人規模の請願運動が起こり、やがて自由民権運動へと発展しました。明治5年（1872年）には近代国家を担う人材育成のために学制が公布され、小学校の設置が始まります。猛山学校（粉河）等の私塾も市内に開設され、漢学や洋学等の多様な教育が展開されました。本多和一郎が開いた共修学舎（北大井）には、教育以外にも渡米相談所が設けられ、本宅の一部を那賀教会としてキリスト教の普及に努めました。



旧池田隧道

殖産興業として和歌山県が奨励した養蚕業では、龍門山の風穴（杉原）を利用した蚕種冷蔵により収繭量の増産が図られました。鉱工業では、明治11年（1878年）に飯盛鉱山（西脇）が発見され、大正8年（1919年）に民間業者が買収して以降、本格的な採掘が開始されました。全国で鉄道や電信網等のインフラ整備が進み、明治19年（1886年）には県内最古となる洋式煉瓦積の池田隧道（重行）が竣工しました。明治33年（1900年）に紀和鉄道（現JR西日本和歌山線）が全線開通し、大正5年（1916年）には山東軽便鉄道（現和歌山電鐵貴志川線）が開業するなど、交通網の発達により物流が活発となり、柑橘や穀物等の販路が拡大しました。

## (2) 昭和以降

## 昭和

金融恐慌や世界大恐慌等の影響により経済は低迷し、質素節約がうたわれた昭和のはじめ、本市では昭和4年（1929年）に竹房橋（竹房）が架橋されるなど、道路の整備が進められました。昭和6年（1931年）に山東軽便鉄道が和歌山鉄道に改称され、昭和8年（1933年）には貴志川駅まで延伸されました。物流は舟運から陸上交通へと移行したことで、川舟は姿を消していきました。



紀の川の帆掛け舟

昭和6年の満州事変以降、日中戦争や太平洋戦争と全国民が総動員され、食料増産のため本県の果樹園も芋畑等に姿をかえました。兵器用の資材不足を補うため食器をはじめ、粉河鋳物の梵鐘等の各寺院の什物も供出され、多くの文化財が失われました。

昭和20年（1945年）に終戦を迎え、戦前から「果樹大国」と呼ばれた和歌山県は、戦時中に衰退した果樹栽培の復興に力を入れ、本市でも再び桃や柑橘等の果樹栽培が盛んとなりました。1950年代後半から始まった高度経済成長期には、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町が昭和の大合併により誕生します。昭和46年（1971年）に開催された第26回国民

体育大会（黒潮国体）では、打田町がハンドボール、粉河町がレスリングの会場となり、当時の皇太子夫妻が名手公民館（名手市場）を訪れるなど、県内は国体一色となりました。

## 平成

昭和末期からのバブル景気が平成3年（1991年）に崩壊し、長期にわたり経済が停滞しました。平成12年（2000年）頃からパソコンや携帯電話が急速に普及し、インターネットが利用されるなど日常生活に大きく変化が生じました。

昭和63年（1988年）から開始された史跡紀伊国分寺跡（東国分）の整備事業は、平成14年（2002年）10月に歴史公園として整備が完了し、隣接地には打田町歴史民俗資料館（現紀の川市歴史民俗資料館）や遺物収蔵・整理活用施設が建設されました。平成17年（2005年）には紀の川水系で結ばれた5町が合併し、紀の川市が誕生し、平成25年（2013年）には新庁舎が打田地域（西大井）に竣工しました。

観光振興等を目的として計画された京奈和自動車道の事業では、埋蔵文化財である重行遺跡（重行）の発掘調査が行われ、平成27年（2015年）に開催された第70回国民体育大会（紀の国わかやま国体）にも一部区間が利用されました。44年ぶりの国民体育大会では、サッカー、ハンドボール、ソフトボールの会場となり、建替えられた紀の川市民体育館ではハンドボールの白熱した試合が行われました。同年11月には華岡青洲の顕彰施設であった青洲の里が道の駅「青洲の里」として開駅しました。

平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災や平成23年（2011年）の東日本大震災等の大規模な自然災害に見舞われ、文化財においても耐震化の重要性が提唱され、平成31年度（2019年度）には重要文化財旧名手本陣妹背家住宅（名手市場）の耐震補強工事が行われました。

## 令和

令和2年（2020年）1月に日本で初めて感染者をだした新型コロナウイルスは、その後急速に蔓延し、令和5年（2023年）に5類感染症へ変更されるまで人々の行動は大きく制限されました。接触をさける生活が長く続いたことから多くの行事が中止となり、再開されることなく姿を消した地域の祭りや講等の行事もありました。

平成の時代から問題となっている少子高齢化は今後も進むことが予想され、生活の多様化と相まって社寺を中心とする文化財の担い手が不足するケースが増えてきました。令和3年（2021年）の東京オリンピックや令和7年（2025年）の大阪関西万博など、新しい時代や技術が示される中、同年11月7日に、本市は合併20周年を迎え、時代に適応した文化財保存と活用に取り組んでいく必要があります。



紀の川市役所の開庁式



合併20周年記念企画展

## 2章 紀の川市の文化財の概要

## 1. 指定等文化財

## (1) 件数

本市に所在する指定等文化財は、令和8年(2026)4月現在162件です。うち、指定・選定は151件(国13件、県26件、市112件)で、選択は0件、登録は11件(国11件)です。

類型別では、有形文化財106件(建造物39件、美術工芸品67件)で、美術工芸品の絵画1件及び工芸品1件が国宝に指定されています。民俗文化財が11件(有形の民俗文化財1件、無形の民俗文化財10件)、記念物が45件(遺跡18件、名勝地4件、動物・植物・地質鉱物23件)となります。

無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定等はありません。

表7 指定等文化財件数

(令和8年(2026)4月現在)

類型	国			県	市	合計
	指定・選定	選択	登録	指定	指定	
有形文化財	9	-	11	13	73	106
建造物	5	-	11	5	18	39
美術工芸品	4	-	0	8	55	67
絵画	1(1)	-	0	0	12	13
彫刻	0	-	0	5	30	35
工芸品	2(1)	-	0	3	10	15
書跡・典籍	0	-	0	0	0	0
古文書	0	-	0	0	0	0
考古資料	0	-	0	0	2	2
歴史資料	1	-	0	0	1	2
無形文化財	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	1	0	0	3	7	11
有形の民俗文化財	1	-	0	0	0	1
無形の民俗文化財	0	0	0	3	7	10
記念物	3	-	0	10	32	45
遺跡	2	-	0	3	13	18
名勝地	1	-	0	1	2	4
動物・植物・地質鉱物	0	-	0	6	17	23
文化的景観	0	-	-	-	-	-
伝統的建造物群	0	-	-	-	-	-
合計	13	0	11	26	112	162

0：該当なし、-：制度なし

※( )はうち国宝の件数

地域別では、粉河地域が49件と最も多く、次いで打田地域39件、桃山地域38件、貴志川地域21件、那賀地域15件となります。

粉河地域は、他地域と比べて有形文化財の美術工芸品と記念物の動物・植物・地質鉱物が多く指定されていることが特徴です。また、打田地域及び桃山地域では有形文化財の美術工芸品が、那賀地域では有形の民俗文化財、貴志川地域では記念物の遺跡がそれぞれ比較的多く指定等されていることが特徴です。

表8 地域別指定等文化財件数

(令和8年(2026)4月現在)

類型	地域					合計
	打田	粉河	那賀	桃山	貴志川	
有形文化財	30	31	8	25	12	106
建造物	10	17	5	3	4	39
美術工芸品	20	14	3	22	8	67
絵画	2	4(1)	0	4	3	13
彫刻	14	4	1	11	5	35
工芸品	3	6(1)	0	6	0	15
書跡・典籍	0	0	0	0	0	0
古文書	0	0	0	0	0	0
考古資料	1	0	0	1	0	2
歴史資料	0	0	2	0	0	2
無形文化財	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	0	4	0	6	1	11
有形の民俗文化財	0	1	0	0	0	1
無形の民俗文化財	0	3	0	6	1	10
記念物	9	14	7	7	8	45
遺跡	6	1	3	1	7	18
名勝地	0	3	1	0	0	4
動物・植物・地質鉱物	3	10	3	6	1	23
文化的景観	0	0	0	0	0	0
伝統的建造物群	0	0	0	0	0	0
合計	39	49	15	38	21	162

0：該当なし

※（ ）はうち国宝の件数

(2) 類型別の特徴

1) 有形文化財

① 建造物

「粉河寺本堂・大門・中門・千手堂」、「軺淵八幡神社本殿」、「軺淵八幡神社大日堂」、「三船神社本殿・摂社丹生明神社本殿・摂社高野明神社本殿」（いずれも国指定）をはじめとする多くの社寺建築が所在しています。その他、本陣建物である「旧名手本陣妹背家住宅主屋他2棟」（国指定）や紀州藩鷹狩り役人の「旧南丘家住宅主屋」（市指定）、江戸時代に代々庄屋を務めた「千田家住宅主屋」（市指定）が良好に残存しています。

五輪塔や宝篋印塔の他、中津川地区には、南北朝時代の正平24年（1369年）の年号が刻まれた「石灯籠」（市指定）や「一字主尊板碑<sup>いちじしゅそんいたび</sup>」（市指定）等の社寺に設置された石造物があります。

② 美術工芸品

社寺所蔵資料が多くを占め、絵画の「紙本著色粉河寺縁起<sup>しほんちゃくしよく</sup>」と工芸品の「沃懸地螺鈿金銅装神輿<sup>いかげじらでんこんどうそうしんよ</sup>」が国宝に指定されています。彫刻では、仏像や神像が指定されており、盗難被害に遭っている仏像も含まれる中、平安時代作の「木造十一面観音立像及び脇物」（市指定）は盗難被害に遭った後、脇仏1軀以外は発見されました。工芸品である粉河寺の「盥漱盤<sup>かんそうばん</sup>」及び「銅造阿弥陀如来坐像」（いずれも市指定）は、粉河寺の門前町で名産となった粉河鋳物で、その技術は関東に伝わり、仏具を中心に各地の寺院や個人宅に現在でも多く残されています。

その他、「華岡青洲関係資料」（市指定）といった歴史資料や「伝最上廃寺出土瓦」（市指定）等の遺跡から出土した考古資料があります。

2) 民俗文化財

① 有形の民俗文化財

東野の鎮守王子神社の「名つけ帳・黒箱<sup>くろぼこ</sup>」（国指定）は、文明10年（1478年）以降の村に生まれた男子の名前を巻物に記す「名つけ神事」が続けられ、長さ100mを超える巻物が他の重要書類とともに黒箱に保管されています。



粉河寺本堂



石灯籠（中津川地区）



沃懸地螺鈿金銅装神輿



盥漱盤



名つけ帳・黒箱

写真：『わたしたちの礎 こかわ半世紀』

## ② 無形の民俗文化財

粉河産土神社の神事であり、紀州三大祭の一つ「粉河祭」(県指定)や三船神社に奉納される「三船踊り」(市指定)の他、桃山町垣内地区や鞆渕地区には自然の恵みに感謝する「ヤトヤ踊り」(市指定)が残されています。桃山町野田原の「野田原の廻り阿弥陀」(県指定)は、阿弥陀仏の厨子を家々の間で順番に回して祈る村落における巡行仏信仰を今に伝えています。

## 3) 記念物

## ① 遺跡

紀の川市の古墳時代には「丸山古墳」(県指定)や「八幡塚古墳」(市指定)等の多数の古墳が築造されました。奈良時代に建てられた紀伊国の官寺、「紀伊国分寺跡」(国指定)や江戸時代に紀州藩主が利用した「旧名手宿本陣」(国指定)が所在しています。また、「森田節斎翁墓地」(県指定)や「華岡青洲の墓碑」(県指定)等の本市と有縁の人物の史跡が残っています。

## ② 名勝地

粉河寺境内地に所在する桃山時代の様式を残す「粉河寺庭園」(国指定)や「粉河寺御池坊庭園」(市指定)、隣接する十禅律院の「十禅律院庭園(洗心庭)」(市指定)等の名園が指定されています。

紀の川に面する「藤崎弁天」(県指定)は、江戸時代の地誌『紀伊国名所図会』にも記され、紀の川随一の景勝地と称されました。

## ③ 動物・植物・地質鉱物

龍門山を核とする龍門山県立自然公園は、三波川結晶片岩と貫入した蛇紋岩からなり、磁気を帯びた「龍門山の磁石岩」(県指定)や「キイシモツケ群生地」(県指定)等、地質から生まれた特有の文化財が所在しています。

また、「光明寺の松」(県指定)や「大神社のクス」(市指定)等、社寺の境内地には巨木や社叢が残されています。



野田原の廻り阿弥陀



粉河祭(渡御式)



森田節斎翁墓地



粉河寺庭園



キイシモツケ群生地

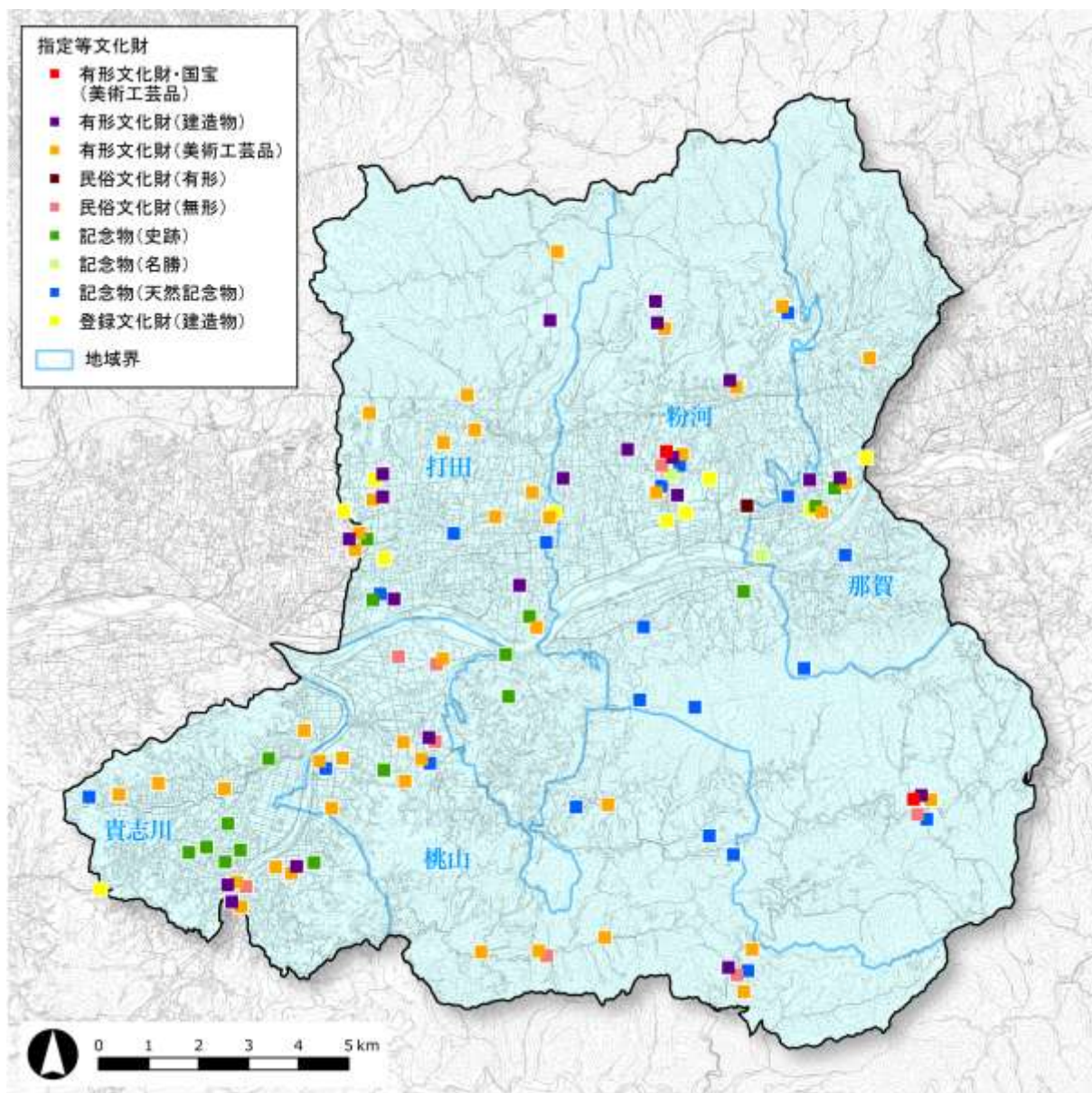


図 22 指定等文化財分布図

出典：紀の川市生涯学習課資料を元に作成

※文化財のおおよその位置を示しています。また市外の博物館等に寄託等している文化財については、出土場所や所有者情報等に基づき位置を示しています。

※対象が複数の箇所にあぶものは、代表的な位置を示しています。

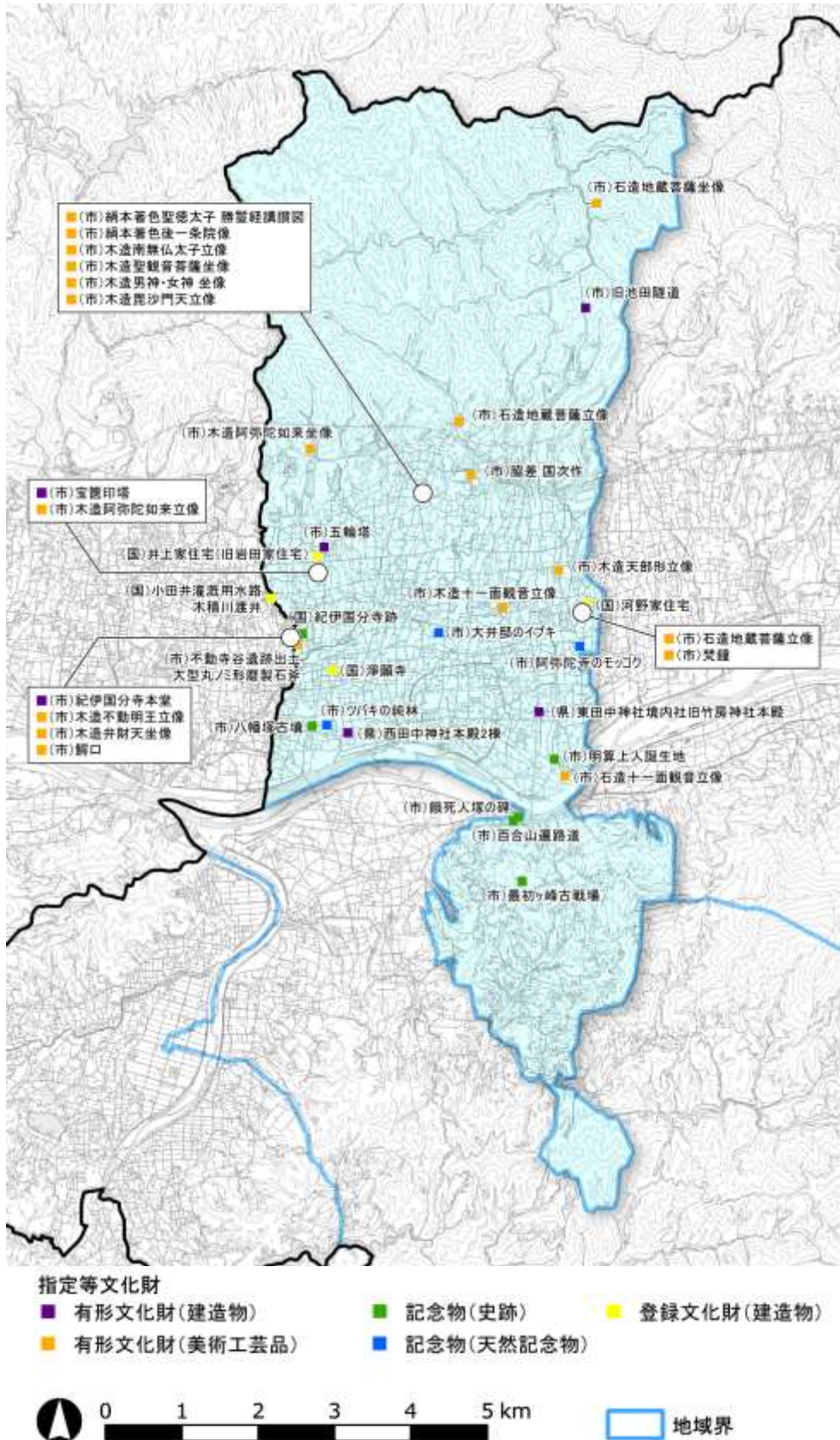


図 23 指定等文化財分布図（打田地域）

- 序章
- 1章
- 2章
- 3章
- 4章
- 5章
- 6章
- 7章
- 8章
- 9章

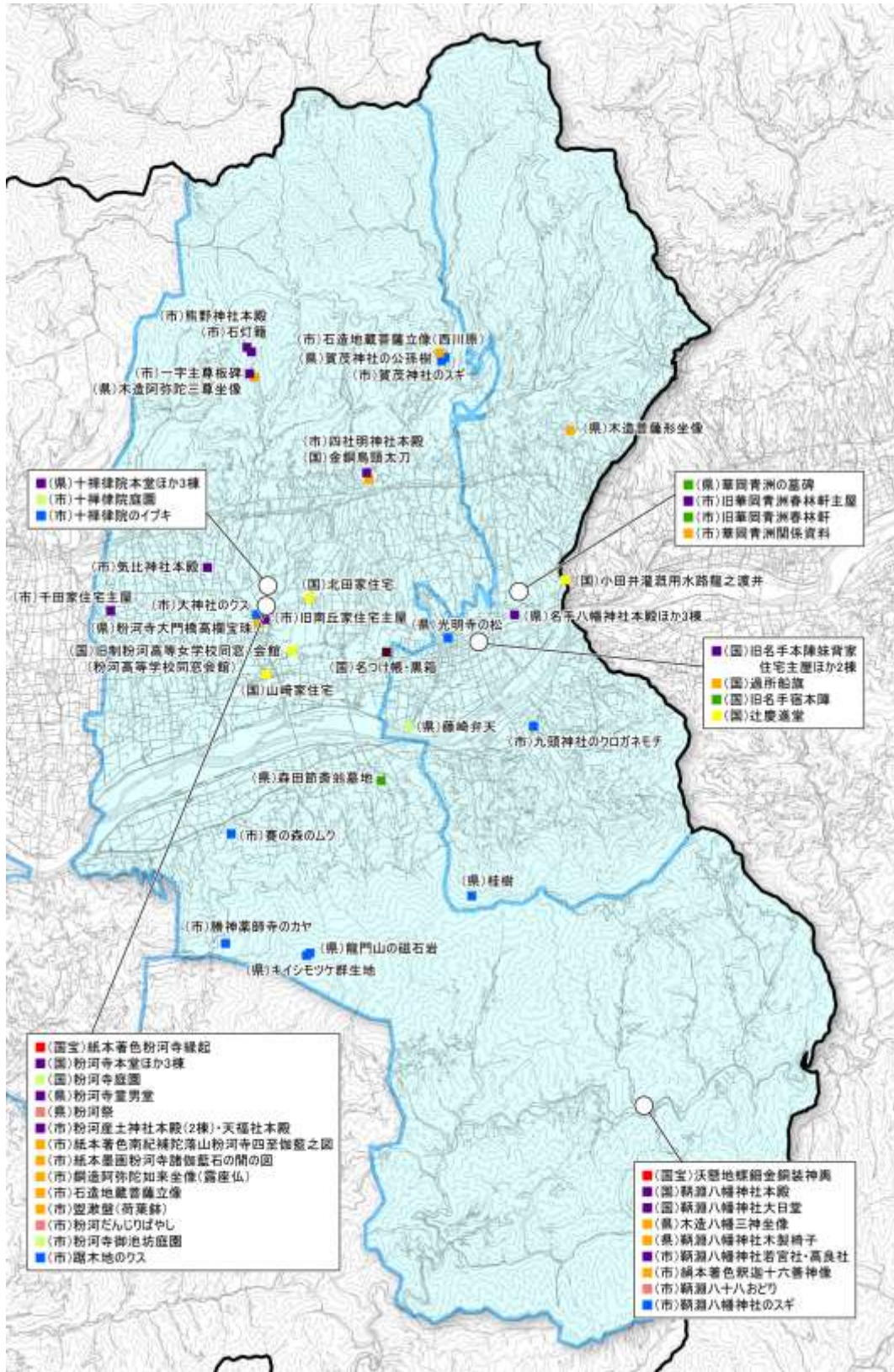


図 24 指定等文化財分布図 (粉河地域、那賀地域)



## 2. 未指定文化財

### (1) 件数

令和8年(2026年)4月現在、本市に所在する未指定文化財は7,254件を把握しています。

類型別では有形文化財が3,899件と最も多く、うち建造物1,457件、美術工芸品2,442件(絵画345件、彫刻1,090件、工芸品506件、書跡・典籍20件、古文書335件、考古資料9件、歴史資料137件)となります。無形文化財は101件、民俗文化財は352件(有形の民俗文化財182件、無形の民俗文化財170件)、記念物は843件(遺跡543件、名勝地43件、動物・植物・地質鉱物257件)、文化的景観は25件、伝統的建造物群は5件、文化財の保存技術は0件となります。また、その他の文化財として、地名や言い伝え、方言等2,029件を把握しています。

地域別では、粉河地域が2,907件と最も多く、特に粉河寺に関する美術工芸品を中心に把握しています。次いで打田地域の1,533件、那賀地域1,044件、貴志川地域909件、桃山地域618件となり、その他市全域に係るものとして243件を把握しています。

表9 地域別未指定文化財件数

(令和8年(2026年)4月現在把握しているもの)

類型	地域					市全域 複数の地域	合計
	打田	粉河	那賀	桃山	貴志川		
有形文化財	717	1,969	599	172	441	1	3,899
建造物	343	720	204	82	107	1	1,457
美術工芸品	374	1,249	395	90	334	0	2,442
絵画	22	164	113	5	41	0	345
彫刻	158	587	168	36	141	0	1,090
工芸品	111	322	39	5	29	0	506
書跡・典籍	0	14	5	0	1	0	20
古文書	71	63	51	36	114	0	335
考古資料	0	9	0	0	0	0	9
歴史資料	12	90	19	8	8	0	137
無形文化財	1	4	7	1	2	86	101
民俗文化財	163	37	38	66	48	0	352
有形の民俗文化財	128	11	28	14	1	0	182
無形の民俗文化財	35	26	10	52	47	0	170
記念物	118	277	129	101	125	93	843
遺跡	98	205	84	56	96	4	543
名勝地	5	11	9	8	8	2	43
動物・植物・地質鉱物	15	61	36	37	21	87	257
文化的景観	4	10	1	5	5	0	25
伝統的建造物群	2	1	2	0	0	0	5
文化財の保存技術	0	0	0	0	0	0	0
その他の文化財	528	609	268	273	288	63	2,029
合計	1,533	2,907	1,044	618	909	243	7,254

## (2) 類型別の特徴

### 1) 有形文化財（建造物）

建造物では社寺建築及び石造の墓碑や供養塔等が多数を占め、粉河寺を中心に門前町が発達した粉河地域に多く所在しています。

打田地域には、葉煙草乾燥小屋が数軒残されており、近代を中心に振興した葉煙草栽培の歴史を今に伝えています。その他、津田春行五輪塔等の人物にまつわる石造物が残されています。



中三谷の葉煙草乾燥小屋

### 2) 有形文化財（美術工芸品）

#### ① 絵画、彫刻、工芸品

仏画や仏像等の絵画や彫刻、伏鉢ふせがねや花瓶といった工芸品など、寺院に所蔵されている什物が多くを占め、特に寺院が多く所在する粉河地域で、粉河寺の所蔵をはじめとする絵画、彫刻、工芸品を数多く把握しています。



金剛寺の大般若波羅密多經

#### ② 書跡・典籍、古文書

書跡・典籍は、寺院の所蔵を中心に把握しており、薬王寺（貴志川地域）の「徳本上人名号書幅」や十禅律院（粉河地域）の「徳川頼倫書」等の書跡のほか、市内の寺院が所蔵している平安時代以降の大般若経等の典籍があります。

古文書は、個人宅や社寺に残されたものの多くが江戸時代以降となりますが、「北家文書」や「西家文書」（ともに粉河地域）のように、中世に遡る古文書が残されている旧家も各地域にみられます。

#### ③ 考古資料、歴史資料

考古資料は、粉河産土神社の経塚群きょうづかから出土した経筒及び埋納物きょうづつがあります。これらは平安時代から鎌倉時代にかけての遺物で、現在は国立博物館や和歌山県の所蔵となっています。

歴史資料は、社寺が所蔵する扁額や棟札、市内各地の旧道沿いに所在する道標等を把握しています。

### 3) 無形文化財

伝統ある工芸品や生活用品の製作技術等を保持する名匠により、地域の伝統が継承されてきました。和歌山県名匠に表彰された人物として、粉河地域では「桶製作」の玉置茂市や「伝統建築保存修理」の三塚明、貴志川地域では「灯ろうづくり」の若林常太良や「紀州桐箆筒製作」の岡田義正がいます。現在では、那賀地域で伝統工芸品の紀州箆筒が伝統工芸士により製造されています。



灯ろう

#### 4) 民俗文化財

##### ① 有形の民俗文化財

衣食住に関する石臼や味噌樽、生産・生業に関する唐鍬等の農耕用具や養蚕箱等の養蚕用具など、生活とともにある各種用具類があげられます。粉河地域の粉河祭に使用されるだんじりや祭礼道具、貴志川地域の大國主神社の祭礼である大飯盛物祭に使用される「盛物」といわれる山車など、信仰に関するものも残されています。



盛物

##### ② 無形の民俗文化財

桃山地域や貴志川地域で多く把握されています。伝統行事や年中行事として、神社で行われる祭りや七五三、寺院で行われる施餓鬼会等の法要があります。また、伊勢講や庚申講など、中世以降に庶民の間にも広く普及した共同組織である様々な講があげられます。

#### 5) 記念物

##### ① 遺跡

中世以前から見られる荘園や幕末から近代を中心に建てられた古岳幽眞墓や先人の墓碑等があげられます。

明治時代には、地域産業を牽引した飯盛鉾山や貴志鉾山が開発され、猛山学校や奚疑塾等の私塾が開設されたことにより、紀の川市の近代化が大きく前進しました。その他、太平洋戦争末期に着手し、完成に至らずに終戦を迎えた桃山地域の安楽川飛行場跡等があげられます。



奚疑塾跡の石碑

##### ② 名勝地

本市の北端に連なる和泉山脈や紀の川南岸に連なる竜門山系、本市中央を流れる紀の川や貴志川といった自然の景観は、それぞれが名勝でありながら、それらが折り重なることで故郷の風景を形作っています。

その他、貴志川地域の地蔵寺本堂脇庭園や貴志川八幡宮庭園は市内でも数少ない唐風の庭園で、作庭における地域性が現れています。



和歌山平野と和泉山脈

##### ③ 動物・植物・地質鉱物

開発や放棄地等による自然環境の悪化により、絶滅の危機に瀕している動物・植物も多くあります。中山間地域に生息するアカギツネは、耕作地の消滅等により急減し、和歌山県では準絶滅危惧種とされ、本市での確認個体もごく僅かしかありません。三波川変成帯の結晶

片岩及び超塩基性岩を基盤とする龍門山は、多様な生物が生息する保全上重要な地域です。

地質の特性から、山頂部には貴重な草原性植物がみられ、リュウモンザンツゾウムシ等の固有種が生息しています。かつて龍門山周辺に生息していたギフチョウは、農薬散布等により絶滅しましたが、現在は人為的な放蝶と保護活動により数を増やし、春の訪れを告げています。山頂付近の北斜面にある蛇紋岩からなる風穴洞では、その環境を利用して蚕種貯蔵が行われました。

## 6) 文化的景観

紀の川市の風土に適応した生活の中で形成された景観として、打田地域のいよだに五百谷や桃山地域のところがいと所垣内など、各地域に残る棚田があげられます。平安時代末期より石清水八幡宮の荘園となった鞆淵地区では、地区の中心を流れる真国川に沿って古くから水田開発が進められ、中世には岩間の水路「ホリキリ」等の用水路が整備されました。真国川やその支流が流れる谷沿いに広がる棚田とそれを取り巻く灌漑施設は、厳しい自然環境のなかで生産性の向上に努めた文化的な景観です。

## 7) 伝統的建造物群

古くから利用されていた街道沿いには、どこか懐かしい町並みが残されています。江戸時代前期に参勤交代路として利用された大和街道沿いでは、国指定史跡である旧名手宿本陣を中心とする名手市場が在郷町として賑わいました。東西に走る街道に沿って商家が建ち並び、街道に面した前面を店舗とした為、現在でも南北方向に細長い土地区画が残されています。

本陣周辺には、明治時代頃まで呉服商を営んだ藤田家住宅や昭和3年(1928年)に建てられた旧名手郵便局舎等が残っています。

高野参詣路として利用されたおうづみち麻生津道は、江戸時代を中心に多くの人々が行き交いました。通称茶屋町(または笹江町、佐々江町)と呼ばれる地域には商家町が発達し、古くから宿場としても利用され、現在でも紅殻格子や卯建つのある建物が残っています。



ギフチョウ



龍門山の風穴



五百谷の棚田



鞆淵地区の景観



茶屋町の町並み

その他、粉河の門前町など、各地域には昔の面影を示す伝統的建造物群が僅かに残されています。

8) 文化財の保存技術

文化財の保存技術について市域で把握調査は行われておらず、文化財の保存技術として選定された技術等はありません。

9) 埋蔵文化財

旧石器時代から近世までの遺跡 170 件を周知の埋蔵文化財包蔵地として登録しています。遺跡種別では、古墳や城館跡、遺物の散布地が多くの割合を占めます。

地域別では、打田、粉河、貴志川地域の件数が多く、安定した平野から人々の営みが広がったことを物語っています。

表 10 地域別周知の埋蔵文化財包蔵地件数

(令和 8 年 (2026 年) 4 月現在)

遺跡種別	地域					合計
	打田	粉河	那賀	桃山	貴志川	
古墳・古墳群等	10	4	1	6	15	36
城跡・城館跡等	11	16	6	6	6	45
寺院跡・神社跡	2	5	0	2	3	12
集落跡	5	0	0	2	0	7
散布地等	16	10	3	4	12	45
経塚	3	6	0	1	2	12
石塔・碑等	0	1	0	0	6	7
その他遺跡	1	1	1	0	3	6
合計	48	43	11	21	47	170

10) その他の文化財

その他の文化財では、伝統的な生活様式や大衆娯楽文化、地名、伝承や言い伝え、方言等があげられます。

桃山地域の大原には「<sup>いぬ</sup>犬の<sup>ほか</sup>墓」と呼ばれる地名が残されています。これには川に溺れた子どもを助けた忠犬の墓があったという説と、院の墓が訛った説があり、地域で大切に受け継がれた名としてバス停名にもなっています。



「犬の墓」バス停

伝統的な生活様式では、現在では限られた場面となった銘々に提供される膳による食文化があげられ、現在でも旧家等には膳の道具一式が残されている場合があります。その他、江戸時代以降、庶民に普及することで始まった畳の上での生活やそれに伴う正座、明治時代以降に広まった和洋折衷文化であるちゃぶ台を囲む生活など、各時代背景を映す生活様式と言えます。

大衆娯楽文化では、江戸時代初頭に流行し各村落で行われた盆踊りが、明治から昭和時代にかけても大衆的な娯楽となりました。大正時代初め頃には、打田地域の劇場「朝日座」や粉河地域の「白水座」が開館し、昭和25年（1950年）以降には各地域で映画鑑賞を行う劇場が開設されましたが、昭和40年（1965年）前後には次々と閉館しました。昭和時代に流行した紙芝居は、老若男女を問わず楽しまれ、現在では、郷土の歴史をわかりやすく伝える道具や教育の場面でも活用されています。

地名は、地域の大字名や小字名として、また、土地の通称等として伝えられており、その土地の特性や内容を示す名称が命名されていることが多くあります。地域に残る伝承や言い伝えは、歴史や伝説、日常生活や信仰など多岐にわたり、先人達が語り継ぎ、創作し、親しまれた、郷土の歴史文化を豊かにする文化財と言えます。

方言では、和歌山県を大きく3地域に分けた紀北方言の内、本市是那賀方言に該当します。紀の川流域の上流域や下流域と比較して古い言語が残り、基本的には和歌山弁と共通し、ザ・ダ・ラ行が混同して発音されやすい特徴があります。「おにぎり」を「にんにこ」、「こんにちは」を「まっちゃん」と言うなど、独特の方言があります。



## ② 葛城修験—里人とともに守り伝える修験道はじまりの地—

## 認定自治体（◎は代表自治体）

◎和歌山県（和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町）、大阪府（岸和田市、泉佐野町、河内長野市、和泉市、柏原市、阪南市、岬町、河南町、千早赤阪村、太子町、泉南市、貝塚市、熊取町）、奈良県（五條市、御所市、香芝市、葛城市、王寺町）

## ストーリーの概要

和歌山～大阪～奈良の境に聳える葛城の峰々。修験道の開祖と言われる役行者がはじめて修行を積んだこの地は、世界遺産の吉野・大峯と並ぶ「修験の二大聖地」と称されています。この地には、役行者が法華経を1品ずつ埋納したという28の経塚があり、今も修験者たちは、その経塚や縁の社寺、滝や巨石を巡ります。そしてその修行にはいつの時代も、この地に暮らす人々との深いつながりがありました。



中津川行者堂の採灯護摩供

修験者や地域の人々が大切にしてきた聖地「葛城修験」—修験道の歴史は、ここから始まりました。

表 12 葛城修験—里人とともに守り伝える修験道はじまりの地— 構成文化財（紀の川市）

名称	類型	指定等の状況
倉谷山 薬草喩品 <small>くらたにやま やくそうゆほん</small>	記念物/遺跡	未指定文化財
志野峠 授記品 <small>しのとうげ じゆきほん</small>	記念物/遺跡	未指定文化財
中津川 化城喩品 <small>なかつがわ けじょうゆほん</small>	記念物/遺跡	未指定文化財
嶺の龍王 授学無学人記品 <small>みね りゅうおう じゅうがくむがくにんきほん</small>	記念物/遺跡	未指定文化財
粉河寺	有形文化財/建造物	国指定重要文化財
中津川行者堂	有形文化財/建造物	未指定文化財
熊野神社	有形文化財/建造物	市指定文化財
石造地藏菩薩坐像（万蔵地藏）	有形文化財/美術工芸品	市指定文化財

(2) 歴史の道百選

歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡を「歴史の道」として、その保存と活用を広く国民に呼び掛け、顕彰するために、全国各地より歴史の道百選として文化庁が選定しました。(平成8年(1996年)78件選定、令和元年(2019年)36件選定の計114件)

本市に関わる歴史の道として、「高野参詣道<sup>こうやさんけいみち</sup>」及び「葛城修験の道<sup>かつらぎしゅげん</sup>」が選定されています。

① 高野参詣道

弘仁7年(816年)に弘法大師(空海)が真言密教の根本道場として高野山を開いて以降、参詣者の出発地点に応じて「高野七口」と呼ばれる複数の参詣道が形成されました。

町石道、三谷坂、京大坂道不動坂、黒河道、女人道は一部が史跡「高野参詣道」に指定され、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産です。



西国街道(麻生津道)

表 13 高野参詣道 選定箇所

太字は紀の川市に関わる箇所

>

名称	選定箇所
町石道	紀ノ川船着場・慈尊院～丹生官省符神社～ニツ鳥居～高野奥の院(和歌山県九度山町・かつらぎ町・高野町)、八町坂(かつらぎ町)
黒河道	賢堂、清水(橋本市)、青淵、わらん谷(九度山町・橋本市)、太閤坂、戦場山、北又(九度山町)～子継峠(高野町)、北又～黒河峠(九度山町)～金剛峯寺奥院(高野町)
京大坂道	西郷、不動坂(高野町)、槇尾道
三谷坂	頬切地藏～笠松峠、笠松峠～上天野、笠松峠～六本杉、六本杉～上天野(かつらぎ町)
西国街道(麻生津道)	<b>日高峠(かつらぎ町・紀の川市)</b> 、志賀(かつらぎ町)、梨子ノ木峠(かつらぎ町)、聖峠(かつらぎ町・高野町)
大峰道	桜峠(高野町)
女人道	摩尼山周辺～揚柳山～子継峠～転軸山周辺、黒河口～不動口～大門口、龍神口～相ノ浦口～大滝口、大峰口～円通寺(高野町)
小辺路	水ヶ峰、大滝～薄峠(高野町)
相ノ浦道	相ノ浦～笠松峠～相ノ浦口(高野町)
有田龍神道	旧辻の茶屋跡～新辻の茶屋跡(高野町・かつらぎ町)

② 葛城修験の道

紀伊・和泉・河内・大和の4か国に跨る葛城山系は、役小角（役行者）の所縁から古代より修験の聖地として尊崇されていました。その役行者が法華経八卷二十八品を埋納したとされる経塚を「葛城二十八宿」とし、行場・拝所・宿所等を設け、また関係寺院を含めて修行の場としています。これらを繋ぐ道は、近世には聖護院、三宝院両門跡をはじめとして多くの修験者が入峯するようになり、今も修業の場として使用されています。



倉谷山 薬草喩品（第5経塚）

表 14 葛城修験の道 選定箇所

太字は紀の川市に関わる箇所

名称	選定箇所
葛城修験の道	行者杉（和歌山県橋本市）～蔵王峠（かつらぎ町） <b>～葛城山頂～神通～粉河寺・松峠～土仏峠（紀の川市）</b> ～根来寺・押川付近、槌ノ子峠（岩出市） ～懺法ヶ嶽～孝子峠～舟着場、友ヶ島（沖ノ島・虎島）（和歌山市）

(3) 世界かんがい施設遺産

世界かんがい施設遺産（World Heritage Irrigation Structures）は、農業の発展に貢献した歴史的なかんがい施設を、国際かんがい排水委員会（ICID）が登録・顕彰する制度で、施設の持続的な活用や保全技術の蓄積、教育機会の提供、地域づくりへの貢献等が期待されます。

和歌山県3市1町（橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町）にまたがる紀の川水系に位置する「小田井用水路」は、300年以上前に、正確な設計、仕様とともに、当時の水準測量機器である水盛台を使用した詳細な現地測量に基づく効率的な建設手法を導入した優れた例であり、近世の水不足に悩む紀の川右岸の河岸段丘を豊かな水田に変えた新田開発の先駆けとして、歴史的・技術的・社会的価値が評価され、平成29年（2017年）に世界かんがい施設遺産に登録されました。



小田井用水路 龍之渡井

(4) 認定化学遺産

認定化学遺産は、公益社団法人日本化学会が、世界に誇る日本の化学関連の文化遺産を認定し、それらの情報を社会に向けて発信する制度として平成22年度（2010年度）に創設されました。

粉河出身の桃谷政次郎が開発し、明治18年（1885年）に販売を開始した「美顔水」は、日本初の西洋医学処方による化粧品として、当時の美顔水容器3点が令和2年（2020年）に認定化学遺産に認定されました。



桃谷順天館の美顔水

## 3章 紀の川市の歴史文化の特性

これまで述べてきた紀の川市の自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景に加えて、文化財の概要と現状を踏まえた上で、本計画では、歴史的、文化的、自然的に培われてきた地域の個性、地域らしさを歴史文化の特性とし、次の9つを掲げます。

### 1. 紀州の飛鳥

紀の川中流域の肥沃な大地に古来人々が集い、貴志川地域は、様々な時代の文化財が重層的に分布する「紀州の飛鳥」と称えられるなど、多様な時代の歴史が息づいています。

### 2. 国の華「紀伊国分寺」と古代寺院

紀の川流域の畿内から紀伊国への玄関口として、紀伊国分寺を中心に古代寺院や官道が集積し、仏教文化が一早く伝播するなど、古来交通の要衝として賑わいをみせました。

### 3. 修験道と観音巡礼の霊地

日本有数の霊地、紀伊山地の北端に位置するこの地は、修験道や観音巡礼の地として栄え、人々の信仰と交流によって生み出された多くの文化財が残されています。

### 4. 街道と門前町が語る紀州徳川家ゆかりの地

江戸時代、紀州は徳川御三家として重きをなし、主要幹道である大和街道が通る当地には、粉河寺門前町をはじめ、紀州徳川家の威光を今に伝える数多くの遺構が残されています。

### 5. 医の偉人たちを育んだ紀の川

世界初の全身麻酔手術を成功させた華岡青洲をはじめ、近世から近代の日本の医学史に輝く先駆者を多く輩出した地として、その足跡を辿る文化財が数多く残されています。

### 6. 近代化による鉱山開発と織物産業の発展

明治時代、県内有数の飯盛鉱山の開発や、伝統産業の紋羽織を基とした綿ネル産業が開発し、近代以降の紀の川市の発展に大きく貢献しました。

### 7. “農業王国”を支える農業基盤と生産の歴史

ため池や農業用水路の整備、農産物の開発など、先人たちの不断の努力によって形作られた農業生産に関わる多様な基盤が、今日の地域農業と田園景観を支えています。

### 8. 母校に受け継がれる荘園の記憶

市内小学校の名に荘園由来の地名が残るなど、中世の記憶が地域の呼称として受け継がれ、日常生活の中で身近に歴史を感じることができます。

### 9. 文化財とともに伝わる紀の川市の伝承

有形・無形の文化財の背景にある目に見えない多くの物語や伝承が、人々の信仰や記憶とともに伝わり、地域の歴史に彩りを添えています。

## 1. 紀州の飛鳥

紀の川市が位置する紀の川中流域には肥沃な大地が広がり、古くから人々が集い、豊かな生活の歴史が刻まれてきました。

本市南西部の貴志川地域では、現在も灌漑用水池として利用されている大池や平池等の水辺を中心に、後期旧石器時代の遺跡が確認されています。平野や山腹には、市内の80基を超える古墳の半数近くが集中して築かれ、市内最古となる古墳時代中期の大型円墳である丸山古墳からは、墳丘裾部の埋納土坑において全国的にも珍しい鉄鍔てつぷくが出土するなど、朝鮮半島との関わりが想定されています。また、古墳の終焉とともに建立された北山廃寺は、14世紀頃まで存続したと考えられ、奈良時代から鎌倉時代にかけての数多くの墳墓等とともに、当地における仏教文化の広がりを物語っています。さらに、産土神を祀る貴志川八幡神社の背後にあたる鳩羽山はとばには、平安時代から鎌倉時代にかけての祭祀跡である岸宮祭祀遺跡が所在し、山頂や山腹には古宮推定地が展開しています。江戸時代には紀州藩重臣の三浦家が貴志城を築き、菩提寺や墓所など、同家ゆかりの旧跡が今に伝えられています。



紀州の飛鳥

昭和33年(1958年)、岸宮祭祀遺跡の調査に訪れた國學院大學の金谷克己氏は、眼下に広がる景観に多様な時代にわたる歴史の重層性を見だし、当地を「紀州の飛鳥」と称しました。

## 2. 国の華「紀伊国分寺」と古代寺院

紀の川市の中央を東西に流れる紀の川は、古来より交流の重要な役割を果たし、流域一帯の集落や交通網の発達に寄与してきました。5世紀には全国へ勢力を広げたヤマト王権は、大陸から文化や技術を取り入れると、6世紀中頃に伝来した仏教文化は、畿内から紀伊国への玄関口にあたる本市が属する古代那賀郡にも一早く伝わりました。紀の川北岸に西国分廃寺(岩出市)、南岸に荒見廃寺、さらに紀の川の支流である貴志川の両岸に最上廃寺や北山廃寺が確認されています。



紀伊国分寺跡

645年の乙巳の変を機に、諸国は七道に区分され、南海道に含まれる紀伊国には、紀の川北岸に都へと繋がる南海道駅路が形成されました。東大井に所在する粟島遺跡では、大型の掘立柱建物跡群が発見され、那賀郡衙であった可能性が指摘されています。奈良時代には、仏教によって国を鎮めようと天平13年(741年)、聖武天皇は国分寺建立の詔を發布します。「国の華」である国分寺にふさわしい場所として紀伊国では東国分の地が選定され、天平勝宝8年(756年)頃には紀伊国分寺の主要伽藍が完成しました。古代の官道である南海道駅路が紀伊国分寺を通るなど交通の要衝として賑わいをみせ、玉垣たまがきのまがりのとんぐう 勾頓宮かまがきのあんぐうや鎌垣行宮といった行幸伝承地が道沿いに残されています。紀伊国分寺の法灯は現在にも引き継がれ、国分寺跡は国指定史跡の歴史公園として整備され、市民の憩いの場となっています。

### 3. 修験道と観音巡礼の霊地

日本有数の霊地である紀伊山地の北端に位置する本市は、山岳信仰に根ざした修験道や観音巡礼の地として栄えました。

市域北部に連なる和泉山脈は、修験道の開祖・役行者が最初に修行を積んだ葛城修験の地と伝えられ、山中に点在する行場や経塚が、その歴史を物語っています。宝亀元年（770年）に大伴孔子古によって創建された粉河寺は、日本で最初の巡礼路とされる西国三十三所観音巡礼の第3札所であり、本尊の十一面千手千眼観世音菩薩は、一度も開帳されることがない絶対秘仏として、巡礼者の信仰を集めました。さらに、高野山への参詣道である麻生津道等が市域を通り、かつての情景を今に伝えています。

これら信仰の道から広まった人々の交流が往来の賑わいを生み出し、地域の発展を支えました。



葛城修験の町石道

### 4. 街道と門前町が物語る紀州徳川家ゆかりの地

元和5年（1619年）、徳川頼宣が紀伊国に入国し、紀州藩初代藩主となると、紀州は徳川御三家として重きをなしました。紀伊国と大和国を結ぶ大和街道が通る本市には、紀州徳川家ゆかりの遺構が数多く残されています。

天正13年（1585年）の羽柴秀吉による紀州攻めで焼失した粉河寺は、徳川家の庇護を受けて復興しました。門前町では商工業が発達し、蒟蒻や酢（粉河酢）、団扇（粉河うちわ）、鋳物（粉河鋳物）等の名物や名産が誕生し、盛況を博しました。

門前町周辺には紀州藩鷹狩り役人である餌差の住居であった旧南丘家住宅や、藩主の休息所であった粉河御殿跡等が残り、粉河の地が鷹狩りの拠点であったことを示しています。

その他、大和街道に面し参勤交代や鷹狩りの際に休泊に利用された旧名手宿本陣や、紀州藩家老・三浦家が領した貴志川地域など、市内各所に紀州徳川家の威光を感じ取ることができます。



粉河御殿跡

### 5. 医の偉人たちを育んだ紀の川

本市は、近世から近代の日本の医学史に輝く先駆者を多く輩出した地です。

西野山村（現・西野山）出身の華岡青洲は、麻酔薬「麻沸散（通仙散）」を完成させ、文化元年（1804年）、世界初となる全身麻酔下での乳がん摘出手術に成功しました。医聖と称えられた青洲のもとには、全国から2,000人を超える門人が集い、春林軒やその分塾である合水堂（大阪中之島）において医術を学



華岡青洲の墓碑

びました。切畑村（現・切畑）の林南溪<sup>ほやしなんけい</sup>は「医は仁術なり」を信念に掲げ、「外科の青洲、内科の南溪」と並び称されました。神田村（現・神田）の医家に生まれた松山棟庵<sup>まつやまとうあん</sup>は、福澤諭吉に師事して慶應義塾で学び、後に東京慈恵会医科大学の母体となる組織を創立しました。また、粉河の薬種商に生まれた桃谷政次郎は、紀州初の薬剤師として、日本初の西洋医学に基づく化粧品「美顔水」を開発、販売しました。

こうした先人たちの比類なき業績は、本市が日本の近代医療の発展を牽引した先進地であったことを物語るものであり、ゆかりの場所や残された数多くの資料等の彼らの足跡を辿る文化財が、郷土の誇りとして大切に受け継がれています。

## 6. 近代化による鉱山開発と織物産業の発展

明治時代、近代国家の形成を目指した我が国では、経済・社会・政治・文化などあらゆる分野で西欧化が進み、本市においても鉄道や道路等の交通網や通信の発達とともに、新たな産業が興隆しました。

龍門山を主峰とする竜門山系では、飯盛鉱山の開発が進められ、最盛期には年間 1,000 トン以上の銅を産出するなど、県内有数の銅山として近隣の町が大いに賑わいました。

また、江戸時代以来、那賀郡の特産品であった紋羽織<sup>もんぼおり</sup>は、防寒用の衣類や足袋の裏地等に用いられてきました。これを基に改良された薄手の綿ネルは軍隊に採用され、富国強兵政策の一端を担いました。粉河地域に所在する山崎家住宅は、綿ネル業によって財を成した経



飯盛鉱山

済人の旧邸宅であり、近代和風建築の主屋や、建物を囲む煉瓦造の塀の佇まいは、当時の地域性や時代背景をよく反映しています。和歌山を代表する近代産業として発展した綿ネル（紀州ネル）は、明治 18 年（1885 年）前後には、その製造技術が京都や泉州、今治など全国各地に伝えられ、各地の織物業の発展に大きく寄与しました。

## 7. “農業王国”を支える農業基盤と生産の歴史

紀の川市では、温暖な気候と変化に富んだ地形、紀の川の恵みのもと、多種多様な農産物が生産されています。総農家数及び耕地面積、農業産出額がいずれも県内 1 位と、県内有数の農業振興地である背景には、農業用水路やため池等の灌漑施設の整備や、全国的に有名なあら川の桃や国産ネーブルの開発と普及といった先人たちの不断の努力がありました。



桃源郷

市域には 770 箇所を超えるため池が存在し、その中には鎌倉時代に築造された井田の魚谷池や、江戸時代紀州初代藩主、徳川頼宣によって築造され、県内最大の貯水量を誇る北志野の桜池など、長い歴史を有するため池が現存しています。また、安楽川井用水、小田井用水、藤崎井用水などの農業用水路の開発が、干ばつに苦しんだ河岸段丘沿いの

農地を潤しました。その他、平安時代に遡る鞆淵地区のホリキリや、明治時代のトンネル池、室町時代に起源をもつ棚田など、農業生産に関わる多様な基盤が受け継がれ、今日の地域農業と豊かな田園景観を支えています。

## 8. 母校に受け継がれる荘園の記憶

令和8年(2026年)8月現在、本市には休校を含め15の小学校があり、そのうち11校には中世以前に成立した寺領や荘園に由来する名称が付けられています。これは、多くの小学校が所在する地域の地名を校名としていることによるものです。

本市には、平安時代に起源をもつ名手荘や荒川荘、池田荘のほか、鎌倉時代に成立した調月荘等が知られています。これらの荘園名が、歴史ある当地の記憶の名残として地域の呼称や小学校名として受け継がれていることで、日常生活の中で身近に歴史を感じることができます。



丸栖小学校の頌徳碑

## 9. 文化財とともに伝わる紀の川市の伝承

文化財には、形として残るものだけでなく、その背景にある目に見えない多くの物語や伝承が伴い、地域の歴史に彩りを添えています。

京都の石清水八幡宮の別宮として創建された鞆淵八幡神社には、現存最古とされる神輿とともに鶴姫伝説が伝わります。粉河寺では、大伴孔子古による寺院創建と本尊千手観音にまつわる説話が粉河寺縁起絵巻に描かれ、紀州三大祭りに数える粉河産土神社の粉河祭は、大伴孔子古の子である大伴船主が奥州征伐から凱旋したときの姿を伝えます。



美福門院供養墓地

また、平安時代の歌人西行や、高野山中興の祖である明算上人にまつわる伝承が田仲荘に伝わり、佐藤城跡や龍蔵院、明算産湯井戸等のゆかりの地が残されています。荒川荘は、鳥羽上皇に寄進され、のちに美福門院に伝領され、高野山へ寄進されました。当地には、美福門院が建立した御所跡や火葬地等の伝承地が残されています。

このほか、大国主神社にまつわる龍蛇伝説や大飯盛物祭の由来、名手八幡神社の鎮座する応神山に伝わる神功皇后の伝説など、市内各地に多様な伝承が息づいています。

これらの伝承は、有形・無形の文化財と結びつきながら、かけがいのない地域の歴史の一部として、人々の信仰や記憶とともに、今日まで大切に守られています。

## 4章 文化財に関する既往の把握調査

## 1. 文化財の把握調査の実施状況

紀の川市における既往の把握調査は、1980年代の町史編纂時に基礎資料を得るために行われた各地域の調査や、国や和歌山県による総合調査によるところが大きいです。町史編纂以降では、那賀地域で各寺院に祀られている仏像の把握調査が行われた他、那賀郡老人クラブ連合会により那賀郡内の石造物及び樹木の網羅的な調査が行われており、文化財の把握の大きな成果となっています。

表 15 総合把握及び類型別の文化財把握調査の実施状況

類型		調査名	調査年度等	調査主体	
総合把握調査		紀の川流域歴史ゾーン調査	(1984年刊行)	和歌山県	
		紀伊国鞆淵荘地域総合調査	1996～1998年度	早稲田大学	
		粉河町内社寺文化財把握調査	1997～2001年度	粉河町	
		粉河町中津川地区調査	(2005年刊行)	粉河町	
		日本遺産 葛城修験 構成文化財調査	2021～2022年度	葛城修験日本遺産活用推進協議会	
有形文化財	住居	和歌山県内民家調査	1967年度	和歌山県	
		社寺	和歌山県の中世未指定社寺建築調査	(1990年刊行)	和歌山県
	近代建築物	和歌山県下明治洋風建築調査	1977年度	和歌山県洋風建築研究会	
		和歌山県内近世社寺建築緊急調査	1988～1990年度	和歌山県	
		和歌山県近代化遺産(土木・建築等)総合調査	2004～2006年度	和歌山県	
		和歌山県近代和風建築総合調査	2006～2009年度	和歌山県	
		和歌山県近代の文化遺産調査	2020年度	和歌山県	
		和歌山県近代の文化遺産詳細調査	2020年度	和歌山県教育委員会	
	石造物	那賀郡石仏調査	1993～1994年度	那賀郡老人クラブ連合会	
	美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品等	粉河町文化財(仏像)把握調査	(1982年刊行)	粉河町
			粉河町文化財(誕生仏、涅槃図)把握調査	1982～1983年度	粉河町
			那賀町文化財(仏像)把握調査	1995～1999?年度	那賀町
古文書		和歌山県古文書調査	1972～1983年度	和歌山県	
	和歌山県古文書所在確認現況調査	1976年度	和歌山県		
民俗文化財		和歌山県民俗資料緊急調査	1964年度	和歌山県	
		和歌山県民謡緊急調査	1981～1982年度	和歌山県	
		和歌山県諸職関係民俗文化財調査	1989～1990年度	和歌山県	
		和歌山県祭り・行事現況調査	1997～1999年度	和歌山県	
		和歌山県地域文化緊急調査	(2001年刊行)	和歌山県	
		高野山周辺地域民俗文化財調査	2012～2014年度	和歌山県	
記念物	遺跡	貴志川町埋蔵文化財踏破調査	1971～1972年度	貴志川町	
		歴史の道調査	1978～1982年度	和歌山県	
		和歌山県中世城館跡詳細分布調査	1992～1997年度	和歌山県	
		紀ノ川流域堤防井堰等遺跡調査(那賀郡)	2001～2003年度	和歌山県井堰研究会	
		紀ノ川流域荘園詳細分布調査(紀伊国名手荘・静川荘地域)	2002～2003年度	和歌山県	
		紀の川市内遺跡発掘調査	2006年度～	紀の川市	
	名勝地	近代の庭園・公園等に関する調査	2010～2011年度	文化庁	
		名勝に関する総合調査	2011～2012年度	文化庁	
		和歌山県自然的名勝調査	2011～2012年度	和歌山県	
	動物・植物・地質鉱物	自然環境保全基礎調査	1973年度～	環境省	
		和歌山県鳥類基礎調査	1970～1984年度	和歌山県	
		紀北地域自然環境調査	(1982年刊行)	和歌山県	
		和歌山県那賀郡樹木調査	(2002年刊行)	那賀郡老人クラブ連合会	
		保全上重要なわかやまの自然 和歌山県レッドデータブック	(2022年改訂)	和歌山県	
文化的景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	2000～2003年度	文化庁		
	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	2005～2007年度	文化庁		
伝統的建造物群	紀州北部の伝統的町並み調査	1997～1998年度	(財)和歌山県文化財センター		
その他の文化財	貴志川町地名調査	2003～2004年度	きしがわ文化財研究会		

2. 把握調査の課題（調査・研究に関わる課題）

紀の川市の文化財に関する既往調査等による把握状況を類型ごとに以下に整理します。

表 16 類型別の文化財の把握状況

類型		地域					
		打田	粉河	那賀	桃山	貴志川	
有形文化財	建造物	○	○	○	○	○	
	美術工芸品	絵画	○	○	○	○	○
		彫刻	○	○	○	○	○
		工芸品	○	○	△	△	○
		書跡・典籍	△	△	△	△	△
		古文書	○	○	△	△	○
		考古資料	△	△	△	△	△
歴史資料	△	○	△	△	△		
無形文化財		△	△	△	△	△	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財	○	○	△	○	○	
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	
	名勝地	△	△	△	△	○	
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	
文化的景観		△	△	△	△	△	
伝統的建造物群		△	△	△	△	△	
文化財の保存技術		×	×	×	×	×	
その他の文化財		△	△	△	△	△	

○：概ね調査完了 △：調査不十分 ×：未調査

本市における文化財の把握調査の現状は、建造物、絵画、彫刻、遺跡について市域で概ね把握調査が完了しています。一方、美術工芸品の絵画や工芸品として把握されているものの中には、書跡・典籍が一部含まれていると考えられ、分類や整理が十分できていません。考古資料については、個人所有や学校等の施設が所蔵しているものまで把握は進んでいません。

民俗文化財では、無形の民俗文化財について一部の地域で把握調査が進んでいるものの、市域全体の把握には至っておらず、有形の民俗文化財は生業や生産、信仰等の一部の把握調査に留まっています。

名勝地や動物・植物・地質鉱物、文化的景観、伝統的建造物群についても、局所的な調査に留まっており、総合的な観点からの把握調査は不十分であるといえます。

一方で、すでに把握している文化財であっても、調査から長期間が経過し、廃棄や滅失等によ

ってすでに失われているものも少なくないことが予想されます。そうしたことから、類型に応じた適切な周期での継続調査の実施など、最新の状況を把握、管理していくための仕組みや体制の整備が課題となっています。

地域ごとの把握の状況は以下となります。

#### 【打田地域】

比較的把握調査が進んでいますが、歴史資料等の類型毎の分類が不十分な状況です。有形の民俗文化財については農耕具について他地域より把握調査が進んでいます。無形文化財では、把握調査が実施できていません。

#### 【粉河地域】

比較的把握調査が進んでいます。歴史資料では社寺を中心に概ね把握調査が完了しています。本地域は、江戸時代を中心に粉河鋳物や粉河うちわなど伝統産業が振興した地域であるため、無形文化財の把握調査の余地があると言えます。

#### 【那賀地域】

有形文化財の工芸品や古文書等の把握調査が不十分となっています。無形文化財では、良質の桐材を使用する紀州箆笥の製作技術が伝統工芸士によって受け継がれています。無形の民俗文化財は把握件数が少なく、調査が必要であると考えられます。

#### 【桃山地域】

那賀地域と同様に有形文化財の工芸品や古文書の把握調査が不十分となっています。無形文化財の把握調査が実施できていませんが、無形の民俗文化財では講等の伝統行事の把握が進んでいます。文化的景観では、山間部の斜面を利用して発達した棚田が特有の景観を形成しています。

#### 【貴志川地域】

類型毎にバランスよく把握調査が実施されています。名勝地では地蔵寺本堂脇庭園等の社寺に造られた庭園の把握ができています。その他の文化財では、地域に残されている地名についての検討が行われており、有識者や資料等の情報をもとに『貴志谷の地名考』としてまとめています。

## 5章 文化財の保存・活用の基本理念及び基本目標

### 1. 保存・活用の基本理念

本市は、紀の川の清流がもたらす豊かな恵みと美しい自然に育まれたまちです。この肥沃な大地を舞台に、古くから人々が暮らしを営み、生業や技術、祈りや祭りなど、地域に根ざした多様で個性ある歴史文化を育んできました。そうした先人たちの足跡は、幾世代にもわたり受け継がれ、かけがえのない紀の川市の文化財として今に息づいています。

これらの文化財は、紀の川市長期総合計画に示す将来像「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を実現する上で、まちづくりの核となるものであり、市民のみならず、本市に関わるすべての人々の誇りと愛着を育む、貴重な共有財産といえます。

この認識のもと、今を生きる私たちが、文化財をより良いかたちで未来へ継承し、歴史文化の魅力あふれるまちづくりの原動力となることを目指し、保存・活用の基本理念を以下のように定めます。

### 「文化財を磨き、歴史文化が輝くまちづくり」



## 2. 保存・活用の基本目標

前項で示した基本理念を具体化するため、「知る」「守る」「活かす」「伝える」「支える」の5つの基本目標を設定します。

これらの目標に基づき、行政及び市民、地域等の多様な主体が連携し、文化財の保存・活用に取り組むことで、相互の取組や各目標が循環、共鳴し、効果を更に高め、文化財及び歴史文化の価値向上と持続的な活用（＝磨き、輝く状態）を促進します。



図 26 保存・活用の基本目標イメージ

さらに、文化財を磨き、歴史文化が輝く状態を、本市のまちづくりに良好に反映させるためには、市民や関係人口、交流人口など、本市に関わる幅広い人々が文化財の意義を理解し、その取組を支持・支援する基盤を形成することが不可欠です。

このため、5つの基本目標に対して、市民の関心を高め、多様な層の人々が、それぞれの立場や関心から保存・活用に参画できる繋がりをつくる取組を進めることで、磨き、輝く状態のさらなる向上を図り、文化財を活かしたまちづくりに寄与する、本市ならではの持続可能な保存・活用の実現を目指します。

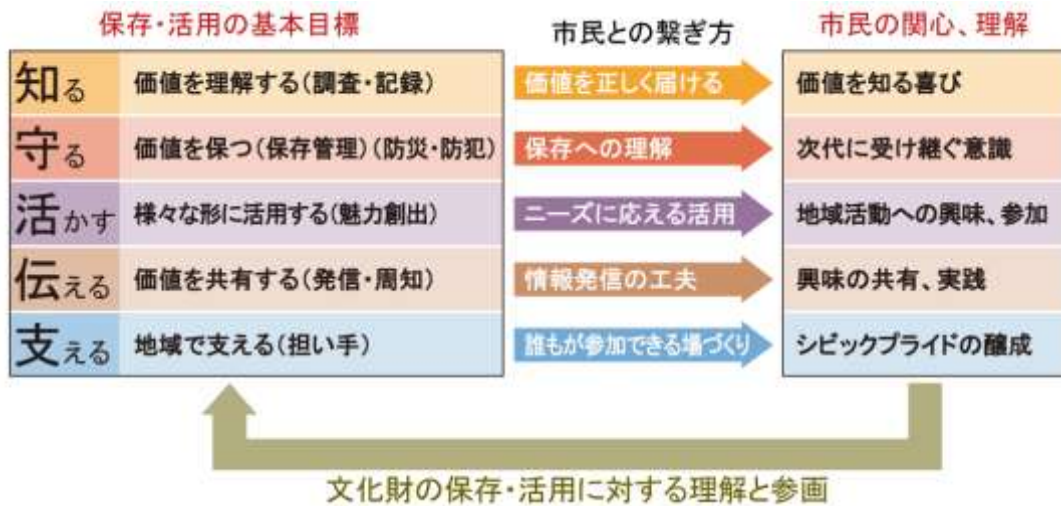


図 27 市民との繋がりづくり（文化財に対する関心、理解への働きかけ）

(1) 知る ～調査し、記録することで文化財の価値を理解する。(調査・記録)

紀の川市の文化財や歴史文化を磨き、輝かせるにあたり、多種多様な文化財を体系的、総合的に把握し、その価値を正しく理解することが必要です。

そのため、市内に存在する文化財について、その実態や価値、また地域との関わり等を明らかにするための調査を推進します。調査成果は体系的に記録、管理し、保存・活用の取組を様々な展開していくための基礎情報として役立てます。

**市民との繋がりづくり（調査・記録）**

文化財の価値を正しく伝えることが、市民が地域のことを知る喜びにつながり、文化財や歴史文化を大切に思う意識の醸成に寄与します。そのため、市民と協働して地域の文化財の発掘、調査等を行うなど、文化財を身近に感じてもらえる環境を整えます。

(2) 守る ～価値が大切に保たれることで、文化財は輝きを増す。(保存管理)(防災・防犯)

文化財は、適切に保存、維持管理されることで、その輝きをいっそう増します。

文化財を確実に次世代へ継承するため、専門家や研究機関との連携を強化し、専門的知見に基づいた保存管理を推進します。また、文化財所有者や伝統文化保存団体への継続的な支援に加え、計画的な保存修理等を通じて、文化財の価値が損なわれることを未然に防ぐ対策に取り組みます。さらに、自然災害や人為的な被害から文化財を守るため、持続的な防災・防犯対策及び体制の強化を図り、被災リスクの最小化を目指します。

**市民との繋がりづくり（保存管理）(防災・防犯)**

文化財を守ることに對する正しい理解が、市民の文化財を次代へ継承しようとする意識を育て、地域が協力して文化財を守る体制づくりにつながります。そのため、啓発活動や市民参加の機会の充実を通じて、文化財の保存対策や関連事業への理解を深めます。さらに、文化財の防災・防犯活動に市民が主体的に関われる仕組みづくりを進め、地域住民等による文化財を見守る体制の構築を図ります。

**(3) 活かす ～文化財の可能性を磨き上げ、様々な形に活用する。(魅力創出)**

多くの人々が本市の文化財や歴史文化に触れ、その価値や魅力を体感できるように、様々な手法を通じて文化財が持つ可能性を磨き上げる必要があります。

文化財を観光資源や地域活動の核として活用するため、来訪者等の受入環境向上のための基盤整備、機能強化を図るとともに、周辺地域との広域的な連携を活かした事業を展開していくことで、文化財を活かした市全体並びに地域の魅力の創出、向上につなげていきます。

**市民との繋がりづくり (魅力創出)**

市民の様々なニーズに応じた活用の取組を展開することで、文化財や歴史文化に対する興味や愛着を育み、地域の多様な活動への市民参加を促します。そのため、まちづくりや生涯学習、学校教育等の多様な活動の機会を活かし、地域と文化財との関わりを強化、充実させることで、市民や子どもたちが文化財に触れ、学ぶ機会を増やします。

**(4) 伝える ～価値を広く共有することで、文化財はさらに磨かれ、輝く。(発信・周知)**

文化財は、多くの人々が関心を持ち、情報を共有することで、より磨かれ、輝きを増します。

文化財に関する情報の発信・周知に向けて、文化財に関するコンテンツを整備し、紙媒体やデジタルメディア、イベントなど多様な手段を活用して発信を行います。あわせて、情報発信を担う人材の確保・育成や体制の強化を図るとともに、文化財に関する基礎資料や解説等を作成、公開し、誰もが文化財に親しみ、気軽に学べる環境づくりを進めます。

**市民との繋がりづくり (発信・周知)**

様々な背景を持つ人々に情報を届けるための工夫を通じて、文化財に対する幅広い層の興味を共有し、それぞれが主体的に行動するきっかけにつなげます。そのため、ライフスタイルや関心に応じた効果的な情報提供の方法を検討・実施し、市内外の人々が文化財に触れる機会を広げるとともに、担い手の活動や思いを発信することで、人々の理解と共感を深めていきます。

**(5) 支える ～文化財を磨き・輝かせる担い手を育て、応援する。(担い手)**

日頃から文化財に関心を持ち、その保存・活用に関わる担い手が増え、活躍することで、文化財を磨き、輝かせる土壌が育まれます。

そのため、文化財の保存・活用に取り組む既存の団体や人材を支援し、活動の継続と発展を促すとともに、生涯学習や学校教育等と連携し、幅広い世代が文化財に触れ、学び、関わる機会を増やすことで、次世代の担い手育成につなげます。

**市民との繋がりづくり (担い手)**

誰もが担い手となる可能性を最大限に活かすための場づくりを通じて、市民一人ひとりが行動を起こすきっかけを生み出し、幅広い世代の地域への愛着や誇り(シビックプライド)を醸成します。そのため、多様な主体が連携し、情報共有や相互支援を進めるためのプラットフォームづくりを通じて、文化財を支える人々の輪を広げて、地域全体で文化財を支える体制の整備を進めます。

## 6章 文化財の保存・活用に関する課題及び方針

### 1. これまでの保存・活用の取組

本市では、合併以前の旧町の時代より、文化財の保存・活用に関する様々な対策や活動に取り組んできました。これまでの主な取組は、以下のとおりです。

#### (1) 知る（調査・記録）に関する既存の取組

##### 1) 文化財の把握のための調査

市内（旧町内）文化財の全体像を把握するため、国及び県、市（旧町）等が主体となり史編纂事業や日本遺産の申請に伴う総合的な文化財把握調査、また類型別の把握調査を実施し、地域に所在する建造物及び美術工芸品、歴史資料、遺跡、民俗等の情報を整理してきました。

また行政による調査に加え、旧那賀郡の石仏を対象とした調査（『那賀郡石仏史』／那賀郡老人クラブ連合会）など、市民等による自主的な調査活動も継続的に行われてきました。

※詳細は「4章 文化財に関する既往の把握調査」参照

##### 2) 個別の文化財調査

市内で確認される個々の文化財について、その解明や整備等を目的に詳細調査を継続的に実施してきました。

##### ① 埋蔵文化財の発掘調査

土木工事等の開発事業に伴い、埋蔵文化財が現存する可能性が認められる箇所では、試掘・確認調査や本格的な発掘調査を実施してきました。これらの調査の蓄積により、市内各地における原始、古代から中世、近世に至る多様な生活、生産活動等の痕跡が確認され、地域の歴史像の解明に寄与してきました。



土井ノ森城跡の発掘

##### ② 重要遺跡の調査

遺跡を活かした公園整備や重要遺跡の内容確認のため、県との連携のもと、調査を実施してきました。

紀伊国分寺跡では、県が主体となり、昭和40年代より継続して調査が行われ、寺域及び伽藍配置等の全容解明が進み、成果をもとに史跡紀伊国分寺跡歴史公園として整備が行われました。



紀伊国分寺跡（講堂跡）の発掘

平池古墳群では、公園整備に伴い平成15年度（2003年度）に調査が行われ、判明した墳丘の規模、形態等の成果をもとに復元整備が行われました。平成22年度（2010年度）に発見された荒見廃寺では、地域住民の要望もあり、平成28年度（2016年度）から令和4年度（2022年度）にかけて内容確認調査を実施しました。

### 3) 調査成果の記録

実施した各種調査の成果は、報告書及び記録写真・図面等の形で整理し、行政内部の資料として蓄積しています。また、埋蔵文化財の調査報告については『紀の川市内遺跡発掘調査概要報告書』として毎年度刊行しているほか、その他の文化財調査についても、必要に応じて刊行物の発行や展示、講演等を通じて公表しています。

華岡青洲について、継続した顕彰活動に加えて、研究事業を平成 28 年度（2016 年度）よりを開始し、『医聖華岡青洲研究事業研究論文』を作成（令和 6 年度（2024 年度）第 4 号）しています。

近年の調査成果の多くは、デジタルデータとして作成、管理されていますが、旧町時代を含む過去の報告書等については、現在も紙資料として保管されています。

## (2) 守る（保存管理）に関する既存の取組

### 1) 文化財の指定、登録等

国や県と連携し、市内に所在する重要な文化財の価値の把握及び指定、登録等、法に基づく保存・活用を推進してきました。また、市文化財保護審議会における専門的見地からの助言や審議を経て、文化財の調査や指定を行うなど、地域にとって重要な文化財の把握、位置付け及び保護に努めてきました。

### 2) 旧名手宿本陣の整備推進

旧名手宿本陣は、文化財指定された当時、すでに空き家であり、建物の荒廃が進んでいたことから、1980 年代から 90 年代にかけて大規模修理が行われました。その後、本市（那賀町）に寄贈されたことから、遺跡の保存と活用を図るため、『名手本陣保存整備活用計画』（平成 21 年（2009 年））及び『史跡旧名手宿本陣整備基本計画』

（第 1 期平成 29 年（2017 年）、第 2 期令和 6 年（2024 年））を策定し、同計画に基づき、名手役所離れ及び蔵（令和元・2 年度（2019・2020 年度））、名手役所主屋（令和 3・4（2021・2022 年度））の復旧を完了しました。引き続き、遺跡の本質的価値の維持向上を図るとともに、市民等の文化財に対する理解や保存に対する意識の高揚につなげるため、保存整備委員会の指導助言を得ながら史跡地全体の計画的整備を推進しています。



名手役所主屋の保存修理



藤崎弁天堂の保存修理

### 3) 文化財の保存修理、環境整備等

その他個別の指定等文化財の保存修理及び環境整備について、国、県の補助制度等を活用しながら、文化財の状態や緊急性に応じた修理や整備を実施してきました。

建造物の保存修理として、近年は県指定名勝藤崎弁天の構成要素である弁天堂の解体修理

(令和2・3年度(2020・2021年度))や県指定である東田中神社本殿や西田中神社本殿の檜皮葺屋根の葺き替え及び塗装修理等を実施しました。

収蔵環境の整備として、鞆淵八幡神社では、国宝の沃懸地螺鈿金銅装神輿を安全かつ適切に保管するため、住民や関係者からの寄付も募りながら、収蔵庫を整備(昭和59年(1984年))しました。



鞆淵八幡神社神輿収蔵庫

#### 4) 文化財の保管

地域住民からの寄贈資料や発掘調査により出土した遺物等の文化財を適切に保存するため、市歴史民俗資料館をはじめとした市内の収蔵庫の確保及び保管環境の維持を図っています。

#### 5) 文化財の防災、防犯

文化財の防災・防犯対策として、指定等文化財を中心に、防災設備の整備や定期的な点検を実施しています。

また、毎年文化財防火デーにあわせた消防訓練及び消防設備の査察など、文化財所有者等及び関係機関と連携した防災意識の向上、啓発に取り組み、文化財の被害防止に努めています。



文化財防火デーの消防訓練  
(粉河寺)

### (3) 活かす(魅力創出)に関する既存の取組

#### 1) 文化財の公開、展示

本市が所管する旧名手宿本陣及び旧華岡青洲春林軒、旧南丘家住宅等の指定文化財について、必要な保存修理や整備を行い、市民や来訪者が本市の歴史文化に触れられる場として公開を行っています。

また市歴史民俗資料館では、常設展示に加えて企画展を定期開催し、多様なテーマによる本市の文化財に関する発信及び来館者の理解を推進しています。

その他、道の駅「青洲の里」フラワーヒルミュージアムや貴志川生涯学習センター文化財展示室では、常設展示を通じて、地域の身近な文化財に関する情報を発信し、市民等の理解向上に寄与しています。



春林軒の公開、展示

#### 2) 公園整備、歴史的空間の形成

史跡紀伊国分寺跡歴史公園及び平池緑地公園では、遺跡の保存を図るとともに、文化財を活かした公園整備を行い、市民の学習・交流・レクリエーション等の場とし



歴史民俗資料館の企画展示

て機能するとともに、文化財とともにある公園として、歴史と緑地環境が調和した歴史的空間の形成に寄与しています。

### 3) 文化財等を活かしたイベント、魅力づくり

文化財を含む地域資源を活用したイベントとして、旧名手宿本陣では雛人形や甲冑の展示、旧南丘家住宅では雛人形の展示や落語会等を毎年行うことで、文化財を身近に感じられるイベントを開催しています。

(一財) 青洲の里が指定管理する道の駅「青洲の里」では、華岡青洲を顕彰するために「青洲まつり」や「華岡青洲学習会・検定会」を行うなど、地域が誇る偉人の功績を広く発信するとともに、参加者や観光客に歴史文化や文化財への関心を高める機会を提供しています。

また、市歴史民俗資料館で行われる「紀伊国分寺『鬼瓦(オニワン)』グランプリ」や観光カードの配布など、行政が取り組む事業に加え、山崎家住宅(国登録有形文化財)では一部をカフェスペースとすることで地域の集いの場を創出するなど、民間による積極的な活用を通じて、文化財の価値や魅力を可視化し、観光誘客や地域活性化にもつなげています。

### 4) 地域間連携、広域連携

文化財を活用した広域的な連携として、「KINOKAWAぐるりん デジタルスタンプラリー」では、和歌山県那賀振興局及び近隣自治体と連携し、紀の川エリアの魅力を自転車で巡る仕組みを通じて、地域の歴史文化や自然、グルメ等の一体的なPRを行っています。

また、「全国ほたるのまち交流会」への参画や、日本遺産関連協議会による日本遺産紹介サイト・パンフレットの作成など、広域的な協力体制を活かした取り組みも進んでいます。

## (4) 伝える(発信・周知)に関する既存の取組

### 1) 地域史等の刊行

地域史や市(町)史は、地域の歴史や文化を体系的に記録し、郷土への理解と愛着を育むとともに、その価値を後世へ継承するための基礎資料です。1980年代から2000年代にかけて、『打田町史(全3巻)』『粉河町史(全5巻)』『那賀町史』『桃山町誌 歴史との対話』『貴志



青洲まつり時代行列



紀伊国分寺『鬼瓦(オニワン)』  
グランプリ



全国ほたるのまち交流会  
in 紀の川市  
(令和7年(2025年)6月)

川町史（全3巻）』など、旧町単位で町史の編纂が相次いで行われ、現在に至る地域学習の基盤として活用されています。

また、郷土学習の手引書として和歌山県教育委員会が発刊した『わかやま発見』や紀の川市、紀の川市教育委員会が制作、発行した中学生用副読本『きのかわ一人と水の物語ー』、小学校3・4生用副読本『わたしたちの紀の川市』など、2000年代には各県や市町村において新たな副読本が作成され、教育や生涯学習に資する教材の充実も図られてきました。

その他、旧村や集落単位で地域の歴史をとりまとめた地域史が複数作成されています。



中学生用副読本  
『きのかわ一人と水の物語ー』  
(平成22年(2010年)発行)

## 2) 広報連載記事、マップ等の公開

文化財への親しみを高めるため、本市広報に連載記事「わたしのまちの文化財」を継続して掲載し(令和7年(2025年)12月号で219回)、市民に身近にある文化財の魅力を分かりやすく紹介してきました。

さらに市内の文化財の分布や見どころが一目で分かる「紀の川市文化財マップ」を作成、公開するほか、市ホームページやインスタグラム等を通じて文化財に関する最新情報やイベント情報を広く届けています。



紀の川市文化財マップ  
(平成28年(2016年)発行)

## 3) 講座・体験教室

市民等の文化財の学習機会として、公民館活動における通年講座の実施や、市職員が地域へ出向いて行う「ふるさと歴史文化財講座」を継続して実施しています。

また、子どもたちを対象に、「歴史体験教室(ワクワクれきし体験)」を歴史民俗資料館等で実施し、親子で楽しく文化財に触れる機会を提供しています。

加えて、日本遺産「葛城修験」の構成する紀の川流域4市町(橋本市、かつらぎ町、紀の川市、岩出市)が連携し、公開講座「地域をむすぶ葛城修験」を共同で実施するなど、広域的な連携による歴史文化の情報発信に取り組んでいます。



歴史体験教室(瓦づくり)

**(5) 支える（担い手）に関する既存の取組****1) 紀の川市文化財サポーターの会**

市内の文化財の説明や歴史体験イベント等を行うボランティア活動として、行政主導のもと「紀の川市文化財サポーターの会」を平成27年度（2015年度）に結成しました。現在は自主的に活動を行う団体として、行政との協働による旧南丘家住宅の案内や歴史体験教室、講演会の開催など、精力的な活動に取り組まれています。



歴史体験教室のサポート

**2) 学校教育との連携**

市内の学校では、地域の歴史文化や文化財に親しむ機会を提供するため、郷土学習を中心とした継続的な教育活動を実施しています。地域共育コミュニティ事業では、地域住民や関係団体と協力し、児童生徒が文化財や伝統行事に触れる機会を設けることで、郷土への理解と愛着の醸成を図っています。

太鼓教室  
(粉河小学校、車楽クラブ)

また、伝統芸能を次世代に継承するため、粉河祭の太鼓を学ぶ太鼓教室を地元の小学校で行うなど、活動を通じて地域文化を担う若い世代の育成にも寄与しています。

**3) 大学等との連携**

紀の川市と和歌山大学は、令和6年（2024年）2月5日に包括連携協定を締結しました。

協定は、大学が持つ知的・人的資源と市が持つ地域資源を結びつけ、地域課題の解決、人材育成、地域社会の発展を目的とするもので、学術的視点を取り入れながら保存・活用の取組の発展、強化に加えて、学生の参加による若い担い手育成も期待されます。



和歌山大学との包括連携協定

**4) 文化財研究団体等の活動との連携、支援**

市内では、地域の歴史文化や文化財の調査研究、普及等に取り組む団体が多数活動しています。講演会や研究発表会の開催の他、小学校への出前講座や市民向けの歴史体験イベントなど、行政との協働のもと多様な活動を展開しています。これら団体等は、本市の文化財を支える重要な担い手として欠かせない存在となっています。



地区公民館文化祭（勾玉作り）

## 2. 市民意向等

### (1) 紀の川市の文化財に関する市民等アンケート調査

紀の川市の歴史文化に興味のある市民や学生、関係団体を対象に、市民等が考える本市の歴史文化や文化財に対する意向、保存・活用に対する課題等の把握することを目的にアンケート調査を行いました。

#### 紀の川市の歴史文化と文化財に関するアンケート調査 実施概要

【実施期間】	令和6年(2024年)8月~10月
【有効回収】	市民(文化財研究団体構成員) 48名
	学生(市内小学校、中学校、高等学校) 879名
	市内文化財の関係団体 12団体

#### 調査結果からみえること(抜粋)

##### 【市民】

- ▶文化財に対する課題として、「住民の関心、興味が低い」や「歴史文化や文化財に関わる人材や後継者が不足している」など、市民の認知度や関心の低下、担い手の不足が指摘されています。
- ▶保存・活用に必要なこととして、「担い手の育成、後継者確保」や「文化財に関する情報発信やPR強化」など、担い手の確保や情報発信の強化の取組が挙げられます。

##### 【学生】

- ▶歴史文化や文化財への興味は、小学生で6割以上となりますが、中学生で約5割、高校生で3割以下となり、年代が上がるほど文化財への関心が低下する傾向がみられます。
- ▶歴史文化や文化財を「大切な財産」「まちの誇り」と捉える意識が高く、全体として文化財が肯定的に評価されています。また貴志川地域では「観光に活かせる資源」との認識が比較的高いなど、地域により文化財の価値についての捉え方が異なります。
- ▶文化財を守るためにしたいこととして、「お祭り・行事に参加したい」や「もっと学びたい」「多くの人に紹介したい」等が挙げられます。一方で、高校生は半数以上が「参加したいものはない」と回答し、年代による活動意欲の差がみられます。

##### 【関係団体】

- ▶多くの団体で会員の高齢化が進み、担い手、人材の不足が深刻な課題となっています。
- ▶活動内容の周知や宣伝が十分に行われておらず、参加者の確保や人材募集が進まない状況があります。
- ▶人材確保や情報共有を進めるため、団体同士をつなぐ調整役として行政のサポートへの期待が高まっています。

(2) 市民ワークショップ（「文化財」を未来へつなげるアイデア“発見”ワークショップ）

市民を対象に、市内に所在する文化財の保存・活用の課題や取組アイデア等の具体的な意見を把握するとともに、計画の作成に対する市民の理解と関心を高め、文化財の保存・活用に主体的に行動していくきっかけづくりの場となるべくワークショップを実施しました。

<b>文化財を未来へつなげるアイデア“発見”ワークショップ 開催概要</b>	
【開催日時】	令和7年（2025年）1月25日（土） 13:00～15:00
【会場】	紀の川市歴史民俗資料館 紀伊国分寺歴史体験館 （資料館横）
【参加者】	19名
	

ワークショップでいただいた取組アイデア等（抜粋）

**知る、学ぶ**

- ・ 専門家による調査
- ・ 年配の人の話を聞く
- ・ 身近な石仏・道標など調べてみる
- ・ 各地区の歴史を深堀調査
- ・ 色んな切り口で文化財の魅力を取り出す
- ・ 市内の文化財等について、定期的に歴史講座を開催する

**活かす（観光）**

- ・ 電車で観光。
- ・ 下井阪駅を「紀伊国分寺駅」に改名
- ・ 全国国分寺サミットを開催
- ・ 名手宿本陣を宿泊施設として利用
- ・ 食べ歩きツアー、食べる文化財

**活かす（連携）**

- ・ 若い人とのつながり、地域社会の接点づくり

**守る**

- ・ 文化財の保存を確実にするための場所と建物をつくる
- ・ 農村の景観を守れるようなきまりをつくる

**情報発信、PR**

- ・ SNSでの発信、活用
- ・ 文化財をつなげて物語としていく
- ・ 歴史ウォーキングマップの作成
- ・ 小学生達に校区を歩いてもらう

**支える（担い手）**

- ・ 文化財サポーターの勧誘
- ・ 地域の人だけでなく広範囲の人達で守る

**支える（資金）**

- ・ 資金調達の方法を知る
- ・ 文化財を守りながら活かすビジネスを作る

### 3. 文化財の保存・活用に関する課題及び方針

把握調査の実施状況及びこれまでの保存・活用の取組、市民意向等を踏まえて、基本目標に対応する本市の文化財に関する課題及び方針を以下に整理します。

#### (1) 知る（調査・記録）に関する課題及び方針

**課題** 文化財の把握や詳細調査の不足に加えて、調査成果の体系的な整理や公開が不十分で、市民等への共有や保存・活用に十分活かされていない状況にあります。

- ・美術工芸品（書跡・典籍、考古資料等）や民俗文化財など、市全域の文化財の把握が十分でなく、また過去に把握した文化財について、現状（現存）が明らかでないものがあります。
- ・美術工芸品や歴史的建造物等について、保存・活用のための詳細調査や、指定、登録等に向けた調査等が不足しています。
- ・紀伊国分寺跡の保存・活用に向けて、全容解明のための調査や整理に継続して取り組む必要があります。
- ・開発等に伴い、市内の埋蔵文化財が失われていく危機にあります。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地について、埋蔵文化財の存在が十分に把握できていません。
- ・文化財に関する情報が地域や類型ごとに分散しており、一元的な管理体制が整っていません。
- ・これまでの文化財調査成果が体系的に整理されておらず、十分に活用できていません。
- ・地域の文化財の存在や価値が一部の情報に留まっており、広く市民に知られていません。
- ・文化財の存在が、住民の地域を大切に思う気持ちや愛着の醸成に活かされていません。

**方針** 把握不十分な文化財の調査等を実施し、成果の適切な整理、管理、公開を推進します。

把握が不十分となっている文化財の調査や継続的な詳細調査を進め、その成果を適切に整理、管理するとともに、公開等を通じて市民等への共有や保存・活用につなげます。

#### ①文化財の総合把握及び詳細調査の推進

- ・関係機関や専門家と連携し、把握が不十分となっている文化財の調査（現状把握のための再調査を含む）を計画的に実施し、その全体像を総合的に把握します。
- ・美術工芸品や歴史的建造物等の詳細調査を進め、保存・活用につなげるとともに、指定、登録等に向けた台帳作成のための調査等を推進します。
- ・国指定史跡紀伊国分寺跡の保存・活用を推進するための追加調査を行います。

#### ②埋蔵文化財調査の推進

- ・埋蔵文化財（周知されていないものを含む）について必要な調査を行い、土地に埋蔵されている文化財の適切な保護を推進します。

#### ③調査研究成果の一元管理

- ・文化財や調査研究成果に関する情報を体系的に整理し、一元的に管理するデータベースを整備し、文化財の保存・活用の基礎情報として活用を図ります。

#### ④市民との協働による文化財の掘り起こし

- ・市民と協働して地域の文化財の調査や整理を行うとともに、市民からの情報提供等を活かした文化財の認定制度を検討し、文化財への理解の深化と市民意識の向上を図ります。

## (2) 守る（保存管理）（防災・防犯）に関する課題及び方針

（保存管理）

**課題** 保存に関する計画の策定や専門的知見の活用、未指定文化財への対応等が十分とはいえ  
ず、計画的かつ継続的な対策の実施とそのため体制の構築が求められています。

- ・滅失や価値減退のおそれがある文化財に対して、適切な保存対策を講じる必要があります。
- ・紀伊国分寺跡の一部が未指定や民有地であり、確実な保存のための対策が求められます。
- ・指定等文化財の保存管理のための長期的な視点に立った個別計画が未策定です。
- ・担い手の高齢化や後継者不在により、指定等文化財の維持管理が困難となるおそれがあります。
- ・文化財の保存・活用を推進するための専門的知見が、行政に十分に蓄積されていません。
- ・文化財の劣化、老朽化が進み、文化財所有者の修理、補修等の負担が増大しています。
- ・コロナ禍による中止や休止を経て、担い手不足による祭礼・行事の途絶が懸念されます。
- ・市所有の文化財の経年劣化が進んでおり、適切な保存管理及び活用のための対策を講じる必要があります。
- ・未指定文化財を適切に保存管理するための仕組みが十分に整っていません。
- ・文化財の保存等に対して、市民の理解と協力を得られるよう努める必要があります。

**方針** 文化財を地域全体で支える体制を構築し、計画的かつ継続的な保存管理を推進します。

文化財を将来に確実に継承するため、多様な主体と連携し地域全体で文化財を支える保存管理体制の構築を進め、専門家との連携強化や文化財所有者等への支援、計画的な保存修理事業等に継続的に取り組みます。

## ①指定等文化財の適切な保存管理

- ・詳細調査の成果等に基づき、文化財の指定、登録等を推進します。
- ・国指定史跡紀伊国分寺跡の公有化や追加指定を検討し、確実な保存を図ります。
- ・重要な文化財について個別計画を策定し、文化財の適切な保存・活用を進めます。
- ・指定等文化財の価値を損なうことなく継承するための維持・管理を促進します。

## ②専門家や研究機関との連携強化

- ・文化財保護審議会の開催及び専門家や研究機関等との連携を通じて、文化財に関して恒常的に相談、協力、情報共有等できる体制を整えます。

## ③文化財所有者等の継続的支援及び支援体制の強化

- ・文化財の計画的な保存修理や祭礼行事の記録等を通じて、文化財所有者や保存団体等への継続的な支援を行い、文化財を守り伝えるための支援体制の強化を図ります。

## ④市所有文化財の保存修理等の推進

- ・旧名手宿本陣及び旧南丘家住宅等の市所有文化財の保存・活用に向けた保存修理や環境整備等を推進します。

## ⑤文化財を支える保存管理の仕組みづくり

- ・未指定文化財の保存・活用に向けた制度や支援策、活用方法を検討します。
- ・本市が取り組む保存対策等の周知を通じて、文化財の保存についての市民の理解促進を図り、多様な主体が連携し文化財を支える体制構築に向けた土壌づくりを推進します。

(防災・防犯)

**課題** 自然災害や盗難等のリスクに対し、文化財の特性や立地条件等に応じた防災・防犯対策や、平常時・災害時の対応体制が十分に整っていません。

- ・自然災害等に対する文化財の災害リスクが十分に把握されておらず、市民への周知が進んでいません。
- ・防火・防災設備の老朽化が進み、劣化や故障等により機能が低下しているおそれがあります。
- ・文化財の特性や立地条件等に応じた防災・防犯対策が十分に講じられていません。
- ・文化財所有者等が日常的に防災・防犯対策に取り組むための支援を行う必要があります。
- ・災害発生時の庁内対応や市外の支援機関等との連携、協力体制が整っていません。
- ・所有者の高齢化や社寺の無住化等が進み、個人のみでの対応が困難となる中、防災・防犯対策に市民や地域の理解と協力を得る必要があります。
- ・災害はいつ発生するか予測できないため、市民一人ひとりが文化財を守る意識を持ち続けることが重要です。



**方針** 文化財の特性や立地条件等に応じた防災・防犯対策及び対応体制の整備を推進します。

自然災害や人為的被害から文化財を守るため、自然災害リスクの把握を踏まえた防災対策の充実、平常時の備えと災害時の対応体制の整備、防犯の強化、市民啓発等を関係機関と連携して一体的に推進します。

⑥文化財に係る自然災害リスクの可視化及び周知

- ・市内に所在する文化財の所在、構造、管理状況等の基礎情報を整理し、本市の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等との関係に基づく災害リスクを把握します。
- ・得られたリスクを踏まえ、身近な文化財の被災の危険性について市民へ周知を図るとともに、関係機関等との情報共有を図り、災害時に迅速な対応が可能となるよう備えます。

⑦平常時における防火・防災対策の推進

- ・指定等文化財の防火・防災設備の保守点検を定期的に行い、機能が低下している場合は必要な対策を講じます。
- ・建造物の耐震診断や補強、美術工芸品の保管方法の工夫、遺跡の斜面補強、遮水対策など、国のガイドライン等を参考に文化財の特性に応じて必要な被害軽減策を検討、実施します。
- ・文化財所有者等に対し、日常点検や防災・防犯対策についての情報提供、助言を行います。

⑧災害発生時の対応体制の整備

- ・災害発生時に市の関係部署、県教育委員会、文化財所有者等との役割分担を明確にし、県のマニュアルに沿った初動対応等が行える体制を構築します。

⑨防犯対策の強化

- ・無住化が進む社寺等や、文化財所有者単独での管理が困難な文化財について、地域住民と連携した見守り体制の構築を検討します。

⑩市民等の防災・防犯意識の向上

- ・文化財防火デーの防火訓練、防犯の啓発活動等の継続を通じて、地域全体で文化財を守る意識の醸成を図ります。

## (3) 活かす（魅力創出）に関する課題及び方針

**課題** 文化財を活かした地域の魅力発信や学びの機会の創出、観光振興、広域的な連携による活用が十分とはいえません。

- ・文化財が地域活性化や観光交流等に十分活用されおらず、市民や来訪者等が本市の文化財や歴史文化の魅力に触れ、親しむ機会が不足しています。
- ・市所有の歴史的建造物があまり活用されておらず、文化財を身近に感じられる地域の拠点が不足しています。
- ・旧名手宿本陣及び紀伊国分寺跡の魅力を高め、利用を活性化させるための整備が必要です。
- ・生涯学習や学校教育において、本市の文化財や歴史文化を学ぶための体制が不十分です。
- ・子どもや若年世代が文化財に関わる機会が減少し、文化財に対する興味が薄れています。
- ・歴史民俗資料館等の展示・収蔵施設の老朽化、説明板の劣化等が進行しており、利用者ニーズに十分に対応できていません。
- ・展示内容や解説等の多言語化や施設のバリアフリー対応等が遅れており、多様な利用者が快適に利用できる環境の整備が十分ではありません。
- ・文化財を活かした観光振興について、観光関連の組織等との連携が不足しています。
- ・文化財の広域的な関係性を観光や地域振興に活かす取組を継続する必要があります。

**方針** 文化財を活用した地域の魅力発信と学び、観光、広域連携を推進します。

文化財を地域の魅力発信や観光交流、地域活動に積極的に活用するとともに、市所有文化財をはじめとする文化財の利用促進及び受入環境の強化を図ります。あわせて、教育機関等と連携した学びの機会の充実を進め、広域的な連携による事業展開を推進します。

## ①文化財を活かした地域の魅力創出

- ・歴史的建造物（登録文化財）等を地域活性化や観光交流の場として活用することで、魅力ある地域づくりを推進します。
- ・講演会や企画展、体験学習等を通じて、市民や来訪者等が本市の歴史文化や文化財の魅力に触れ、親しむ機会の充実を図ります。

## ②市所有文化財等の観光や地域活動等への活用

- ・市所有の歴史的建造物等について、地域の歴史文化や文化財に身近に感じられる地域振興の拠点としての整備、活用を推進します。
- ・旧名手宿本陣及び紀伊国分寺跡の魅力を高め、利用を活性化させるための整備及び機能強化を図ります。

## ③市民や子どもたちが文化財に触れ、学ぶ機会、場の確保

- ・生涯学習や学校教育と連携し、講座やワークショップ、地域学習等を通じて、市民や子どもたちが地域の歴史文化や文化財に触れ、学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ふるさと学習の推進や若年世代向けのイベントを展開し、次世代を担う世代の文化財に対する興味や理解を深めます。

## ④来訪者等の受入のための基盤整備、機能強化

- ・展示・収蔵施設における展示、公開環境の改修、改善や説明板の整備等を進め、来訪者の利便性及び満足度の向上につなげます。

- ・先端技術を活用した新たな魅力の創出や多言語化対応、バリアフリー化を通じて、誰もが文化財に親しめる環境整備を推進します。

⑤文化財の広域的なつながりを活かした事業展開

- ・観光振興に関わる組織と連携し、文化財を通して地域の魅力発信と観光振興を推進します。
- ・日本遺産をはじめ、近隣自治体との広域連携を継続し、観光誘客の拡大と定着を図ります。

(4) 伝える（発信・周知）に関する課題及び方針

**課題** 文化財の価値や魅力、関連する取組等を多様な層に伝えるための情報発信力や体制が不足しています。

- ・文化財についての情報発信が固定化しており、若者や親子など、情報が届きにくい層に対する情報発信手段が不足しています。
- ・本市及び地域の文化財や歴史文化を発信できる人材が不足しています。
- ・関係団体等の活動に関する情報共有や宣伝が不足しており、団体の活性化や人材確保に課題を抱えています。
- ・文化財行政に対する市民の理解、協力を得るための情報提供が不足しています。
- ・市民や来訪者が、本市の文化財や歴史文化を知り、学ぶための教材やツールが不足しています。
- ・施設に設置しているリーフレットや説明板の情報が古く、記載内容が来訪者のニーズ等に十分に対応できていません。

**方針** 文化財の価値や魅力を多様な層に伝えるための情報の充実及び発信体制を強化します。

文化財の価値や魅力を伝えるコンテンツや学習資料等の充実を図るとともに、それらを効果的に発信、周知する体制を整備し、若年世代や来訪者など多様な層に向けた情報発信を推進します。

①文化財コンテンツの整備と多様な手段による発信

- ・本市の文化財の価値や魅力について、広報誌やホームページ、SNS等を活用し、幅広い世代に向けた継続的な情報発信を行います。
- ・図書館活動と連携して、子育て世代等への文化財に関する情報発信を行います。

②情報発信を担う人材の確保・育成及び体制強化

- ・ガイドの育成やデジタル技術の活用等により、文化財の価値や魅力、活用情報を的確に発信できる人材と設備、体制の確保、強化を図り、来訪者への情報提供の充実を推進します。

③担い手及び活動に関する情報発信の充実

- ・文化財研究団体や保存・活用の取組に関する情報を積極的に発信することで、活動の活性化や市民理解の向上を図ります。
- ・保存・活用の取組についての情報を積極的に発信し、市民の文化財への理解を深めます。

④文化財を知り、学ぶための資料の充実

- ・文化財ハンドブックや施設リーフレットの作成・更新、文化財データベースの公開等を通じて、文化財の価値や魅力について分かりやすく学べる資料の充実と、誰もが活用しやすい情報環境の整備を推進します。

## (5) 支える（担い手）に関する課題及び方針

**課題** 文化財を担う人材の減少や高齢化が進み、活動主体間の連携不足が顕在化しており、人材の確保や育成を支える体制が十分に整っていません。

- ・文化財に関わる主体間の連携、調整等を担う中心的組織体制を整える必要があります。
- ・担い手同士の連携を促進するため、活動主体間をつなぐ場や機会が求められます。
- ・本計画の推進に際して、庁内の連携並びに市民や地域の理解、協力を得る必要があります。
- ・文化財や地域のことを伝え、教えることができる人材が不足しており、継続的な育成の仕組みが十分に整っていません。
- ・ボランティア活動団体の会員の高齢化が進行し、活動の継続性に支障をきたしています。
- ・文化財分野以外の分野との連携や参画が進んでおらず、多様な知見や専門性を有する人材を担い手として活かしきれっていません。
- ・小学生や中高生が文化財の保存・活用に関わる機会が限られており、文化財への興味や関心を十分に喚起できていません。
- ・文化財を専門的に扱う大学等の人材を教育するための体制が十分に整っていません。
- ・地域の活動を支援するための仕組みに加えて、それらを継続して支える体制が十分に整っていません。

**方針** 多様な主体や分野と連携し、担い手の確保及び次世代の育成を推進します。

保存・活用を担う中心的な体制を整備し、活動主体間の連携を強化するとともに、市民や団体等の多方面から人材の確保、育成、支援を推進します。あわせて、若年世代との関わりや地域による見守り体制の強化等を通じて、持続的な継承に向けた体制強化を図ります。

## ①文化財の保存及び活用に向けた体制整備と機運の醸成

- ・協議会計画の推進体制や進捗管理を行う協議会を設置・運営し、文化財の保存・活用に向けた実効性の高い体制整備を図ります。
- ・保存・活用に関わる各種団体の情報共有の機会を調整し、相互支援や連携を促進します。
- ・本計画についての周知や情報発信を進めることで、庁内連携の強化及び市民の理解の深化を図り、文化財の保存・活用に対する関心や参画意識の醸成を推進します。

## ②文化財を担う人材、団体の確保、育成及び支援

- ・生涯学習の機会等を通じて、地域の文化財の担い手を育てます。
- ・ボランティア活動団体への支援や他分野からの人材の参画を促進し、文化財の保存・活用を支える団体、人材の裾野拡大を図ります。

## ③学校教育等との連携による、次世代の担い手の確保、育成

- ・学校教育や高校・大学等の教育研究機関との連携を通じて、若年世代が文化財に触れ、関心を深める機会を提供し、次世代の担い手の発掘・育成を推進します。

## ④住民による地域の文化財の見守り強化

- ・地域の活動を支援するとともに、地域住民と連携した見守り・点検体制を整備することで、文化財の継続的な保存・活用のための市民主体の文化財管理体制の充実を図ります。

## 7章 文化財の保存・活用に関する事業

5章で掲げた保存・活用の基本理念「文化財を磨き、歴史文化が輝くまちづくり」及び5つの基本目標の達成に向けて、第6章に示す課題解決のための方針に基づいて計画期間内に取り組む事業を以下のように設定します。

事業の実施にあたっては、多様な主体と連携し、様々な方法で予算の確保に努め、市費、県費（県補助制度）、国費（文化財補助金、地域未来交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

### 事業一覧の見方

#### ■方針■

6章に示す方針の番号に対応しています。

#### ■区分■

継（継続）：既存の取組を継続して実施する事業

拡（拡充）：既存の取組を拡充して実施する事業

新（新規）：本計画に基づき新たに実施する事業

#### ■番号■

事業の通し番号（方針の番号順に付番）

#### ■事業名及び事業内容■

事業の名称及び概要を記載しています。

※5章に示す、市民との繋がりづくりに強く関わる事業について、

「市民との繋がり事業」として事業名に★を付け、枠内を着色しています。

#### ■実施主体（所管主体、協力主体）■

行政：紀の川市（文化財担当課及び庁内関係課）

##### 【市民・地域】

市民：紀の川市民、地縁的団体、関係人口・交流人口

所有者：文化財所有者、管理者、保存団体等

教育：紀の川市内の小学校、中学校、高等学校、その他教育機関

##### 【専門家等】

団体：関係団体（紀の川市文化財サポーターの会、その他文化財研究団体等）、民間事業者等

専門家：審議委員会、大学、研究機関等

◎：中心として事業に取り組む ○：協力して事業に取り組む △：状況により事業に協力する

#### ■期間■

前期：令和9年度(2027年度)～令和12年度(2030年度) 1～4年目

後期：令和13年度(2031年度)～令和16年度(2034年度) 5～8年目

事業の実施期間を矢印線で示します。実線は継続的な実施期間、太線は重点的に取り組む実施期間を指します。破線は事業化に向けた検討期間とし、計画期間内での実施が困難な場合であっても、継続的な検討を通じて実現を目指します。

## 1. 知る（調査・記録）に関する事業

未把握な文化財の調査や継続的な詳細調査を進め、その成果を適切に整理、管理するとともに、公開等を通じて市民等への共有や保存・活用につなげます。

- (1)① 文化財の総合把握及び詳細調査の推進  
 (1)② 埋蔵文化財調査の推進  
 (1)③ 調査研究成果の一元管理  
 (1)④ 市民との協働による文化財の掘り起こし

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間	
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12
(1)①	継	1	<b>紀の川市文化財総合把握調査</b> ・関係機関や専門家と連携し、把握が不十分となっている文化財の調査（現状把握のための再調査を含む）を実施し、市及び地域に所在する文化財の総合的な把握を行う。	◎		○	○	○		→
(1)①	継	2	<b>文化財詳細調査（美術工芸品）</b> ・仏像等の美術工芸品についての詳細調査を行い、文化財の保存・活用につなげる。	◎		○		○		→
(1)①	継	3	<b>文化財詳細調査（歴史的建造物）</b> ・古民家や近代建築等の歴史的建造物の詳細調査を行い、文化財の保存・活用につなげる。	◎		○		○		→
(1)①	継	4	<b>指定、登録等に向けた調査</b> ・美術工芸品や歴史的建造物等の準備が整ったものについて、指定、登録等に向けた台帳作成のための調査、整理等を行う。	◎		○		△		→
(1)①	新	5	<b>紀伊国分寺跡の追加調査</b> ・国指定史跡紀伊国分寺跡の保存と活用を推進するため、再整備の検討や未調査範囲や未整理資料の調査、整理等を行う。	◎	△	○		○		→
(1)②	継	6	<b>市内埋蔵文化財調査</b> ・周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な管理のための発掘調査を実施する。	◎	△	△		△		→
(1)②	継	7	<b>未周知の埋蔵文化財の分布調査</b> ・周知されていない埋蔵文化財について調査を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地に加えることで、土地に埋蔵されている文化財の保護を推進する。	◎				△	△	→
(1)③	継	8	<b>文化財データベースの作成及び更新</b> ・指定等文化財及び未指定文化財を一元的に管理するデータベースを作成し、継続的に更新を図ることで、市及び地域における文化財の保存・活用の基礎情報として活用する。	◎						→

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(1)③	継	9	<b>調査・研究成果の整理、公開</b> ・町史編纂時など過去の調査時に収集された文化財に関する調査、研究成果や資料に関するデータベースを作成し情報の整理を行い、歴史研究の基礎資料として活用する。	◎					△	→	
(1)④	拡	10	<b>★市民と協働で行う地域の文化財調査</b> ・地域の文化財について、市民と協働での調査や整理を行い、市民と取り組む文化財の掘り起こしを推進する。	◎	◎	△	△	△	△	→	
(1)④	新	11	<b>★「地域の宝もの」認定制度の検討</b> ・市民からの情報提供等を元に、市及び地域にとって大切な文化財を「地域の宝もの」と定める市独自の認定制度を検討し、文化財に対する理解の深化及び市民意識の向上を図る。	◎	◎	△	△	△	△	→	

★網掛け：市民との繋がり事業      実施主体：◎中心として取り組む    ○協力して取り組む    △状況により協力する

## 2. 守る（保存管理）に関する事業

文化財を将来に確実に継承するため、多様な主体と連携し地域全体で文化財を支える保存管理体制の構築を進め、専門家との連携強化や文化財所有者等への支援、計画的な保存修理事業等に継続的に取り組みます。

- (2)① 指定等文化財の適切な保存管理
- (2)② 専門家や研究機関との連携強化
- (2)③ 文化財所有者等の継続的支援及び支援体制の強化
- (2)④ 市所有文化財の保存修理等の推進
- (2)⑤ 文化財を支える保存管理の仕組みづくり

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(2)①	継	12	<b>文化財の指定、登録等の推進</b> ・詳細調査の成果等に基づき、文化財の指定、登録等を推進する。	◎		○			△	→	
(2)①	拡	13	<b>紀伊国分寺跡の公有化及び追加指定</b> ・国指定史跡紀伊国分寺跡の確実な保存に向けて、指定区域の公有化を推進するとともに、詳細調査の成果等に基づく区域の追加指定を検討する。	◎		○			△	→	

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(2)①	継	14	<b>保存・活用に係る各種計画の作成</b> ・個別の文化財を適切に保存・活用するため、国指定史跡紀伊国分寺跡及び重要文化財旧名手本陣妹背家住宅について保存活用計画を作成する。	◎		○		△	○	→	→
(2)①	継	15	<b>指定等文化財保存事業</b> ・価値を損なうことなく文化財を継承するため、文化財所有者等と連携して指定等文化財の適切な維持、管理を促進する。	◎		○		△	○	→	→
(2)②	継	16	<b>審議会等の開催</b> ・文化財の保存・活用を専門的知見から支える文化財保護審議会等を開催し、文化財の指定や取組について審議等を行う。	◎					○	→	→
(2)②	継	17	<b>専門家や研究機関との連携体制の強化</b> ・関係分野の専門家や研究機関との連携を強化し、文化財の保存・活用のために必要な対策等について恒常的に相談、協力、情報共有等できる体制を整える。	◎				△	◎	→	→
(2)③	継	18	<b>指定等文化財の保存修理</b> ・県指定有形文化財十禅律院ほか、指定等文化財の保存修理を推進するため、文化財所有者等への必要な協力、支援を行う。	◎		○			△	→	→
(2)③	継	19	<b>伝統文化の基盤整備事業</b> ・地域の祭礼や行事等の伝統文化や技術を次世代へ継承するため、保存団体等と連携して用具の保全や後継者の養成を支援、促進する。	◎		◎			△	→	→
(2)③	拡	20	<b>無形の民俗文化財の記録継承</b> ・中止や休止となっている祭りや踊り等の無形の民俗文化財を次世代へ継承するため、資料収集及び記録の作成を行う。	◎		◎			△	→	→
(2)④	継	21	<b>旧名手宿本陣整備事業</b> ・国指定史跡旧名手宿本陣及び重要文化財旧名手本陣妹背家住宅を本来あるべき姿に戻し、本質的価値を高め、市民の文化財保護意識や郷土に対する愛着の醸成につなげるため、保存修理及び環境整備を継続して実施する。	◎					△	→	→
(2)④	拡	22	<b>旧南丘家住宅の保存修理</b> ・市指定有形文化財旧南丘家住宅の保存・活用に向けた修繕及び耐震補強を行う。	◎				△	△	→	→
(2)⑤	新	23	<b>未指定文化財を保護する制度等の検討</b> ・未指定文化財の保存・活用に向け、保護制度や支援策、活用方法等について検討を行う。	◎					○	→	→

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(2)⑤	継	24	<b>★文化財の保存に対する市民の理解促進</b> ・文化財の価値及びその保存対策等を広く周知することで、文化財に対する市民の関心を高め、保存意識の向上を図る。	◎	◎			○	△	→	

★網掛け：市民との繋がり事業      実施主体：◎中心として取り組む    ○協力して取り組む    △状況により協力する

※守る（防災・防犯）に関する事業は「8章 文化財の防災・防犯」に記載します。

### 3. 活かす（魅力創出）に関する事業

文化財を地域の魅力発信や観光交流、地域活動に積極的に活用するとともに、市所有文化財をはじめとする文化財の利用促進及び受入環境の強化を図ります。あわせて、教育機関等と連携した学びの機会の充実を進め、広域的な連携による事業展開を推進します。

- (3)① 文化財を活かした地域の魅力創出
- (3)② 市所有文化財等の観光や地域活動等への活用
- (3)③ 市民や子どもたちが文化財に触れ、学ぶ機会、場の確保
- (3)④ 来訪者等の受入のための基盤整備、機能強化
- (3)⑤ 文化財の広域的なつながりを活かした事業展開

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(3)①	拡	31	<b>登録文化財等を活かした地域の魅力づくり</b> ・登録文化財である歴史的建造物等を地域活性化や観光交流に活用し、市民が活躍できる機会や文化財に親しむ場を創出することで、魅力ある地域づくりを推進する。	◎	◎	○		○	△	→	
(3)①	継	32	<b>地域の魅力を伝える講演会の開催</b> ・文化財関連施設及び現地を会場として、地域の歴史文化や文化財の魅力を伝える講演会を開催する。		◎				△	→	
(3)①	拡	33	<b>企画展、体験学習の開催</b> ・市民や団体との協働による地域の歴史文化や文化財をテーマとした企画展や体験学習の場を拡充し、市民が身近に文化財に触れ、歴史文化を学べる機会を創出する。	◎				△	○	→	

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(3)②	継	34	<b>★地域の歴史文化に触れる拠点づくり</b> ・市指定有形文化財旧南丘家住宅及び県指定名勝藤崎弁天等について、市民が身近に歴史文化に触れることができる地域振興の拠点として整備活用を推進する。	◎	◎	○			△	→	
(3)②	継	35	<b>旧名手宿本陣の活用推進</b> ・国指定史跡旧名手宿本陣の歴史的価値や魅力を来訪者等に伝え、郷土の歴史に関する知識の継承につなげるため、現地の公開及び講座等を活用した事業を展開する。	◎			○	○	△	→	
(3)②	継	36	<b>紀伊国分寺跡及び歴史民俗資料館の機能強化</b> ・国指定史跡紀伊国分寺跡及び紀の川市歴史民俗資料館を学校教育や地域学習の拠点とするため整備や設備の更新を行い、活用を促す。	◎			○	○	△	→	
(3)③	継	37	<b>★生涯学習活動との連携</b> ・生涯学習活動と連携して市民を対象とした歴史講座やワークショップ等を開催し、幅広い市民の文化財に対する興味、理解を深める。	◎	◎				△	→	
(3)③	拡	38	<b>★学校教育との連携</b> ・市及び地域の歴史文化や文化財についての教職員向け研修や、総合学習における文化財関連施設の利用など、文化財を活かした地域学習を推進する。	◎	◎		◎	△	△	→	
(3)③	新	39	<b>★ふるさと学習の推進</b> ・児童向けの文化財テキストの作成や副読本を活用し、市内小学校におけるふるさと教育を推進する。	◎	◎		◎			→	
(3)③	継	40	<b>★若年世代が文化財に触れる機会の拡充</b> ・中高生にアピールする企画展や児童向けの歴史体験イベント等を幅広く行い、次世代を担う世代の文化財に対する興味、理解を深める。	◎	◎		◎			→	
(3)④	継	41	<b>展示・収蔵施設の改修、改善</b> ・歴史民俗資料館等の老朽化した施設の改修、設備更新及び展示内容の見直し、改善等を行い、来館者の満足度の向上及び文化財に対する市民や観光客の理解、関心の向上を促進する。	◎					△	→	
(3)④	拡	42	<b>説明板の整備、改修</b> ・文化財の説明板の適切な管理や改修を推進する。	◎					△	→	
(3)④	拡	43	<b>文化財の多言語対応</b> ・文化財関連施設における展示や説明板等の多言語化や電子コード等のデジタル技術の活用を検討、推進する。	◎			△	△	△	→	

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(3)④	新	44	<b>文化財 DX の推進</b> ・展示・収蔵施設や公開施設の改修等に際し、ICT や AR、VR 等の先端技術を活用した文化財の新たな魅力の創出を検討、推進する。	◎					△	→	
(3)④	拡	45	<b>文化財関連施設のバリアフリー化</b> ・多様な利用者の利便性向上を図るため、施設の利用方法の改善に加え、音声案内や触れる展示など、誰もが文化財に親しめる展示方法の検討を行う。	◎					△	→	
(3)②	継	46	<b>文化財を活かした観光振興の推進</b> ・観光振興等の行政部局や関係団体と連携し、文化財を活用した観光振興事業を展開する。	◎					△	→	
(3)②	拡	47	<b>日本遺産等を活かした地域連携事業</b> ・日本遺産の構成資産を有する近隣自治体等と連携した事業を継続して実施し、広域観光による誘客効果の拡大、定着を図る。	◎					△	→	

★網掛け：市民との繋がり事業      実施主体：◎中心として取り組む    ○協力して取り組む    △状況により協力する

#### 4. 伝える（発信・周知）に関する事業

文化財の価値や魅力を伝えるコンテンツや学習資料等の充実を図るとともに、それらを効果的に発信、周知する体制を整備し、若年世代や来訪者など多様な層に向けた情報発信を推進します。

- (4)① 文化財コンテンツの整備と多様な手段による発信
- (4)② 情報発信を担う人材の確保・育成及び体制強化
- (4)③ 担い手及び活動に関する情報発信の充実
- (4)④ 文化財を知り、学ぶための資料の充実

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(4)①	継	48	<b>★文化財の価値や魅力に関する情報発信</b> ・ホームページや広報誌を活用し、市及び地域の文化財の価値や魅力、公開等の活用に関する情報等を継続して発信する。	◎	◎			△	◎	→	→
(4)①	継	49	<b>★SNS での積極的な情報発信</b> ・SNS 等を活用し、若年世代など情報が届きにくい層に向けて企画展やイベント等の情報を発信し、文化財への興味や知名度の向上を図る。	◎	◎			△	◎	→	→

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(4)①	新	50	<b>★図書館活動と連携した情報発信</b> ・図書館活動と連携して、親しみやすい民話や伝承等の読み聞かせを通じて、子育て世代等に地域の文化財や歴史文化を伝えていく。	◎	◎		○		◎	→	→
(4)②	新	51	<b>語り部（ガイド）の育成</b> ・研修会の開催やガイドブックの作成、配付等を行い、文化財関連施設や拠点において、文化財の価値や魅力、活用情報等を来訪者に伝える語り部（ガイド）を育成する。	◎			○	◎	◎	→	
(4)②	新	52	<b>デジタル技術を活用した情報発信</b> ・文化財関連施設における解説等に音声 AR 等のデジタル技術を活用することで、人材不足を補いつつ、来訪者への対応を充実させる。	◎					◎	→	
(4)③	拡	53	<b>★文化財研究団体に関する情報発信の支援</b> ・文化財研究団体の活動についての紹介や連携のための広報等を通じて、活動の活性化や会員の確保を支援する。	◎	◎			◎	◎	→	→
(4)③	拡	54	<b>★保存・活用の取組に関する情報発信</b> ・事業中の文化財修理や整備についての実施状況を随時発信することで、文化財に対する市民や地域の理解を深める。	◎	◎			△	◎	→	→
(4)④	新	55	<b>文化財ハンドブックの作成及び活用</b> ・市及び地域の文化財の紹介や文化財の価値や魅力について解説したハンドブックを作成し、ホームページ等で公開するとともに、講座等に活用する。	◎					◎	→	
(4)④	継	56	<b>文化財関連施設リーフレットの更新、作成</b> ・施設に設置しているリーフレット等の見直しを行い、最新の知見や情報を反映した新たな冊子を作成する。	◎					◎	→	
(4)④	継	57	<b>文化財データベースの公開</b> ・文化財データベースの必要な情報についてホームページ等で公開し、地域づくりの基礎資料として誰もが活用しやすい情報環境の整備を推進する。	◎					◎	→	

★網掛け：市民との繋がり事業

実施主体：◎中心として取り組む ○協力して取り組む △状況により協力する

5. 支える（担い手）に関する事業

保存・活用を担う中心的な体制を整備し、活動主体間の連携を強化するとともに、市民や団体等の多方面から人材の確保、育成、支援を推進します。あわせて、若年世代との関わりや地域による見守り体制の強化等を通じて、持続的な継承に向けた体制強化を図ります。

- (5)① 文化財の保存及び活用に向けた体制整備と機運の醸成
- (5)② 文化財を担う人材、団体の確保、育成及び支援
- (5)③ 学校教育等との連携による、次世代の担い手の確保、育成
- (5)④ 住民による地域の文化財の見守り強化

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体						期間	
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(5)①	継	58	紀の川市文化財保存活用地域計画協議会の設置、運営 ・本計画の実施に関する協議、進捗管理及び見直しを行うための協議体として、文化財保存活用地域計画協議会を設置、運営する。	◎	△	△	△	△	○		→
(5)①	拡	59	★地域の担い手の情報共有及び連携、支援の場づくり ・文化財研究団体等の各種団体間の情報共有や意見交換等の機会を調整し、担い手の連携、相互支援や協力による文化財の保存・活用の取組を推進する。	◎	◎	△		◎	△	→	→
(5)①	拡	60	庁内連携の強化に向けた情報発信 ・文化財の保存・活用に関する庁内での情報共有を強化し、庁内連携による文化財を活かした事業の円滑化及び実効性の向上を図る。	◎						→	→
(5)①	新	61	地域計画の周知及び広報 ・本計画の周知及び進捗についての発信等を行うことで、取組に対する市民の理解を深め、文化財の保存・活用への市民参画を促進する。	◎	△	△	△	△	△	→	→
(5)②	継	62	地域の担い手の確保、育成 ・生涯学習等の機会を通じて、文化財について自ら学び・教えることができる地域の人材を育てる。	◎	○			○	△	→	→
(5)②	拡	63	★ボランティア活動団体の育成、支援 ・紀の川市文化財サポーターの会等と協働して、文化財に関わるボランティア活動についての広報や研修を実施し、会員の充実を図る。	◎	◎			◎	△	→	→
(5)②	拡	64	他分野からの人材の発掘、参画 ・公共交通機関や関係行政部局等と連携のもと、文化財を核とした周遊イベント等による文化財の活用及び啓発を促進し、他分野人材の発掘、参画を推進する。	◎	○			◎	△	→	→

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間		
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16
(5)②	新	65	<b>文化財保存活用支援団体制度の導入検討</b> ・文化財保護法 192 条 2 及び 3 に示される文化財所有者の相談や文化財の調査研究を行う民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定する制度の活用による、民間を含めた地域一体で文化財の保存・活用を推進する体制を整える。	◎				○		→	
(5)③	継	66	<b>★次世代の担い手育成の場づくり</b> ・学校教育や体験学習等の機会を利用し、若年世代が文化財に触れ、関心を深める機会の創出、拡大を図る。	◎	◎		◎	○	△	→	
(5)③	拡	67	<b>文化財の調査、研究等に関わる人材教育の充実</b> ・高校や大学等の教育、研究機関及び専門家等と連携して、歴史文化や文化財に興味、関心のある人材の発掘及び育成を図ります。	◎			◎		△	→	
(5)④	継	68	<b>★地域活動の基盤強化</b> ・町内会や自治会等が取り組む文化財の保存・活用の活動に対し、情報提供や講師の派遣等の支援を行う。	○	◎				△	△	→
(5)④	拡	69	<b>★見守り・点検体制の整備</b> ・和歌山県文化財保護指導委員や地域住民の協力を得て、地域の文化財の見守り・点検体制の強化を行う。	◎	◎				△		→

★網掛け：市民との繋がり事業

実施主体：◎中心として取り組む ○協力して取り組む △状況により協力する

## 8章 文化財の防災・防犯

### 1. 文化財の防災・防犯の現状及び課題

#### (1) 災害等の履歴

本市は、中央構造線上に位置し、直下型地震の発生が想定される他、紀伊山地と和泉山脈に挟まれた全国有数の多雨地帯を源とする紀の川が横断する地形により風水害や土砂災害に度々見舞われるなど、自然災害を受けやすい地域です。

これまでの本市に係る主な災害の履歴及び文化財の被害状況等は、次のとおりです。

#### 1) 風水害

紀の川が市内を横断する地形のため、台風や大雨による洪水や内水氾濫が生じやすく、過去に紀の川本流及び貴志川等の支流において暴風雨による風水害による浸水や土砂災害等が繰り返し発生してきました。



台風で倒壊した長田観音三重塔  
(昭和36年(1961年)9月)

表 17 主な風水害の状況(明治以降)

災害名等	被災状況等
明治22年大水害 (紀伊半島豪雨)	明治22年(1889年)8月18～19日にかけて、台風の影響で紀伊半島は豪雨となり、和歌山県で死者1225名、家屋全壊1351戸、半壊1871戸、床上・床下浸水2万9340戸の被害となった。紀の川岩橋・出島・新在家の堤防が決壊し、紀の川及び支流は悉く氾濫し、紀の川兩岸の諸町村全て浸水した。
大正元年9月台風	大正元年(1912年)9月21日から22日にわたり台風が紀伊水道を北上し、未曾有の暴風雨が襲来した。和歌山県の死者17名、家屋全壊84戸、半壊168戸等。
ジェーン台風	昭和25年(1950年)台風第28号。県内の死者・行方不明者48名。和歌山市で最低気圧962hPa、最大風速36.5m/s(最大瞬間風速46.0m/s)を観測した風台風で、海岸部を中心に建物倒壊、高潮による浸水をもたらした。貴志川町で丸栖小学校校舎の被害が記録されている。
七・一〇水害	昭和27年(1952年)7月10日～11日の梅雨前線による豪雨。県内の死者・行方不明者16名。和歌山市の期間雨量406.4mm。粉河町等で水害の発生が記録されている。
七・一八水害 (南紀豪雨)	和歌山県史上最悪の気象災害。昭和28年(1953年)7月18日前後の集中豪雨に起因する水害で、県内の死者・行方不明者1,047名。現紀の川市域では、貴志川流域の被害が大きく、貴志川町と桃山町で堤防が決壊して洗掘箇所が1haに達した。
テス台風	昭和28年(1953年)台風第13号。全国の死者・行方不明者数は戦後第5位の478名。七・一八水害の応急復旧箇所の多くが破壊された。船戸量水標の水位が6.68mと当時の過去最高記録となった(現在の船戸水位観測所の氾濫危険水位は7.00m)。
伊勢湾台風	昭和34年(1959年)台風第15号。明治以降の日本における台風の災害史上最悪の惨事で、愛知県、三重県を中心に全国の死者・行方不明者5,098名(県内17名)。紀の川、貴志川流域で広範囲に洪水が発生した。
第2室戸台風	昭和36年(1961年)台風第18号。県内の死者・行方不明者16名。和歌山市で最低気圧939hPa、最大風速35m/s(最大瞬間風速56.7m/s)を観測した風台風で、大阪に甚大な高潮被害をもたらした。現紀の川市域では農作物被害が大きかった。 <b>長田観音の三重塔が倒壊した。</b>

災害名等	被災状況等
昭和40年台風第23号、第24号	室戸岬で日本の観測史上最も強い最大風速 69.8m/s を観測した台風。(台風第23号) 紀の川水系でも床上浸水 398 戸、床下浸水 3,588 戸の被害を生じた。(台風第24号)
昭和47年台風第20号	潮岬付近に上陸した伊勢湾台風類似の台風。紀の川水系でも床上浸水 22 戸、床下浸水 2,362 戸の被害を生じた。
昭和57年7月～8月豪雨	梅雨前線と台風第9号からかわった低気圧、台風第10号により近畿一円に水害が発生。紀の川流域で死者・行方不明者7名、床上浸水 99 戸等。船戸量水標の水位 7.04m。
平成2年台風第19号	中心気圧 945hPa で白浜町付近に上陸した台風。紀の川流域で家屋全半壊8戸、床上浸水 98 戸、床下浸水 202 戸の被害を生じた。
平成13年6月豪雨	梅雨前線が停滞し、貴志川、野田原川、真国川流域で合わせて床上浸水 20 戸、床下浸水 64 戸の被害が生じた。
平成16年台風第23号	近畿地方北部を中心に、全国で紀伊半島大水害と同数の 98 名の死者・行方不明者が出た台風(県内2名)。
平成23年台風第12号(紀伊半島大水害)	紀伊半島中南部の広い範囲で総雨量が 1,000mm を超えた。県内の死者・行方不明者 61 名の他、熊野川、日置川等の上流域で深層崩壊によるせき止め湖が 17 箇所でき、孤立集落が多く発生した。紀の川、貴志川流域で合わせて 200 戸以上が浸水した。
平成25年台風第18号	初めて特別警報が発表(京都府、滋賀県、福井県)された台風。豊橋市付近に上陸。紀の川水系では床上浸水 12 戸、床下浸水 39 戸。
平成26年台風第11号	三重県に大雨特別警報が発表され、高知県安芸市付近に上陸した台風。貴志川が氾濫し、紀美野町から本市にかけて 20ha 浸水し、床下浸水2戸が発生した。
平成29年台風第21号	中心気圧 950hPa の「超大型」を維持した状態で静岡県に上陸した台風。本市でがけ崩れが3件起き、1名死亡(全国の死者数8名)。また、貴志川支流の水があふれ市内で 100 棟以上が浸水した。
平成30年台風第21号	和歌山市で最大風速 39.7m/s(最大瞬間風速 57.4m/s)を観測した風台風で、全国の死者 14 名。本市では停電に伴う断水や、強風による建物の破損、農業被害等が生じた。
令和5年梅雨前線及び台風第2号による大雨	令和5年(2023年)6月1日から3日にかけて梅雨前線が西日本に停滞し、前線に向かって台風第2号周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため大気の状態が非常に不安定となり、近畿地方、四国地方の太平洋側を中心に記録的な大雨となった。本市では死者 1 名、床上浸水 132 件、床下浸水 166 件、道路被害 348 件、その他がけ崩れや河川、橋梁の被害等多くの被害が発生した。

出典：紀の川の主な災害(国土交通省)、紀の川の風水害(和歌山河川国道事務所)、紀の川市地域防災計画を元に作成

## 2) 地震

中央構造線上に位置する本市は、直下型地震の発生が想定されます。また、プレート型の南海トラフ地震の影響も受けやすく、記録が残る過去の地震において、内陸部での揺れによる建物への被害等が記録されています。

表 18 主な地震被害の状況(明治以降)

災害名等	被災状況等
宝永地震	宝永4年(1707年)10月28日に発生した歴史上日本最大級と推定されている地震。南海トラフのほぼ全域にわたりプレート間の断層が破壊され、マグニチュードは 8.4～9.3、市域の震度は 5～6 と推定される。市域における被害の詳細は不明ですが、大阪平野や奈良盆地で建物倒壊の記録がみられることから、相応の被害があったと考えられる。
安政南海地震	嘉永7年(1854年)12月24日に紀州灘を震源に起きたマグニチュード 8.4 クラスの南海地震で、遠州灘を震源とする同規模の東海地震の翌日に発生。和歌山で震度 5～6、粉河で震度 4～5 と推定される。
昭和東南海地震	昭和19年(1944年)12月7日に熊野灘を震源として発生したマグニチュード 7.9 の地震。津市等で震度 6、和歌山市で震度 4。建物の倒壊と勝浦で 4～5m を記録した津波により、死者・行方不明者は 1,000 名以上に及んだ。

災害名等	被災状況等
昭和南海地震	昭和 21 年(1946 年)12 月 21 日に潮岬沖を震源としたマグニチュード 8.0 の地震。熊野市等で震度6、和歌山市で震度5。死者・行方不明者 1,443 名。紀伊水道沿岸で4～6 mの津波を記録し、新宮市、海南市等で甚大な被害を出した。

出典：紀の川市地域防災計画

### 3) 渇水

夏季に紀の川水系で降雨量が少ない年は、渇水が生じています。

和歌山地方気象台の記録では、明治 26 年 6 月～8 月にかけて酷暑で雨なしとの記録が残されます。また大正 2 年(1913 年)7 月～8 月の干ばつ時には、貴志川の減水に対処するため丸栖村の村民 240 余名で河川の浚渫を行ったとの記録が残されています。

近年においても、平成 6 年(1994 年)5 月～8 月には、取水制限延 99 日間、最大取水制限率 75%、紀の川の瀬切れ発生 25 日間の渇水が生じています。

### 4) 火災

本市を含む那賀消防組合の管轄における火災の発生件数は年間 40 件前後で推移しています。火災の種別では建物火災及びその他の火災が多く発生しています。

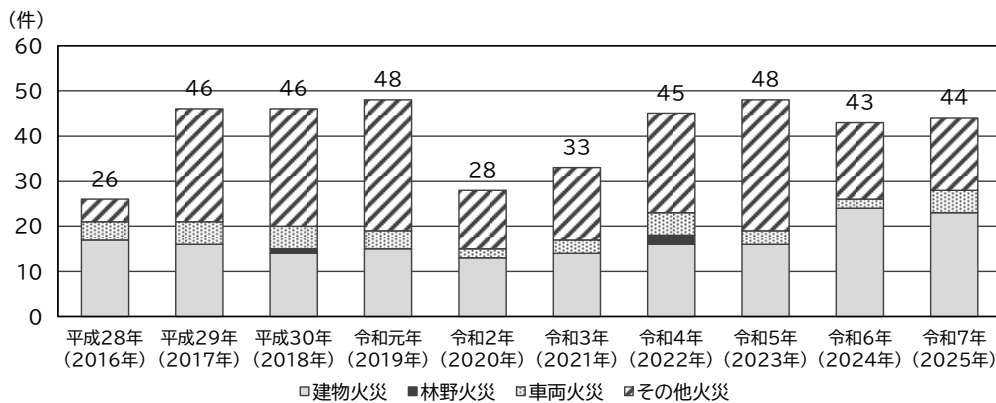


図 28 火災発生件数の推移 (平成 28 年 (2016 年)～令和 7 年 (2025 年))

※紀の川市及び岩出市の合計 出典：那賀消防組合『消防年報』

### 5) 盗難

県内では、仏像等の盗難事件が多発しており、本市でも未指定文化財だけでなく市指定文化財も多数被害に遭っています。

西山観音堂(貴志川町西山)の本尊である木造十一面観音立像(市指定有文)は、平成 30 年(2018 年)3 月に盗難被害に遭い、同年 6 月に転売先が判明して取り戻されましたが、被害時の衝撃で仏像の台座や光背が破損し、修理を行う必要がありました。

円福寺(穴伏)では、平成 22 年(2010 年)10 月、11 体の仏像が盗難被害を受けました。平成 25 年(2013 年)に、うち 3 体について所在が判明し、交渉のすえ無事返還が叶いましたが、残りの仏像については未発見の状態が続いています。

## (2) 文化財の防災・防犯に関する課題

近年、激甚化・頻発化する地震や台風、集中豪雨等の大規模災害が、歴史的建造物や美術工芸品、遺跡等に対して深刻な被害をもたらしており、災害から文化財をいかに守るかが、保存・活用を進めるうえで重要な課題となっています。

本市は、紀の川中流域に位置し、豪雨時の増水や内水氾濫による浸水被害を受けやすい地形的特性を有しています。また、南海トラフ巨大地震では強い揺れに加えて、地盤の変状や火災といった複合的な被害が予想されます。こうした災害リスクを把握し、特性や立地条件等を踏まえた対策が急務となっています。

さらに、社寺をはじめ木造の歴史的建造物が多数所在する本市では、失火や放火、山林火災の延焼等による被害の危険性があり、防火設備等の老朽化が進む文化財もみられます。

また本市では、複数の寺院が仏像等の盗難被害を受けており、未発見の文化財も残されています。文化財所有者の高齢化や社寺の無住化、空家の増加など、個人のみでの対応が困難となる中、防犯体制の再構築や地域による見守りの強化が求められます。

これら被害を防ぐため、平常時からの備えの充実とともに、災害発生時の迅速な対応体制を整備することが重要です。特に広域の観点から、本市単独の取組だけではなく、和歌山県文化財災害対応マニュアル（以下、「県対応マニュアル」という。）等に基づく県全体の対応体制と連携していく必要があります。

あわせて、災害はいつ発生するか予測できないことから、市民一人ひとりが文化財を守る意識を持ち続けることが重要です。そのためにも災害リスクの周知や啓発活動等の継続を通じて、地域全体で文化財を守る意識の醸成を図る必要があります。

## (3) 国及び県における関連計画等

### ① 国の計画、ガイドライン

第1次文化財防災対策5か年計画（令和7年（2025年）12月策定）

文化財の被災防止と安全確保を重点的に進めるため、文化財所有者等や地方公共団体が実施すべき具体的な防災対策（防火、耐震、水害等）を示します。

国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（令和2年（2020年）12月改訂）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年（2019年）9月）

文化財建造物や美術工芸品の保護のための指針として、文化財の特性に応じた火災リスクに対し、総合的な防火対策の考え方及び点検事項等を示します。

### ② 和歌山県文化財災害対応マニュアル（令和5年（2023年）11月策定）

和歌山県文化財保存活用大綱の第6章（文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応）における対応マニュアルに位置づけられ、和歌山県教育委員会として災害時の文化財の所在調査や点検、防災措置、災害発生時の具体的な行動指針を定めるとともに、市町村文化財保護部局や文化財所有者との役割分担及び連携のあり方を示します。

## 2. 文化財の防災・防犯に関する方針及び事業

### (1) 文化財の防災・防犯に関する方針（再掲）

多様な災害リスクから本市の文化財を守り、次世代へ引き継ぐため、以下の方針のもと取組を推進します。

#### **方針 文化財の特性や立地条件等に応じた防災・防犯対策及び対応体制の整備を推進します。**

自然災害や人為的被害から文化財を守るため、自然災害リスクの把握を踏まえた防災対策の充実、平常時の備えと災害時の対応体制の整備、防犯の強化、市民啓発等を関係機関と連携して一体的に推進します。

#### ⑥文化財に係る自然災害リスクの可視化及び周知

- ・市内に所在する文化財の所在、構造、管理状況等の基礎情報を整理し、本市の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等との関係に基づく災害リスクを把握します。
- ・得られたリスクを踏まえ、身近な文化財の被災の危険性について市民へ周知を図るとともに、関係機関等との情報共有を図り、災害時に迅速な対応が可能となるよう備えます。

#### ⑦平常時における防火・防災対策の推進

- ・指定等文化財の防火・防災設備の保守点検を定期的に行い、機能が低下している場合は必要な対策を講じます。
- ・建造物の耐震診断や補強、美術工芸品の保管方法の工夫、遺跡の斜面補強、遮水対策など、国のガイドライン等を参考に文化財の特性に応じて必要な被害軽減策を検討、実施します。
- ・文化財所有者等に対し、日常点検や防災・防犯対策についての情報提供、助言を行います。

#### ⑧災害発生時の対応体制の整備

- ・災害発生時に市の関係部署、県教育委員会、文化財所有者等との役割分担を明確にし、県のマニュアルに沿った初動対応等が行える体制を構築します。

#### ⑨防犯対策の強化

- ・無住化が進む社寺等や、文化財所有者単独での管理が困難な文化財について、地域住民と連携した見守り体制の構築を検討します。

#### ⑩市民等の防災・防犯意識の向上

- ・文化財防火デーの防火訓練、防犯の啓発活動等の継続を通じて、地域全体で文化財を守る意識の醸成を図ります。

(2) 守る（防災・防犯）に関する事業

- (2)⑥ 文化財に係る災害リスクの可視化及び周知
- (2)⑦ 平常時における防火・防災対策の推進
- (2)⑧ 災害発生時の対応体制の整備
- (2)⑨ 防犯対策の強化
- (2)⑩ 市民等の防災・防犯意識の向上

方針	区分	番号	事業名及び事業内容	実施主体					期間			
				行政	市民	所有者	教育	団体	専門家	前期 R9-12	後期 R13-16	
(2)⑥	新	25	<b>★災害リスクの把握及び周知</b> ・災害履歴や市ハザードマップ等をもとに、災害リスクが相対的に高い地域に所在する文化財を把握し、文化財の災害リスクについて関係機関等との情報共有並びに市民等へ周知を図る。	◎	◎			△	△	→		
(2)⑦	継	26	<b>文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修</b> ・指定等文化財の防災・防犯設備の定期的な保守点検を行い、必要に応じて設備の交換、改修等を実施する。	◎		○					→	
(2)⑦	継	再掲 21	<b>旧名手宿本陣整備事業</b> ・国指定史跡旧名手宿本陣及び重要文化財旧名手本陣妹背家住宅の環境整備に合わせて、文化財の特性に応じた適切な防災・防犯対策を講じる。	◎					△	→	→	
(2)⑦	継	27	<b>文化財の防災・防犯に関する情報提供、助言等の推進</b> ・消防署、警察署等と連携して、防災・防犯対策の必要性や設備等について文化財所有者等への情報提供、助言等を行う。	◎		◎			△		→	
(2)⑧	新	28	<b>文化財災害への対応指針及び体制の整備</b> ・災害発生時における危機管理等の行政部局の対応指針を整備し、関係自治体及び市外、県外の支援機関との協力体制を整える。	◎		○			○		→	
(2)⑨	継	29	<b>★文化財パトロール</b> ・和歌山県文化財保護指導員による定期的な文化財の見回りを行う。あわせて、市民や自治会等に対してパトロール参加を呼びかけ、文化財を守る活動に地域が主体的に関わってもらうための受け皿づくりに取り組む。	◎	◎			△			→	
(2)⑩	継	30	<b>★防災・防犯意識の向上</b> ・文化財防火デーにおける啓発活動、情報提供等を継続し、文化財所有者及び市民等の文化財に対する防災・防犯意識の向上を図る。	◎	◎	◎	△	○	△		→	

★網掛け：市民との繋がり事業      実施主体：◎中心として取り組む    ○協力して取り組む    △状況により協力する

### 3. 文化財の防災・防犯の推進体制

#### (1) 防災・災害対応に関する役割分担

文化財所有者等及び紀の川市(教育委員会生涯学習課)、和歌山県教育委員会(文化遺産課)が平常時、発災時、発災後に実施する防災・災害対策について、それぞれが担うべき役割は以下と考えます。

本市は、平常時より文化財所有者等及び和歌山県教育委員会との情報共有を図り、連携を強化して災害発生に備えます。

表 19 防災・災害対応に関する役割分担

	平常時の防災対策	発災時の対応	発災後の対応
文化財所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常管理</li> <li>○日常的な防災対策</li> <li>○市文化財担当との連絡体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通報(消防、警察)</li> <li>○被害概要・詳細調査の実施</li> <li>○被害状況を市文化財担当へ報告</li> <li>○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災文化財の救出、修理、復旧を計画、実施</li> </ul>
紀の川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の現状把握</li> <li>○専門の見地から文化財所有者等へ防災対策の助言</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> <li>○市の関係団体と文化財防災に係る情報共有・協力体制の整備</li> <li>○近隣市町村との連携体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等の安否確認</li> <li>○必要に応じて通報(消防、警察)</li> <li>○域内の文化財の被害状況を取りまとめ、県文化遺産課へ報告</li> <li>○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について文化財所有者等へ助言及び技術的指導</li> <li>○庁内関係機関との連携</li> <li>○和博連等の支援機関と救援方法等について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等に対する文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○文化財の救出、修理、復旧に対する補助</li> <li>○被災地における文化財保護の周知</li> </ul>
和歌山県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門の見地から市文化財担当及び文化財所有者等へ防災対策の助言</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> <li>○県内関連団体と文化財防災に係る情報共有</li> <li>○近隣府県との連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市文化財担当者の安否確認</li> <li>○文化財の被害状況について市文化財担当及び和博連加盟団体へ照会し報告を取りまとめる</li> <li>○国指定等文化財は文化庁へ報告</li> <li>○和博連幹事会と適宜救援方針について協議</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について市文化財担当及び文化財所有者等へ助言及び技術的指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市文化財担当に対する文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○文化財の救出、修理、復旧に対する補助</li> </ul>

※和博連：和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議

出典：和歌山県教育委員会『和歌山県文化財災害対応マニュアル』(令和5年11月)を元に作成

(2) 災害発生時の連絡体制

本市に所在する文化財について、自然災害や人為的な被害が発生した場合には、県対応マニュアルを参考に、以下に示す体制で情報収集及び文化財の救援等にあたります。

文化財の被害調査及び応急措置等については、文化財所有者等及び本市文化財担当、県教育委員会、和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等の県内機関での対応を原則としますが、県内での対応が困難と判断される場合、県教育委員会を通じて、文化財防災センターをはじめ県外機関を含めた応援要請を行います。

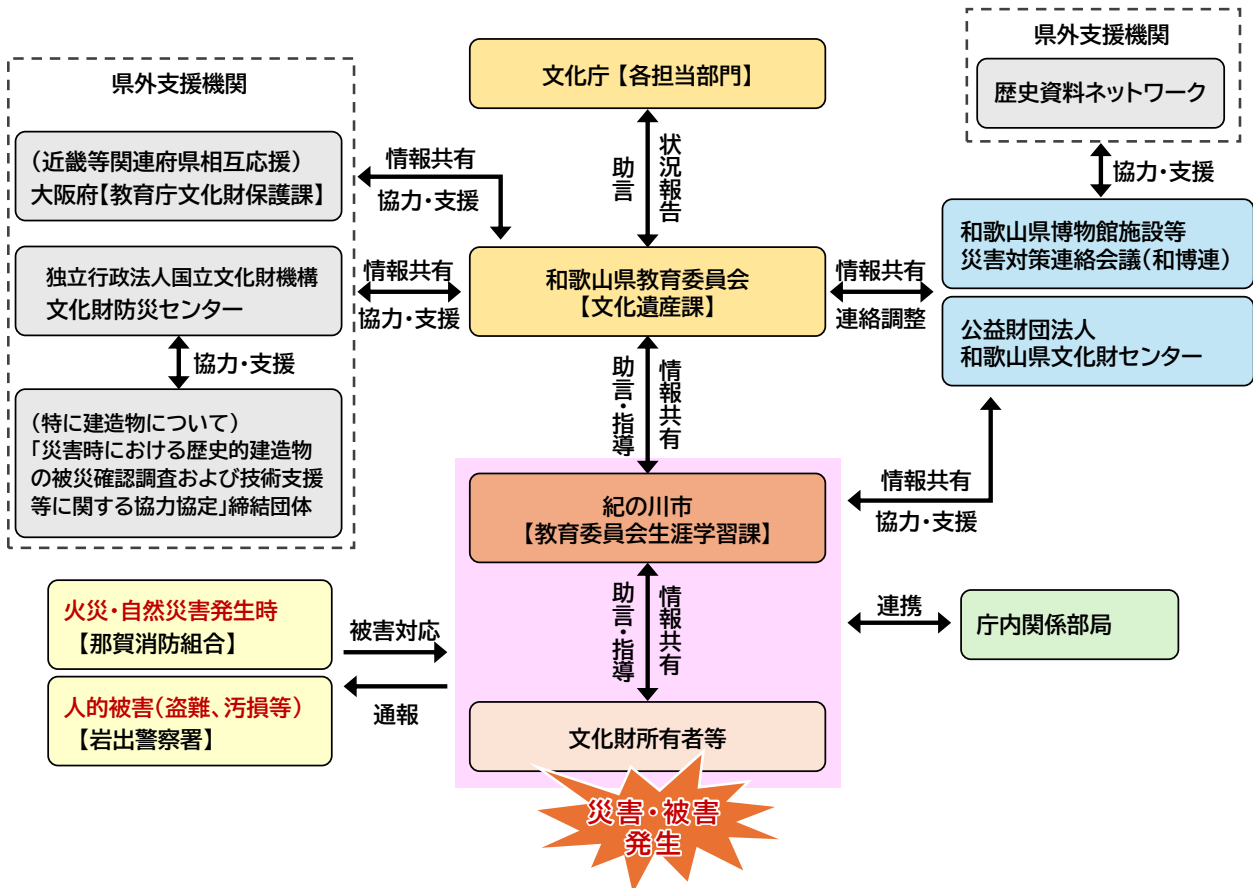


図 29 災害等発生時の連絡体制

出典：和歌山県教育委員会『和歌山県文化財災害対応マニュアル』（令和5年11月）を元で作成

## 9章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内体制の整備

本市文化財担当課（教育委員会生涯学習課 ※令和8年（2026年）4月現在）を中心に、計画に関わる文化財専門員等の確保と育成に努めるとともに、庁内関係課等と連携、調整を図りながら、文化財の保存・活用の取組を推進します。

#### (2) 協議会による計画推進

文化財を取り巻く社会状況が大きく変化する中で、文化財を将来へ確実に継承していくためには、本市に関わる多様な主体が一体となり、総がかりで本計画を推進していくことが重要であり、行政のみならず、文化財所有者、市民や地域、団体、専門家といった、関係する各主体が自らの役割を適切に理解し、相互に連携・協力できる体制の構築が求められます。

そのための中核的な組織として、本市において紀の川市文化財保存活用地域計画協議会が計画作成に引き続き、本計画の進捗管理を行うとともに、関係主体間の情報共有及び調整を図る場として機能することで、文化財の保存・活用に向けた主体間の連携を加速させ、取組を着実に推進していきます。

#### 紀の川市文化財保存活用地域計画協議会

事務局：紀の川市教育委員会生涯学習課※

所掌事務：紀の川市文化財保存活用地域計画の実施に係る協議、情報共有、連絡調整  
同計画に記載する事業の進捗管理及び評価、見直し等  
同計画の見直しに関する協議、その他必要な事業の推進等

※令和8年（2026年）4月現在

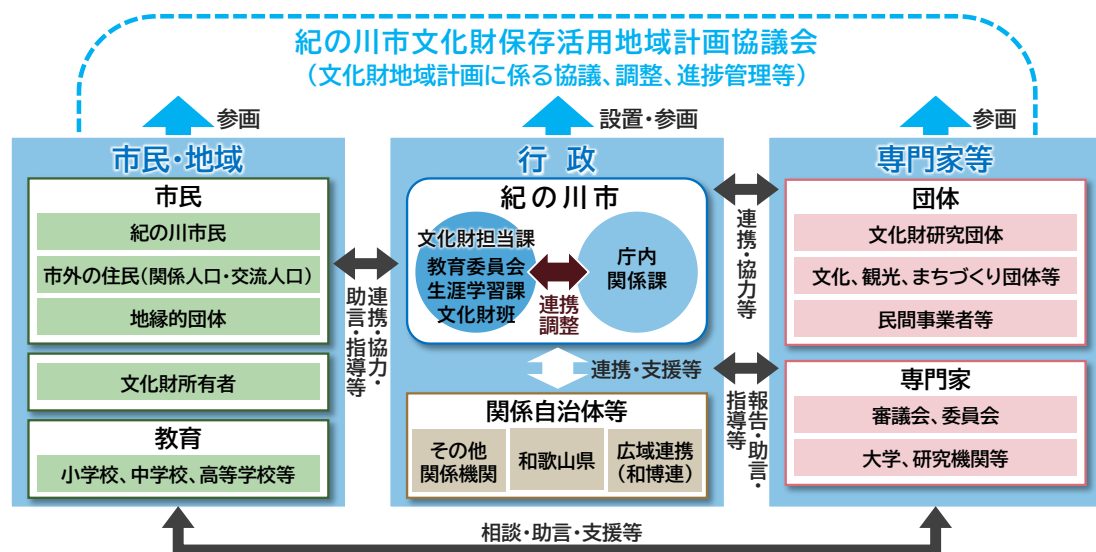


図 30 推進体制図

## 2. 各主体の役割及び連携体制

本計画の推進に関わる主体及び役割を下表に示します。

各主体は、その力を十分に発揮できるよう、互いの立場や役割を尊重しつつ、協働して文化財の保存・活用に取り組みます。

## 取組主体及び役割

## (1) 行政

区分、主体※1		主な役割等※2
行政一紀の川市		
(文化財担当課)		
教育委員会	生涯学習課	<b>文化財班</b> 文化財の保存・活用、文化財保護委員会、埋蔵文化財の調査、文化振興等 <b>【所管施設等】</b> 史跡紀伊国分寺跡歴史公園、紀の川市歴史民俗資料館、旧名手宿本陣、旧南丘家住宅
(庁内関係課)		
教育委員会	生涯学習課	<b>生涯学習班</b> 生涯学習との連携、公民館事業との連携、図書館事業との連携、文化団体の育成等
	教育総務課	学校教育との連携（ふるさと学習等）
市長公室	広報課	広報紀の川、紀の川市ホームページにおける情報発信、旧町史（誌）の販売等
企画部	企画経営課	長期総合計画、総合戦略等の総合調整 市DXの推進、文化財に関わるデジタルデータ利活用等
	地域創生課	シティプロモーション、ふるさと納税、移住定住施策、大学との連携、市民活動団体との協働等
	公共施設マネジメント課	文化財に関わる公共建築物の営繕（新築、改築、修繕）等
総務部	総務課	文化財に関わる自治区活動等
危機管理部	危機管理消防課	文化財に関わる危機管理、消防、防災・防犯等
農林商工部	農業振興課	農業振興施策との連携（農産物のブランド推進等） <b>【所管施設等】</b> 道の駅「青洲の里」
	農地整備課	農業振興施策との連携（水資源の活用等）
	林務課	自然公園、国定公園の管理等
	観光振興課	観光交流、観光振興施策との連携（各種イベント、PR等）
建設部	都市計画課	公園、緑地の整備、管理等 <b>【所管施設等】</b> 平池緑地公園
支所、出張所 (総務部)	粉河支所	文化財に関わる地域振興、地域コミュニティ、自治区活動等
	那賀支所	
	桃山支所	
	貴志川支所	
	鞆淵出張所	

※1 組織及び名称は令和8年（2026年）4月現在のもの

※2 文化財の保存・活用に関係する内容を記載

区分、主体※ <sup>1</sup>		主な役割等※ <sup>2</sup>
<b>行政－関係自治体等</b>		
和歌山県	和歌山県教育委員会 文化遺産課	県文化財保護施策の総合調整、県内文化財の補助事業・保存・指定の調査等
	和歌山県立博物館	和歌山県ゆかりの文化財を中核とした博物館資料の収集、保管、調査・研究、展示及び普及等
	和歌山県立 紀伊風土記の丘	考古資料及び民俗文化財の収集、保管、調査・研究、展示及び普及等
	和歌山県立文書館	古文書、公文書、行政刊行物等の収集、保存、活用等
	和歌山県立自然博物館	自然史に関する資料収集、保管、調査・研究、展示及び普及等
広域連携	和歌山県博物館施設等 災害対策連絡会議 (和博連)	被災した文化財等の救援・保全を図るため、関係機関及び団体との連携、協力の下に必要な活動を行う。 (構成団体等：県内博物館施設、図書館、市町村教育委員会ほか文化財及びその他学術関係の機関、団体)
その他 関係機関	那賀消防組合	文化財の防火等に係る連携（消防訓練、消防査察等）
	岩出警察署	文化財の防犯に係る連携（盗難、汚損等の通報）、埋蔵物発見届、鉄砲刀剣類の登録等

※1 組織及び名称は令和8年（2026年）4月現在のもの

※2 文化財の保存・活用に関する内容を記載

(2) 市民・地域

区分、主体※ <sup>1</sup>		主な役割等※ <sup>2</sup>
<b>市民</b>		
紀の川市民		・紀の川市の文化財に対する理解、関心の向上 ・文化財情報の共有及び発信
市外の住民（関係人口・交流人口）		・「市民との繋がり事業」を通じた文化財の保存・活用の取組への参画等
地縁的団体（自治区、老人クラブ等）		・各種活動を通じた、地域の文化財を活かしたまちづくりの推進 ・「市民との繋がり事業」を通じた文化財の保存・活用の取組への参画等
<b>文化財所有者</b>		
文化財の所有者及び管理者等 (個人、保存団体等)		・所有または管理する文化財の適切な保存管理、防災・防犯対策等の実施 ・市民等の理解や関心の向上、教育、地域の活性化に資する文化財の公開、活用の推進等
<b>教育</b>		
紀の川市立小学校 紀の川市立中学校 紀の川市内の高等学校（県立） その他教育機関		・地域や校区のまとまりやつながりを活かし、文化財を活かした地域活性化の推進 ・ふるさと学習等を通じて、子どもたちが歴史文化や文化財に親しみ、市及び地域への愛着と誇りを育てる

※1 組織及び名称は令和8年（2026年）4月現在のもの

※2 文化財の保存・活用に関する内容を記載

## (3) 専門家等

区分、主体※1	主な役割等※2
<b>団体</b>	
<b>文化財研究団体</b> 打田史談会 和歌山県文化財研究会なが 紀の川市文化財サポーターの会 粉河祭保存会 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の調査、研究活動への参加</li> <li>市民や他団体への積極的な文化財情報の共有及び発信</li> <li>文化財の担い手、後継者の育成への支援</li> <li>「市民との繋がり事業」を通じた文化財の保存・活用の取組の支援、参画 等</li> </ul>
<b>文化、観光、まちづくり団体等</b> 車楽ラブ 尊生舎松山棟庵プロジェクト NPO 法人紀州粉河まちづくり塾 NPO いなか伝承社 一般社団法人紀の川フルーツ・ツーリズム 一般社団法人紀の川フルーツ観光局 紀の川サイクリングクラブ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財を活用した他分野（観光、文化、まちづくり等）活動の推進</li> <li>他分野の活動を通じた、文化財への関心の喚起と誘客</li> <li>「市民との繋がり事業」を通じた文化財の保存・活用の取組の支援、参画 等</li> </ul>
<b>民間事業者等</b> 一般財団法人青洲の里（道の駅「青洲の里」指定管理者） 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財を活かした事業展開による地域社会への貢献 等</li> </ul>
<b>専門家</b>	
<b>審議会、委員会</b> 紀の川市文化財保護審議会 紀の川市名手本陣保存整備委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の指定及び解除に関する事項</li> <li>文化財の保存・活用に関する専門的技術指導・助言 等</li> <li>史跡旧名手宿本陣の保存、整備、活用に関する専門的技術指導・助言等</li> </ul>
<b>大学、研究機関等</b> 和歌山大学 紀州経済史文化史研究所 近畿大学 公益財団法人和歌山県文化財センター 和歌山県立博物館※ 和歌山県立紀伊風土記の丘※ 和歌山県立文書館※ 和歌山県立自然博物館※ 和歌山県建築士会（ヘリテージマネージャー育成） 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な見地から事業等に対する支援、指導・助言</li> <li>研究活動と連携した文化財の保存・活用の推進</li> <li>文化財に関する調査・研究、成果に関する情報発信</li> <li>文化財等資料の収集、保管、展示及び普及</li> <li>文化財に関わる専門人材の育成 等</li> </ul>

※1 組織及び名称は令和8年（2026年）4月現在のもの

※2 文化財の保存・活用に関係する内容を記載